

令和3年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和3年11月30日 火曜日

1. 議事日程第1号

令和3年11月30日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--|-----------|
| 日程第1 | 会期の決定 | |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第3 | 議第81号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）） | |
| 日程第4 | 議第82号 令和3年度人吉市一般会計補正予算（第7号） | |
| 日程第5 | 議第83号 令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第6 | 議第84号 令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第7 | 議第85号 令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第8 | 議第86号 令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号） | |
| 日程第9 | 議第87号 令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第10 | 議第88号 人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第11 | 議第89号 人吉市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第12 | 議第90号 人吉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第13 | 議第91号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第14 | 議第92号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第15 | 議第93号 人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第16 | 議第94号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第17 | 議第95号 人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置条例の制定について | |
| 日程第18 | 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | |
| 日程第19 | 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | |
| 日程第20 | 議第65号 令和2年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続） | 厚生
決特委 |
| 日程第21 | 議第66号 令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続） | |
| 日程第22 | 議第80号 令和2年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続） | |

2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

3. 出席議員（17名）

1 番	松 村	太 君
2 番	徳 川 禎 郁	君
3 番	池 田 芳 隆	君
4 番	牛 塚 孝 浩	君
5 番	西	洋 子 君
6 番	宮 原 将 志	君
8 番	高 瀬 堅 一	君
9 番	宮 崎	保 君
10 番	平 田 清 吉	君
11 番	犬 童 利 夫	君
12 番	井 上 光 浩	君
13 番	豊 永 貞 夫	君
14 番	福 屋 法 晴	君
15 番	本 村 令 斗	君
16 番	田 中	哲 君
17 番	大 塚 則 男	君
18 番	西	信八郎 君

欠席議員（1名）

7 番	塩 見 寿 子	君
-----	---------	---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
監 査 委 員	井 上 祐 太 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	小 澤 洋 之 君
企画政策部長	小 林 敏 郎 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
建 設 部 長	瀬 上 雅 暁 君

復興局長	元田啓介君
総務部次長	永田勝巳君
企画政策部次長	井福浩二君
総務課長	森下弘章君
会計管理者	徳澄賢次君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋彰君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康德君

午前10時 開会

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和3年12月第6回人吉市議会定例会を開会いたします。

なお、7番、塩見寿子議員は、病気療養のため欠席となっております。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

また、報告事項3番目の、教育委員会の事務に関する点検評価報告につきましては、皆様のお手元に報告書を配付しております。この件につきましては、教育長から発言の申出がっておりますので、議事終了後、発言を許可することといたします。

日程第1 会期の決定

○議長（西 信八郎君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、去る11月22日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。

令和3年12月第6回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月22日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日11月30日開会、12月1日は復興のまちづくりに関する特別委員会、治水・防災に関する特別委員会ですが、今回は午前と午後に分かれた開催ではなく、行程の一部を共有する合同視察となっております。2日から6日まで休会、7日、8日一般質問、9日一般質問及び委員会付託、10日予算委員会、11日、12日休会、13日、14日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、15日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、16日から20日まで休会、21日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は12月3日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいた

しております。一般質問は一问一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

また、執行部の答弁は自席から行うこととしております。

なお、継続審査となっておりました議第65号令和2年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、議第66号令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、及び議第80号令和2年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日、委員長報告の上、採決することといたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に8番、高瀬堅一議員、9番、宮崎保議員を指名します。

日程第3 議第81号から日程第19 諮第2号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第3、議第81号から日程第19、諮第2号までの17件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和3年12月第6回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

英北部グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）の首脳級会合における11月2日の演説で、岸田首相はアジアなどの脱炭素化のための追加支援や、日本国内の温室効果ガス排出削減に取り組む姿勢を強調するなど、気候変動という人類共通の課題に国の総力を挙げて取り組むことを表明したことが報じられました。平成30年の西日本豪雨や令和元年の東日本台風、そして令和2年7月豪雨などは、気候変動の影響が顕在化したものと分析されており、今後、国の治水計画なども、パリ協定が目標としている気候変動シナリオを踏まえて見直されていくものと認識をしております。我々も微力ではありますが、その脅威にさらされている当事者として、また、将来世代に対する責任を果たすために、「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」、「地球規模で考え、地域で行動する」を実践しなければならないと存じます。

11月28日午前、南稜高校ダンス部に華を添えていただくなど、約1年5か月振りに迎えたくま川鉄道の部分運行再開を祝うセレモニーが湯前駅レールウイングで行われ、金子総務大臣、斉藤国土交通大臣ほか来賓をはじめ多くの皆様の心温まる見送りの中、田園シンフォニー号は、晩秋の色濃い球磨路を肥後西村駅に向けて出発いたしました。多くの郡市民が待ち望んだ瞬間であり、列車の走る姿は、目に見える形で体現した地域の復興そのものとして、我々にさらなる意欲と感動を与えてくれました。球磨川第四橋梁の復旧など、全線開通にはまだまだ期間を要し、今しばらく御不便をおかけしますが、くま川鉄道の復活は、特に被害が甚大であった本市を含む下球磨地域の復旧・復興を、地域全体の総力として取り組まれた象徴的かつ先導的な事業であり、大きな節目として捉えております。

一方、目には見えなくとも、多くの被災者の心が前向きになっていく様子を感じる瞬間が増えてまいりました。先般公表した「人吉市復興まちづくり計画」の策定段階における議論の中でも、人吉を良くしたいという「想い」や「情熱」、さらにはリスクの負担や安全の確保について具体的な提案や意見をいただき、それぞれの意識が共有から協働へ高まっていく過程が復興のエネルギーとなってきたことを実感しております。この計画に基づき復興まちづくりを進めるためには、市民はもとより熊本県をはじめ多くの関係機関等の御支援、御協力が必要であり、「復興まちづくり計画（令和3年10月版）」の策定の報告と取組への協力をお願いを、10月中旬、蒲島知事に行ってまいりました。知事からは熊本地震からの復興を前例とした御助言や、「市民の皆様の笑顔を見るために私たちがいることを忘れないように」という心温まる激励をいただきました。また、復興の段階をさらに進める1つの節目として、発災後、大切な職員を派遣いただいた自治体への御礼を兼ねた訪問を始めており、少し期間を要しますが、私か副市長が拝眉の上、感謝の気持ちをお伝え申し上げてまいりたいと存じます。

現在、本格的に復興まちづくりを推進するに当たり、地域や区画ごとの地勢等に沿った、より具体的な取組に移行しておりますので、地区ごとの検討会や戸別訪問による説明・意向確認など、対応や対策も多様化することになりますし、それを受けてまちづくりに関する制度や工法など技術的な部分を検討する必要があることとなります。

さらに復興を推進するためには、市の体制づくりといった内的な要因と、国、県、流域に及ぶ外的な要素があると認識をしております。内部的には、未来型復興を強力に進めるための行財政改革等といった大きな流れに沿った具体的な事業の見直し、組織力を発揮するための組織機構改革、復興まちづくり計画の弾力的かつ適宜的な運用が重要となってまいります。外的な部分としては、国、県、球磨川流域市町村で取り組む緑の流域治水の推進がございます。この安全・安心のまちづくりの大前提である治水については、現在、国の社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において、「球磨川水系河川整備基本方針」の変更という重要な議論が行われました。今回の見直しでは、河川の総合的な保全と利用に

関する基本方針の中で、球磨川とまちづくりの関係、歴史文化の関わり、鉄道と一体となった景観の形成等についても追記されるなど、本市が目指す「球磨川と共に創る」という復興ビジョン上の信念と呼応するところが多く、また、流域治水プロジェクトについても経過、背景とともに明記されるなど、球磨川の将来像が明確に示された先進的なものとなっています。

そのような中で、本市としましては、地域ごとに取り組むべき事業や、まちづくりの方向性について、市民の皆様と協働・連携して創る復興まちづくりを進めておりますが、去る10月16日、これまでいただいた様々な御意見、御提案を参考に、各地区における復興の方針をまとめた全体報告会を開催、その後、10月末に、人吉市復興まちづくり計画として市民の皆様にお示しをさせていただきました。

同計画は、復興計画における復興基本方針の計画期間を踏まえ、令和3年度から令和9年度までの7年間の計画とし、対象区域を市内全域としております。その上で、特に被害の大きかった地区を、8つの重点地区として位置付け、地区別懇談会などの場において、住民の皆様と共に、まちづくりの議論を深めてまいりました。今後は、同計画に位置付けた事業内容等をさらに精査し、避難路・避難場所といった地域の安全・安心の向上のみならず、特に街なかにおいては賑わいの創出等にも十分に配慮し、スピード感をもって各復興施策に取り組んでまいります。

なお、重点地区のうち、中神、大柿の両地区につきましては、流域治水対策における遊水地計画の検討が進められている中、さきの11月6日には、両地区において、遊水地及び復興まちづくりに関する説明会を開催いたしました。国による候補地の測量と地質調査、市による住民の皆様の意向調査等を踏まえ、遊水地配置案を提示させていただきました。その後の地区別懇談会を通して意見や意向の集約を図っておりますが、対象地区の皆様の生活や生業に多大な影響を及ぼし、地域コミュニティの維持にも格別の配慮が必要なことから、国・県と連携し、流域治水の実現を目指しながらも、できる限り地域の要望に沿うような事業推進に努めてまいりたいと存じます。

また、中心市街地、青井の両地区においては、今年7月に、区域の一部を被災市街地復興推進地域として指定しており、現在、具体的な事業区域や事業手法の設定に向け、土地を所有されている皆様を対象に戸別訪問を実施しております。その中で、今後のまちづくりの方向性に対する市の考え方を御説明するとともに、将来の土地利用の御意向などを伺っております。今後は、各地区からいただいた御意見等を踏まえ、現行の復興まちづくり計画をさらに見直し、今年度末を目途に、同計画の改訂を行いたいと存じます。今回の復興まちづくりの取組は、本市にとって50年、いや100年に一度の大事業と言っても過言ではありません。従前からの課題であった人口減少、高齢化の進展、農林業や商工業、観光業など各産業においても減衰傾向が見られ、復興施策を進めると同時に、これらの解決に向けて早急に取り組

むことは本市にとって喫緊の課題でもあります。そのような状況下、まち全体が、市民が共有する将来像など統一した方向性をもって再構築され、新たに生まれ変わっていくことは、再び本市に賑わいと活力を取り戻すための重要な契機であると存じます。この地に住む人々の生命や財産を守るため、また、先人たちが育んできた本市独自のアイデンティティを受け継ぎながら、発災前よりも住みよい人吉市を創り上げるため、市民の皆様と力を合わせ、今後も復興まちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

防災対策関係でございますが、去る10月17日、国、県、警察、自衛隊、消防、市消防団、医療機関をはじめ、関係団体の皆様など500人を超える方々に御参加いただき、第二中学校をメイン会場に、人吉市総合防災訓練を実施いたしました。昨年の豪雨災害の経験を踏まえ、本番さながらの緊張感を持って実践的かつ効果的な訓練が実施できたものと存じます。御協力いただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして厚く感謝申し上げます。

また、自主防災組織につきましても、避難訓練や炊き出し訓練を行われるなど、地域の特性に応じた個別の訓練を実施いただいております。自らの命を守る、近くにお住まいの方の避難を手助けする、町内などの枠組みで避難行動を確認するなど、自主防災組織の持つ役割は、高齢化等の進展とともに年々その重要性を増しております。自助、互助、共助、公助、それぞれの特性を十分に活かすための連携、補完し合う体制づくりこそが、地域安全度の向上に大きく寄与するものと、私自身、強く認識しております。そのためにも、自主防災組織のさらなる構築に向け、私や地域防災官を中心に全力で支援してまいります。

防災ラジオ型戸別受信機関係でございますが、昨年の豪雨災害で被災された世帯に対しましては、おおむね配付を完了しておりますが、その他の全ての世帯につきましては、去る11月4日から、カルチャーパレスホール棟にて配付を開始しております。災害時の避難情報や市からのお知らせなど随時放送しておりますので、速やかに御対応いただきますようお願いいたします。

豪雨災害やコロナ禍の影響等により、今年は中止を余儀なくされた人吉市消防出初式でございますが、来年は、現時点での新型コロナウイルス感染症の状況や、これまで会場として使用してきたふるさと歴史の広場の復旧状況など総合的に判断し、1月9日、スポーツパレス駐車場にて開催することといたしました。また、内容につきましても、規模を縮小し、式典並びに規律点検披露のみを行います。消防出初式は、市の防災に関する最大の行事であり、消防団員の士気の高揚という観点からも重要な式典であると存じております。また、日頃から消防団をお支えいただいている地元町内会や後援会の皆様にとりましても、楽しみにしておられる年中行事の1つではないかと存じます。豪雨災害、そしてコロナ禍の影響が続く中ではございますが、新年を飾る恒例行事として、小規模でも凛とした出初式を目指してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種関係でございますが、2回目のワクチン接種については、

おおむね10月末までに完了しており、新規の申込受付についても現在も継続して行っております。11月21日現在、2回の接種を完了された方は2万5,290人、接種率は88.4%となっております。国は、3回目接種の実施について、2回接種を完了した18歳以上の方のうち、原則、8か月以上経過した方に接種する方針を示しており、2回接種完了者全てに対して追加接種の機会を提供することとしております。追加接種に向けた具体的な内容が決定次第、市民の皆様へお知らせするとともに、接種体制の確保に努めてまいります。

昨年の豪雨災害に係る被災者の生活再建支援関係でございますが、各種相談業務につきましては、カルチャーパレスホール棟にて、引き続き支援金等の申請受付などを実施しております。

住まいの再建に関しましては、被災者が入居されている応急住宅の供与期間が原則2年となっており、その対応が急務となっております。住まいの再建方法については、被災者の皆様の将来に対する思いやそれぞれが置かれた状況等により様々な選択肢が想定され、どのように再建するか決めかねておられる方も少なくない状況にあります。再建方法によっては時間を要する場合もあり、応急住宅への入居時期が早い方は、来年7月にもその期限を迎えられますので、安心してその後のお住まいが確保できるよう、早い段階からのお声かけや相談対応等が必要となっております。

このような現状を踏まえ、9月下旬から、応急住宅等の入居世帯を対象に住まいの再建方法等の聞き取りを実施し、再建方法や課題など今後の対策に必要な情報についておおむね把握ができたところですが、その中で、希望される住まいの在り方などについては、市内13団地、380戸の建設型応急住宅に引き続き住み続けたい、また、恒久的な住まいとして残してほしいといった御意見なども頂戴しているところです。今後は、各世帯が希望される方法での再建が可能となりますよう、県と連携し支援を継続してまいります。

地域支え合いセンター関係でございますが、これまでは、被災者の世帯ごとの住まいや日常生活の課題を戸別訪問により把握し、市関係機関や専門機関へつなぐなどの支援を行ってまいりましたが、現在は、応急住宅等の入居者に対する住まいの再建に向けた具体的な支援活動にシフトしております。今後も、これまで同様、日常生活の支援を継続するとともに、個々の世帯の実情に応じ、災害公営住宅やその他の住まいに関する情報提供を行うなど、人吉市社会福祉協議会や関係機関等と連携しながら支援を継続してまいります。

災害公営住宅関係でございますが、去る11月15日及び18日の2日間、災害公営住宅へ入居を希望される世帯や再建方法が決まっていない世帯の方々を対象に、入居要件等に係る説明会を開催いたしました。当日は、住宅金融支援機構の担当者にも御参加いただき、被災者向けの災害融資に関する説明を併せて実施いたしました。今後は、これまで実施してきた住まいに関する意向調査の結果等を踏まえ、年明けにはプロポーザル方式による設計、施工関係の提案募集を開始し、今年度内には事業者を選定する予定です。また、災害公営住宅の整備

と並行し、建設型応急住宅の利活用や市営住宅の活用も併せて検討してまいります。

昨年の豪雨災害による大規模な浸水被害に伴い大量に発生した災害廃棄物や、家屋解体に伴うごみ処理の拠点として、昨年7月、人吉中核工業用地に開設した災害廃棄物仮置場でございますが、発災から約1年半が経過した現在、処理に関しましてはおおむね完了したものと判断し、12月28日をもって同仮置場は閉鎖いたしますが、引き続き、課題となる災害廃棄物等の処理については、市民ニーズを踏まえて今後も検討してまいりたいと存じます。

同仮置場の設置に関しましては、発災直後から周辺地域にお住まいの皆様をはじめ市民の皆様には御心配をおかけする一方、多大な御協力をいただきました。この場をお借りしまして改めておわびと御礼を申し上げます。閉鎖後は本来の設置目的である工業用地としての機能を回復するため、来年3月末までに原型復旧を行う予定で作業を進めてまいります。

また、公費解体につきましては、今年3月末に申請受付を終了しておりますが、申請いただいた900件のうち、11月25日現在、94%の解体が完了しており、今後も、所有者の意向を確認しながら事業を進めてまいります。

昨年の豪雨災害により発生した災害土砂につきましては、発災以降、相良村井沢の仮置場に搬入いただいておりますが、個人やボランティア、人吉市建設協会を中心に、継続的に巡回撤去等を行っていただいた結果、発災から約1年半が経過した現在、浸水区域の道路や宅地等に堆積した土砂の撤去はおおむね完了しております。現況についても、個人等による土砂の搬入も減少傾向にあることから、12月25日をもって災害土砂の仮置場は閉鎖いたします。これまで土砂の撤去、搬出入に御尽力を賜りました皆様に、厚く御礼申し上げます。

農林整備関係でございますが、昨年の豪雨災害により被災した農地・農業用施設の災害復旧について、農地13地区においては復旧面積の8割、農業用施設156か所においては6割の発注を完了しております。残りの地区、農業用施設につきましても、農地等の早期復旧、営農再開に向け、鋭意事業を進めてまいります。

一方、林道災害復旧関係でございますが、市で管理している林道全17路線のうち、11路線において、のり面崩壊、路肩決壊等の被害が発生しており、被災路線に関連する山林のうち、林業事業体や森林組合等で策定された森林経営計画に関連する路線を優先し、復旧工事を進めております。また、作業道においても、現在、測量設計を行っており、早期の復旧に向けて事業を進めてまいります。

国営川辺川総合土地改良事業関係でございますが、最終年度を来年に控え、今年度は、上原田地区の国営造成団地である尾崎団地において、給水栓立上げ工事を実施しております。本事業は、昭和58年に事業着手、令和4年度末で事業完了を迎えますが、受益農家は、国営事業に係る負担金を償還し、施設の維持管理費を負担する川辺川総合土地改良区の組合員となることから、現在、負担金の償還方法や維持管理費について、受益者を対象に個別説明等協議を行っております。

田んぼダム関係でございますが、熊本県は、球磨川水系流域治水プロジェクトの取組の1つである田んぼダムについて、令和3年度及び令和4年度にかけて、実証実験による効果検証を行われますが、本市においても、田んぼダム実験事業のモデル地区である鬼木地区の参画農家に対し、田んぼダム協力支援事業として、農業保険加入者に対する一部助成や水稻への影響時の一部補填を行い、新たな治水対策の促進を図ります。

疲弊する地域経済の復興の一助として、また、持続可能な地域経済の確立を目指すため、関係機関の御協力のもと取組を進めております地域デジタル通貨構築事業関係でございますが、デジタル通貨の名称を「きじうまコイン（通称、きじこ）」とすることに決定いたしました。この事業は、きじ馬スタンプ協同組合、人吉商工会議所、人吉市の三者が連携し、当面は、豪雨災害からの復興と、新型コロナウイルス感染症下における経済対策を目的として実施するものであり、既に加盟事業者説明会を開催しております。なお、利用可能な店舗でございますが、原則、人吉市内に店舗等を有し、人吉球磨に本社・本店を置く事業所に限定することで、地元での消費喚起を促し、地域経済の好循環を目指すこととしております。運用開始は12月6日を予定しており、同日、デジタル版のプレミアム商品券の販売も開始いたします。未来志向の新たなまちづくりに資するデジタルインフラとして、地域への想いをカタチにした電子マネーを地域内外の多くの皆様に御利用いただけるよう、今後もさらなる周知、啓発に取り組んでまいります。

ひとよしくま熱中小学校関係でございますが、去る10月23日、北は山形県から南は鹿児島県まで、全国から151名の皆様に入学いただき、第1期を開校いたしました。同校の校長には、宇城市出身であり、東証一部上場企業であるアステリア株式会社を創業された平野洋一郎代表取締役社長に就任いただき、副校長には、本市鍛冶屋町、立山商店の立山まき子氏並びに球磨川くんだり株式会社代表取締役の瀬崎公介氏に就任いただいております。豪雨災害からの復旧・復興に取り組む本地域において、新たな学びの機会や仲間との出会い、交流の場を提供することは、交流人口・関係人口の増加や、新たなビジネスチャンスの創出につながるものと期待をしております。本事業に参加される皆様にとって有意義な機会となりますよう、本市としましても引き続き支援を行ってまいります。

企業誘致関係でございますが、本年2月24日に立地協定を締結した株式会社エフ・アール・エスのデータセンター及びコールセンターにつきまして、去る6月21日から開業されておりましたが、当初計画していた人員の確保が計画どおりには困難という判断から、同社において年内での事業撤退が決定されました。このたびの決定は本市におきましても非常に残念な結果となりましたが、県やハローワークと連携を取りながら、従業員の再就職を含めた支援を引き続き行っていくとともに、地域の実情や企業ニーズ等をより詳細に分析し、継続的な雇用創出につながるよう、今後も企業誘致に取り組んでまいります。

観光関係でございますが、熊本県のまん延防止等重点措置が9月末に解除されたことから、

本市観光関連事業においても、徐々にではありますが回復の兆しが見え始めております。本市においてもこの機を逃すことなく対策を講じており、新型コロナウイルス感染症対策予算を活用した宿泊支援事業やアクティビティ支援事業など、本市を訪れていただく皆様に順調に御利用いただいております。

また、飲食店応援事業における施策として、11月6日から、今年2回目となる「食べ飲み応援券」を発売いたしましたところ、販売開始から、市内宿泊者をはじめ多くの皆様にお買い求めいただき、大変好評を博したところです。さらには、観光関係事業者が主体となり、ひかりの実証実験や交通実証実験、災害学習ツアー、シェアサイクル事業など多くの事業を展開いただいておりますが、このような複数の事業が連携、波及することで、新たな観光戦略が創生されるものと期待をするものでございます。

イベント関係では、10月から11月にかけて、自衛隊音楽隊と第一中学校吹奏楽部による人吉駅構内での演奏会や、モゾカタウンひとよし駅前及び人吉復興コンテナマルシェでの独自イベント、スカイランタン及びよさこい祭りなど、集客のための多くの催しが、民間を中心とした関係の皆様のお力添えをいただき、盛大に開催されております。さらには、11月末のくま川鉄道の一部区間の運転再開に合わせ、12月には主要駅での地元高校生による観光案内などの記念イベントを開催される予定です。

新型コロナウイルス感染症による影響は、冬季の到来により、いまだ見通せない状況にございますが、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた今後の対策を、民間団体をはじめとした関係の皆様と共に講じてまいりたいと存じます。

コロナ禍の影響により延期しておりました人吉花火大会でございますが、去る10月24日、66回目の大会として、中川原公園を打ち上げ会場とし開催いたしました。今回は、今年の豪雨災害からの復興を祈念する大会でもあり、できるだけ多くの皆様に目の前で御覧いただければと願っておりましたが、昨今のコロナ禍の影響により、打ち上げ時間の短縮や観覧席を設けない形での開催となりました。しかしながら、御自宅において、また、動画配信などにおいて、それぞれ花火を御覧いただいたものと存じますし、特に初の試みであった動画配信においては、約5,000人がリアルタイムで視聴されたと関係の皆様からお伺いしたところです。また、視聴回数は5万回を超え、さらには海外からも視聴いただくなど、日本、そして世界各地で人吉の花火をお楽しみいただけたのではないかと存じます。大会の開催に当たり、実行委員会をはじめ御協力を賜りました全ての皆様に、厚く御礼申し上げます。

公共土木施設の災害復旧関係でございますが、道路38か所、橋梁5橋、河川12か所について、現在、復旧工事を進めております。そのうち、道路23か所、橋梁2橋、河川4か所につきましては復旧工事が完了しております。その他の箇所につきましても、年度内を基準に早期復旧を目指し、鋭意事業を進めてまいります。

公園関係でございますが、豪雨災害で被災した中川原公園の復旧につきましては、国や関

係機関の御協力のもと、復旧方針の検討を進めてまいりました。昨年の豪雨災害では基本高水をはるかに超える水量が発生し、同公園を含む周辺区域においても甚大な被害を受けたことから、河川の増水時における同公園の治水上の影響等について、二次元流況解析や熊本大学に監修いただき再現した水理模型実験による現象確認など、科学的な検証を重ねてまいりました。熊本大学での水理模型実験については、私も現地で様々な視点から詳細な説明を受け、実際の模型実験装置を通して水の流れ方や水位の変化など確認をいたしました。この検証結果等を踏まえ、関係機関等と検討を重ねた結果、中川原公園の復旧につきましては、治水効果、観光資源としての役割、中心部に位置する中川原としての歴史、そして将来にわたる公園の在り方など総合的に勘案し、被災前の公園地盤高から約2メートル地盤を掘り下げる形で復旧を行うことが最良との結論に至りました。今後は、この方針を軸に、関係機関と連携し、同公園の早期復旧を目指してまいります。

上水道関係でございますが、原城配水池の災害復旧工事について、道路側のり面の復旧が完了いたしました。周辺地域にお住まいの皆様など、大変御不便と御心配をおかけしました。今後、新たな貯水槽の建設に向け、西側のり面工事などを進めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

去る10月7日、スポーツパレス小アリーナにおきまして、人吉市戦没者追悼式を挙行了したところ、御遺族、関係の皆様など約100人に御出席いただき、戦没者の御霊に対し哀悼の誠をささげました。昨年度は、コロナ禍や豪雨災害の影響等もあり、追悼式の開催がかなわず、今年は2年振りの開催となりました。花束を手向けられる御遺族のお姿を拝見し、さきの大戦から76年が経過した今でも悲しみは癒えることなく、今なお犠牲になった御親族等への思いを深く胸に刻んでおられることに、悲しみを新たにいたしました。悲惨な戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さを語り継ぐ努力を重ねていくことが、今の時代を生きる私たちの責務であり、平和への誓いを胸に、戦没者への哀悼と感謝をささげる式典として、今後も継承してまいりたいと存じます。

高齢者福祉関係でございますが、去る11月8日、人吉市金婚夫婦表彰式を開催いたしました。今年度は、48組の御夫婦が50年という金婚の節目を迎えられておりますが、当日御出席いただきました31組の御夫婦と共に、晴れやかに笑顔あふれる表彰式を行うことができました。改めまして心からお祝い申し上げます。2年振りの表彰式でもあり、祝辞とねぎらいとともに、今後も、本市の災害からの復興に御夫婦の豊富な経験や知識をもってお力添えをいただくようお願いをいたしました。これからも健康に十分留意され、心豊かな人生をお過ごしになりますよう、心から祈念申し上げます。

平成18年度にスタートした「こども王国保安官」事業でございますが、今年で活動開始から15年という節目を迎え、去る11月20日、西瀬小学校体育館において、創立15周年記念式典を開催いたしました。式典では、保安官の地域での活動の様子を御紹介いただき、それを受

ける形で、児童や保護者の代表からは感謝の言葉が贈られました。同事業には現在、老人クラブ連合会をはじめ、地域住民や保護者など合わせて372名の皆様に御登録いただき、ボランティア活動として児童・生徒の登下校時の見守り活動を行っていただいております。交通事故を未然に防ぎ、不審者から子供たちを守るなど、会員各位の日頃の献身的な活動が、本市の児童・生徒にとっても安心して通学できる、いわゆる心のよりどころともなっておりますので、子供たちの健やかな成長と安全・安心な地域づくりのため、引き続きのお力添えをお願い申し上げます。

学校教育関係でございますが、去る10月15日、中学生による「子ども議会」を開催いたしました。昨年度は、豪雨災害とコロナ禍の影響により、やむを得ず開催を見送りましたが、今年度は無事開催することができました。当日は、市内3校の中学校から選ばれた3年生の代表8組15名が、「人吉市の未来を考える」をテーマに、市の将来や身近な問題等を中心に、市政に対する質問や提言を行いました。物おじすることなく、本会議場で堂々と質問する子ども議員の姿に接し、中学生ならではの視点による、まちづくりに対する純粋な思い、そして何より「ふるさと人吉市」をもっと住みよいまちにしたいという熱い思いが伝わり、大変うれしく、また頼もしく感じたところです。今回出された貴重な意見、提案につきましては、市としてしっかりと受け止め、今後のまちづくりに反映するなど活用していくとともに、将来を担う子供たちが、ふるさと人吉を誇りに思えるようなまちづくりにこれからも努めてまいりたいと存じます。

犬童球溪顕彰音楽祭関係でございますが、コロナ禍の影響等により、個人コンクールは既に中止を決定しておりましたが、学校発表会、音楽のひろばにつきましても、学校での教育活動や部活動、また、音楽のみならず文化団体の活動の制限に伴い練習の機会等が確保できない現状等を踏まえ、開催を見送りました。このことにより、今年度は碑前祭のみの開催となりましたが、これまで75回の歴史を刻んできた伝統ある音楽祭でございますので、次年度以降の再開に向け、今後も関係団体等と協議を進めてまいります。

熊本県童話発表大会関係でございますが、その代表を選出する人吉球磨児童による童話発表大会とともに、当初の目的を達成したという理由や、新型コロナウイルスまん延防止措置等の影響により、大会を終了するという結論が出されております。童話発表大会は、子供たちの読書意欲や読書力の向上と豊かな心の育成を図る上で大変有益な事業であると認識しておりますことから、本市におきましては、来年2月20日に「第1回人吉市童話発表大会」を独自に開催することといたしました。本大会に先立ち、2月6日に、小学校の低、中、高学年ごとに予選会を開催いたしますので、各学校から多くの児童に参加いただくようお願い申し上げます。

例年多くの団体に参加いただいている人吉駅伝大会でございますが、今年度につきましても、コースの復旧状況やコロナ禍の影響等、総合的に勘案し、大変残念ではございますが、

昨年度に引き続き中止することになりました。本大会の開催を楽しみに日頃の練習に打ち込んでこられたランナーの皆様に対し、今回の中止決定は大変心苦しく存じますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

本市復興計画、復興まちづくり計画に基づく具体の取組、施策を着実に遂行していくためには、時々フェーズに的確に対応するとともに、復興施策の推進を見据えた組織体制の構築を図っていく必要がございます。そのため、令和4年4月1日付で行政組織機構改革を行い、これまで以上に復興関連事業を推進するための体制を整えてまいりたいと存じます。

今回の機構改革に係る大きな変更点として、主に企画政策部、建設部、復興局を統合再編し、国・県・関係機関との連絡調整や、復興を中心とした政策立案・調整を一体的に行っていくため、復興政策部を設置するとともに、同部と連携し復興に係る具体の事業を推進していくため、復興建設部を設置することといたしております。復興に力点を置きつつも、市民サービスの低下を招くことのないよう、業務の効率化を図りながら、他の部も含めた組織全体を再編いたします。本市の復興まちづくりは、これからさらに本格化してまいります、復興の歩みを止めることなく着実に事業に取り組める体制づくりを、今後も鋭意図ってまいります。

第6次人吉市総合計画前期計画につきましては、令和2年度を始期とし4年間の計画で進めているところですが、豪雨災害に関する復旧・復興事業に係る事業比率が増大する中、市の業務全体を俯瞰し、可能な限りの財源と人材を復旧・復興事業へ集中させる必要があります。このような状況下、市政の停滞を招くことがないよう配慮しつつも、既存事業について縮小・休止を含めた進捗調整と優先順位の設定を行い、ヒト、モノ、財源を必要な事業に集中できるよう、第6次総合計画前期計画における分野別施策ごとの事務事業見直し方針を策定いたしました。本方針の適用期間は令和4年度から2年間とし、予算編成、組織運営等に反映させてまいります。令和6年度以降につきましても、第6次総合計画後期計画の策定において、復興計画、復興まちづくり計画を含めた各施策等を勘案し、改めて方針を定めてまいりたいと存じます。

新市庁舎建設関係でございますが、11月に建物の外装工事を終え、周囲の足場の撤去が進むにつれて、徐々に全体の姿が明らかとなってまいりました。現在、内装、設備、外構の各工事が大詰めを迎えており、計画どおり、来年3月には新市庁舎が完成する予定でございます。市政の中核であり、市民サービスの中核であり、また防災対策の要でもある新市庁舎は、市民の皆様もその完成を待ち望んでおられることと存じます。また、現在数か所に分散しております庁舎機能を集約することにより、課題であった迅速かつ総合的なサービス提供の一日も早い実現に向け、来年6月頃を予定していた供用開始時期を、1か月程度早めさせていただきました。鉄筋コンクリート造5階建ての堅牢な構造に加え、基礎免震システムという柔軟性を兼ね備えたこの新しい庁舎は、市民の生命と財産を守る総合防災拠点として、また

市民が集う市のランドマークとして、その機能を存分に発揮してくれるものと確信しております。

10月3日の日曜、熊本県による「緑の流域治水の説明と住民の皆様との意見交換会」を開催いただき、蒲島知事の御参加のもと、被災者である市民の皆様に直接お話を伺い、要望等をはじめ意見交換を行う機会を得ることができました。終了後は、下原田と西間上にそれぞれ3か所ずつ整備された建設型応急住宅を御訪問いただき、仮設の暮らしを気遣われるなど、多くの皆様と言葉を交わされ、要望等に寄り添っていただく中に、少し早い小春日和にふさわしい温かい時間が流れておりました。

我が国では、新型コロナウイルス感染拡大の第5波の収束を迎え、季節性の流行への備えが叫ばれる一方、医学的な研究や臨床への取組も各国で進められております。そのような中、新型コロナウイルスの増殖を防ぐ「抗体カクテル療法」というものが注目をされましたが、19世紀の終わりにこの抗体療法の原理を発見したのが、熊本が生んだ偉人、北里柴三郎翁であることを知りました。やはり19世紀末に香港でペストが流行したとき、北里翁が日本政府により現地に派遣され、ペスト菌を見つけ感染拡大の防止に努め、結果、日本への感染を防いだという功績は郷土の誇りでもあり、当時の国家の危機管理と併せて、現代の感染症対策にも改めて学ぶべきだと評価をされているようでございます。しばらくは、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じていく日々が続きますが、ウィズコロナとも言える新しい生活様式を世界中が課題とする中で、本市も未来型復興という最大テーマの中で実践してまいりたいと存じます。

次に、令和4年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告します。

令和2年7月豪雨に係る公共施設等の災害復旧につきましては、社会教育施設など一部を除き、予算化を行い、順次工事に着手するなど、一定のめどがついたところであり、被災しました地域を中心としたまちの復興につきましても、先月、復興まちづくり計画を取りまとめたところでございます。今後、復興まちづくり計画に基づく未来型復興を推進する上で課題となりますことは、推進体制と財政運営でございまして、通常の市政に係る事業に加えて進めるには限界があることは事実でございます。そのため、令和4年度以降、被災者の方々の生活再建支援と復興まちづくり計画に基づく事業を優先的に推進するため、先ほど述べましたように組織機構改革と事務事業見直し方針を策定いたしました。

事務事業見直しにつきましては、第6次人吉市総合計画に掲げる事業を対象とするものでございまして、事業の進捗を緩やかにするものから規模縮小、凍結、休止・廃止に及ぶものであり、そのことにより人と財源を復興事業にシフトするものでございます。また、この見直し方針は、発災前に策定した人吉市行財政健全化計画の延長線上にある、いわば第2次計画でもありまして、将来的に持続可能な財政運営に資する取組を包含するものでもあります。

昨年の未曾有の災害から市政における優先課題が一変し、また、市民の方々のニーズも

日々変化をしている中で、令和4年度は、その災害からの復興へ本格的に踏み出す年であると捉えております。復興まちづくり計画の推進、及び被災者の生活再建につきまして、引き続き国、県の御指導・御支援をいただきながら進めることはもちろんのこと、市としまして、事業が停滞することがないように一般財源を確保するなど、財政健全化の取組も併せて進めてまいります。

議員各位をはじめ市民の皆様におかれましても、災害からの復興と行財政健全化への取組につきまして御理解をいただき、改革改善に格段の御協力と御協賛を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

引き続き、令和3年10月28日に行いました専決処分及び提案しております予算案、条例案、人事案件につきまして、概要を御説明いたします。

議第81号令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）は、10月28日に専決処分いたしました補正予算につきまして議会の承認を求めるものです。原城配水池法面災害復旧工事に伴う補正でございまして、資本金収入及び支出のうち、支出の建設改良費を3,762万1,000円増額し、支出予算総額を3億8,903万2,000円とするものです。

議第82号令和3年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）は、国・県の補助金など交付決定に伴う補正のほか、扶助費及び、昨年の豪雨災害関連などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ11億6,795万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ315億868万2,000円とするものです。

議第83号令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号）は、国民健康保険税の減額などの補正でございまして、歳入歳出それぞれ7,572万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億3,016万円とするものです。

議第84号令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、保険料の減額などの補正でございまして、歳入歳出をそれぞれ4,117万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,413万2,000円とするものです。

議第85号令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、介護保険料の減額などの補正でございまして、歳入歳出をそれぞれ6,495万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億8,328万4,000円とするものです。

議第86号令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、一般会計繰入金増や人件費の補正でございまして、収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益を370万9,000円増額し、収入総額を5億1,233万3,000円とし、支出の水道事業費用を141万円増額し、支出総額を4億9,542万3,000円とするものです。

議第87号令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、一般会計繰入金増や人件費及び災害復旧に伴う委託料等の補正でございまして、収益的収入及び支出につきましては、収入の営業外収益を747万円増額し、収入総額を10億748万8,000円とし、支

出の営業費用を1,047万6,000円減額し、特別損失（災害）を1,056万4,000円増額し、支出予算総額を11億4,353万9,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、収入の企業債を6,840万円、補助金を8,800万円、それぞれ増額し、収入総額を19億728万1,000円とし、支出につきましては建設改良費を1億6,090万4,000円増額し、支出予算総額を23億3,040万8,000円とするものです。

議第88号人吉市部設置条例の一部を改正する条例案は、組織機構改革に伴い、部・局等の統合再編を行うため改正するものです。

議第89号人吉市監査委員条例の一部を改正する条例案は、地方自治法第196条第4項の規定による識見を有する者のうちから選任される監査委員を、常勤から非常勤に変更することに伴い、関係条例を改正するものです。

議第90号人吉市特別会計条例の一部を改正する条例案は、人吉市公共用地先行取得事業会計を新設することに伴い改正するものです。

議第91号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律により、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律等が改正されたことに伴い改正するものです。

議第92号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、全世代型対応の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、国民健康保険税の改正部分が令和4年1月1日から施行されること等に伴い改正するものです。

議第93号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例案は、健康保険法施行令等の一部改正及び傷病手当金の支給に係る適用期間を延長することに伴い改正するものです。

議第94号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例案は、レンタルキッチン等の供用を開始するに当たり、その使用料等を規定するため改正するものです。

議第95号人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置条例案は、災害公営住宅等整備事業者の選定等に関して審議する附属機関を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに条例を制定するものです。

諮第1号及び諮第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求める2つの案件は、平成31年4月1日から3年間の任期で法務大臣から委嘱されていましたが吉村和子氏、祝憲生氏の2人につきまして、令和4年3月31日をもって任期満了となることに伴い、それぞれ同氏を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

以上、専決処分及び提案しております予算案、条例案、人事案件につきまして概要を御説明いたしました但、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時16分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、議第82号令和3年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の継続費の補正につきましては、第2表継続費補正により、第3条の繰越明許費の補正につきましては、第3表繰越明許費補正により、第4条の債務負担行為の補正につきましては、第4表債務負担行為補正により、第5条の地方債の補正につきましては、第5表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。第2表継続費補正でございます。8款土木費、3項住宅費、災害公営住宅整備事業は、事業にかかる期間が3か年を要しますことから、継続費を設定するものでございます。事業総額を31億8,650万円とし、令和3年度から令和5年度まで、それぞれ年割額を定めるものでございます。

第3表繰越明許費補正でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業 人吉矢岳線ほか4,950万円は、国の補助内示に伴うものでございまして、適正な工期等の確保ができないため、年度内での竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

9款、1項消防費、内水排除ポンプ設置工事2,900万円は、コロナ禍により資材等の供給の遅れにより製造等に不測の日数が見込まれ、年度内での完了が難しいことから、全事業費を繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、過年発生補助、林業施設災害復旧事業1億7,473万円から、3項公共土木施設災害復旧費、過年発生補助、河川災害復旧事業3,370万円までの3件は、いずれも昨年7月の豪雨災害に伴う災害復旧工事でございます。設計や関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

その下になります。第4表債務負担行為補正の追加でございます。議会だより印刷製本費から、6ページの学校給食配送等委託料までの14件につきましては、令和4年度の業務委託などにつきまして、年度内に準備行為、入札等を実施するために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

その下でございます。債務負担行為補正の変更でございますが、固定資産標準地等不動産鑑定評価委託料から健康管理システムリース料の3件につきましては、入札に伴います金額の確定により限度額を変更するものでございます。

7ページをお願いいたします。第5表地方債補正は、追加が1件、変更が7件でございます。

まず、追加でございますが、くま川鉄道災害復旧資金貸付事業債は、くま川鉄道株式会社の災害復旧事業に伴う資金繰りの支援に対する起債でございます。充当率が100%の3億9,800万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。公有林整備事業債から現年発生単独災害復旧事業債までの7件は、事業費の増に伴い、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明をいたします。10ページをお願いいたします。上からになります。1款市税、2項、1目固定資産税3,603万5,000円の増額補正は、家屋の減及び償却資産の増によるものでございます。

11ページをお願いいたします。上から、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金4,627万2,000円の増額補正は、障害者支援に係る自立支援給付費負担金などの増でございます。2目災害復旧費国庫負担金5,160万6,000円の増額補正は、昨年の豪雨災害に伴う道路、橋梁や河川の災害復旧に係る過年災公共土木施設災害復旧費負担金の増でございます。3目衛生費国庫負担金3,478万6,000円の増額補正は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金でございます。

13ページをお願いいたします。ページ、下のほうになります。16款県支出金、2項県補助金、7目消防費県補助金1,933万3,000円の増額補正は、内水排除ポンプ設置に係る球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金の増でございます。

14ページをお願いいたします。中ほどでございます。17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入144万7,000円の増額補正は、上永野町及び西大塚町における山林売買に伴うものでございます。18款、1項寄附金、1目一般寄附金193万5,000円の増額補正は、人吉球磨林業機械センターからの寄附金でございます。その下の4目商工費寄附金は、古都人吉応援団寄附金を1億5,000万円増額補正するものでございまして、次のページの19款繰入金、2項基金繰入金、4目応援団基金繰入金に、寄附金の増額に伴う関係事務処理経費7,991万1,000円を増額補正いたしております。6目新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金繰入金942万円の増額補正は、コロナ禍における資金借入を活用した事業者に対する借入利子の補給金でございます。

16ページをお願いいたします。21款諸収入、4項、2目雑入1,849万円の増額補正は、2節民生費雑入の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金、及び9節教育費雑入の東京2020聖火リレー熊本県実行委員会負担金返還金が主なものでございます。

17ページをお願いいたします。22款市債につきましては、第5表地方債補正にて御説明をいたしましたので割愛をさせていただきます。

次に、歳出でございます。18ページをお願いいたします。なお、各款、項、目の中の職員

手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動等に伴うものでございます。また、国・県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございまして、説明を割愛させていただきます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4億1,828万5,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の地域おこし協力隊員起業等支援補助金のほか、20節貸付金のくま川鉄道災害復旧資金貸付金の増が主なものでございます。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。中ほどでございます。3款民生費、1項社会福祉費、2目心身障害者福祉費1億462万2,000円の増額補正は、自立支援給付費などの扶助費の増が主なものでございます。

23ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1億1,601万2,000円の増額補正は、認可保育所等に対する延長保育促進事業補助金や、市単独で実施しております軽度障害児保育事業補助金、市内11か所の学童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金などでございます。

24ページをお願いいたします。下のほうになります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費3,565万8,000円の増額補正は、12節委託料で、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種委託料などでございます。

26ページをお願いいたします。中ほどになります。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費533万2,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、熊本県が実施します田んぼダム実証実験事業に協力する農家に対する補助金、及び熊本県の就農支援制度を活用して実施します、本市における就農者に対する交付金でございます。2項林業費、1目林業総務費518万5,000円の増額補正は、27ページになりまして、27節繰出金で、藍田財産区におきまして実施をいたします公有林整備費用を繰り出すものでございます。7款、1項商工費、1目商工総務費8,012万7,000円の増額補正は、古都人吉応援団寄附金の増額に伴い、12節委託料などに関係事務的経費を増額するものでございます。2目商工業振興費1,143万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、コロナ禍における資金借入を活用した事業者に対する利子補給補助金などでございます。

29ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費5,214万4,000円の増額補正は、14節工事請負費で、国の社会資本整備総合交付金事業による補修工事の増などでございます。3目道路新設改良費3,733万7,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、井ノ口町の急傾斜地崩壊対策事業及び願成寺町における側溝整備事業に対する県営事業負担金などでございます。

31ページをお願いいたします。9款、1項消防費、4目水防費2,900万円の増額補正は、14節工事請負費で、老神町及び出水川における内水排除ポンプ設置工事費でございます。

32ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費682万1,000円の増額補正と、その下の3項中学校費、1目学校管理費327万2,000円の増額補正は、いずれ

も電気料など小学校管理運営費の増に伴うものでございます。

33ページをお願いいたします。中ほどになります。4項社会教育費、4目文化振興費624万6,000円の減額補正は、犬童球溪頭彰音楽祭及び人吉球磨総合美展の中止に伴い、事業費を減額するものでございます。

34ページをお願いいたします。5目文化財保護費352万2,000円の増額補正は、昨年の豪雨災害により被災しました文化財の復旧を支援する補助金などでございます。5項保健体育費、2目体育施設費387万6,000円の増額補正は、コロナ禍による体育施設利用の低迷に伴い、施設管理費用を増額するものでございます。

35ページをお願いいたします。中ほど下からになります。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費568万6,000円の増額補正は、12節委託料で、本年7月の豪雨により被災しました頭首工の測量設計委託料などでございます。

36ページをお願いいたします。3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費3,608万8,000円の増額補正と5目河川災害復旧費1,906万3,000円の増額補正は、昨年7月の豪雨に伴う道路、橋梁及び河川災害復旧事業につきまして、設計等により事業費を追加するものでございます。13款諸支出金、2項基金費、7目人吉応援団基金費に1億5,000万円を増額いたしております。

37ページをお願いいたします。最後でございます。14款、1項、1目予備費を578万円減額いたしております。

以上で、議第82号令和3年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）についての補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西 信八郎君） 以上で、議第81号から諮第2号までの提案理由の説明は全て終了いたしました。

日程第20 議第65号及び日程第21 議第66号

○議長（西 信八郎君） 次に、議会運営委員長から報告がありましたとおり、継続審査となっておりました決算の認定等について、本日、委員長報告を受け、順次採決を行います。

まず、日程第20、議第65号令和2年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、日程第21、議第66号令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。

令和3年9月第5回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました日程第20、

議第65号令和2年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。本議案については、未曾有の大水害となった令和2年7月豪雨災害に伴う災害復旧事業等を含む内容となっております。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が12.9%減の5億493万5,674円（税抜額）に対し、総費用が5.1%減の4億6,286万6,876円（税抜額）で、純利益が前年度より54.3%減の4,206万8,798円となっております。総収益が減額になった主な理由は、令和2年7月豪雨に伴い全ての利用者の水道料金1か月分の全額減免措置や被災者の方々に対して減免措置を講じたこと等によるものです。投資された事業の主なものとしましては、鬼木町配水管布設工事、井ノ口第二水源地ポンプ盤及びポンプ改良工事、下永野町配水管改良工事等が実施されています。

給水戸数は前年度より96戸減少、給水人口は688人減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.56%となっております。年間総配水量は前年度より8.4%減少、年間総有収水量は13.1%減少しております。有収率は81.18%で、前年度より4.39ポイント減少しております。

審査では、各委員から、令和2年7月豪雨による水道管路の耐震化の取組の影響について、西瀬橋の配水管流出に伴う漏水への対応についてなどの質疑がありました。

これに対し執行部からは、令和2年7月豪雨による水道管路の耐震化の取組の影響については、下林町配水管改良工事は災害前に発注し、改修している。上永野町、下永野町の配水管改良工事も災害前に計画をして実施している。豪雨災害後では、七地町配水管災害復旧工事については復旧と同時に耐震化を行った。西瀬橋の配水管流出に伴う漏水への対応については、発災当初は水位が高く現場に近づくことができなかったが、当日夕方、水位がある程度引いたのを確認し、橋の両端にある仕切弁のバルブを操作して止水した。水道管は矢黒町側からの送水により断水には至らなかったなどの答弁がありました。

水道事業においては、全国的な少子化傾向に伴う人口減少や節水意識の高揚などにより、今後も給水収益の減少が予想され、本市でも喫緊の課題となっております。また、費用の面では、施設の維持管理、給水開始から約60年を経過した老朽管の更新及び管路等の耐震化等に多額の出費が見込まれています。さらには、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症対策による減免措置に伴う水道料金の減収分がもたらす将来の資金計画への影響について、今後の重要課題として捉えておく必要があります。

本委員会としましては、以上のことを踏まえながら、水道事業の経営については、「人吉市水道事業ビジョン」に基づき、引き続き公営企業原則である経済性と公共の福祉増進に沿って経営の効率化、健全財政及び収益性の向上を推進されることはもちろんのこと、本市

の将来を見据えた計画的で確実な事業の実施、さらには大規模災害を視野に入れた危機管理能力に優れた組織・体制づくりの構築に努め、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定供給ができるように要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 水道事業の健全運営の維持を図るために、引き続き職員の技術力向上・維持及びIT化に伴うスキルアップといった人材育成を強化するとともに、職員の適正配置に配慮すること。また、近年全国で多発している地震や異常気象等による大規模災害に伴う道路陥没など、不測の事態に起因する断水等に対し迅速な対応に努められ、安心・安全な市民生活への復旧に向けて、速やかに対応できる体制の強化を図ること。
- 2 耐用年数を経過し老朽化した水道施設及び管路の更新については、「人吉市水道事業ビジョン」に基づき計画的に行い、今後も国庫補助や起債等の有利な制度を積極的に活用し、水道料金の収納率の更なる向上に努めるなど財源の確保に努め料金の適正化を図るとともに、財源不足に起因する料金の改定等市民の急激な負担増にならないよう適正運営にも配慮すること。
- 3 未収金については、負担の公平性の観点から、安易に不納欠損の措置をとることがないよう、債務者に応じた適正な管理を行うとともに、関係部署との連携及び情報共有の強化を図り、早期解消に向けた努力をされること。

以上、厚生委員会に付託されました議第65号令和2年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案可決及び認定することに決しました。

引き続き、令和3年9月第5回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました日程第21、議第66号令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。本議案についても議第65号と同様に、未曾有の大水害となった令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業等を含む内容となっております。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長及び下水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が9.8%減の9億7,059万9,245円（税抜額）に対し、総費用が3.2%増の10億39万8,979円（税抜額）で、純損失が2,979万9,734円となっております。純損失の主な理由は、令和2年7月豪雨に伴う減免措置を講じたこと等によるものです。投資された事業の主なものは、鬼木地区外公共樹設置及び人孔蓋修繕工事、願成寺地区外公共樹設置及び人孔蓋修繕工事等が実施されています。

下水道接続済世帯数は前年度より132戸減少、水洗化済人口は400人減少し、下水道普及率

は74.5%、水洗化率は92.8%となっております。年間汚水処理水量は前年度より28.2%減少、年間有収水量は22.6%減少しております。有収率は75.93%で、前年度より5.52ポイント増加しております。

審査で、各委員から水道局と関係部署との連携について、平成26年度及び27年度分下水道使用料の不納欠損に係る被災・生活困窮2件についてなどの質疑がありました。

これに対し執行部からは、水道局と関係部署との連携については、健康福祉部の担当課と生活困窮者に係る連携及び情報共有を図っている。平成26年度及び27年度分下水道使用料の不納欠損に係る被災・生活困窮2件については、平成26年度及び27年度分を滞納されている方が昨年度被災をされたためであるとの答弁がありました。

公共下水道事業においては、今後、全国的な少子化傾向に伴う人口減少や節水意識の高揚などにより、下水道使用料の減少が予想され、また、終末処理場及びポンプ場の経年劣化に伴う更新費用の増加等が懸念されます。併せて、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症対策による減免措置に伴う下水道使用料の減収分がもたらす将来の資金計画への影響について、今後の重要課題として捉えておく必要があります。

本委員会としましては、以上のことを踏まえながら、今後の公共下水道事業の経営については、令和元年度に策定した「人吉市下水道事業経営戦略（ストックマネジメント計画）」に基づき施設等の維持管理に努めるとともに、経営の効率化、健全化の推進、収益性の向上を図りつつ、持続可能な事業運営に努められ、さらなる市民サービスの向上を図られるよう要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 下水道使用料及び受益者負担金の徴収については、引き続き口座振替の推進や収納方法の周知徹底により、さらなる収納率向上に努めること。未収金については負担の公平性の観点から、安易に不納欠損の措置をとることがないように、債務者に応じた適正な管理を行うとともに、関係部署との連携及び情報共有の強化を図り、早期解消に向けた努力をされること。
- 2 激甚災害をはじめとする有事に際しても、市民に対し下水道サービスの機能停止を最小限で抑えられるよう組織体制及び人材育成の強化に平時から努めること。
- 3 「人吉市下水道事業経営戦略」に基づき、公営企業会計として可能な限り経費削減及び各種業務の民間委託などによる事務効率化に努めること。

以上、厚生委員会に付託されました議第66号令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案可決及び認定することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と

呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第65号、議第66号について、原案のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第65号、議第66号は原案可決及び認定することに決しました。

日程第22 議第80号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第22、議第80号令和2年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇） 令和2年度決算特別委員会報告。令和3年9月第5回定例会において、決算特別委員会に付託されました議第80号令和2年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

委員会は、5回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部・局から前年度の要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、令和元年度においては2億5,378万8,000円の赤字でありましたが、令和2年度においては9億2,980万8,000円の黒字となっております。これには令和2年度に交付されました国・県支出金の精算に伴い、次年度に返納する財源も含まれております。また、一般会計から特別会計への繰り出しは、11億9,080万1,000円となっております。

普通会計における、財政力指数は0.449で、前年度と比較すると0.005ポイント高くなっており、実質公債費比率は4.9%で、前年度に比べ0.1ポイントの減、経常収支比率は96.9%で、前年度に比べ3.0ポイントの減となっております。

令和2年度の一般会計決算は、新型コロナウイルス感染症対策及び令和2年7月豪雨に伴う災害復旧・復興経費などにより、例年の一般会計決算総額を大きく上回る結果となっております。

歳入面につきましては、令和2年度の歳入総額は約300億9,284万円で前年度より約113億9,681万円の大幅な増となっています。主なものは、地方交付税のうち特別交付税、国庫支出金のうち特別定額給付金、災害等廃棄物処理事業費補助金、県支出金のうち災害救助費負担金、寄附金のうち古都人吉応援団寄附金などとなっています。しかし、今後は豪雨災害に伴う減免による市税の減収や、長期的には生産年齢人口の減少に伴う市税の減収及び地方交

付税等の減収による歳入総額の減収が予想されます。また、新型コロナウイルス感染症や豪雨災害による経済への影響も懸念され、特に歳入一般財源の減収に対し注視が必要です。

歳出面につきましては、歳出総額が約287億799万円で、前年度より約103億5,371万円の増となっています。主なものは令和2年7月豪雨により被災された方々の救済に要する経費や災害廃棄物処理、道路などの公共施設の災害復旧事業、更には全国的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策等及び経済対策などです。長期的には豪雨災害の影響だけでなく高齢化による扶助費の増加や特別会計への繰出金の増加、新市庁舎建設事業により発生するランニングコスト及び各公共施設の老朽化対策が余儀なくされる状況であり、広域的な負担も含め、今後も財政需要がますます増大すると予想されます。

よって、今後の財政運営に当たっては、被災者に寄り添った災害からの復旧・復興に努めながら、引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進するとともに、財政状況をより正確に把握・分析し、歳入の最大限の確保及び、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行われるよう要望します。

なお、個別の指摘・要望事項は次のとおりです。

- 1 令和2年7月豪雨による災害からの復旧・復興を推進するため、行財政健全化計画については、国・県の財政措置の積極的な活用を含めた歳入の最大限の確保に努め、既存事業の検証・見直しを徹底し、歳出全般にわたり抜本的な改革となるよう努めること。
- 2 税・使用料・負担金の徴収について、更なる多様な収納方法の検討に取り組み、歳入の確保に万全を期されたい。また、収納未済額については、税負担の公平の見地から新たな収入未済の発生防止と未収額の縮減に向け適正な債権管理を行い、歳入の確保に努めること。
- 3 国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、市民健診及び特定健診受診率の向上や介護予防事業を推進し、関連する各種事業の周知徹底に努めること。
また、ジェネリック医薬品の利用促進等については成果が上がっているところではあるが、更なる医療費の適正化を図り、健全な財政運営に努めること。
- 4 負担金については、歳出抑制を重点とし、負担割合を十分に分析・見直しをするとともに、団体等に対して積極的な働きかけに努めること。

以上、4点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第80号令和2年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、賛成多数で認定することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 議第80号令和2年度人吉市歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

この決算には川辺川ダム建設促進協議会負担金が含まれており、これに反対するものです。令和2年8月25日より始まった球磨川豪雨検証委員会において、国土交通省は、仮に川辺川ダムがあった場合の水害の低減効果を示しました。この検証結果の基となる数値には数々の矛盾が指摘されており、とても科学的な検証とは言えず、信頼が置けるものではないと思います。

しかし、それに先立つ8月22日に、川辺川ダム建設促進協議会は、定期総会において早々と川辺川ダム建設を含む抜本的な治水対策を講ずるべきだとした決議を上げ、ダムによらない治水対策からの方向転換を明確に表明しました。水害の検証さえ行わずにダム建設へとかじを切る促進協の態度は、理性を欠いていると思います。

また、この頃から、市民の間で「ダムより復興が先だ」という声があちらこちらで聞かれるようになりました。市民感情に照らしても、促進協の態度は受け入れられるものではなかったと思います。

7・4球磨川流域豪雨災害被災者・賛同者の会を中心に、アンケート調査が行われました。「どのような治水対策を望みますか」では、「流水型ダム」を選んだ人はわずか8.1%となっています。また、「現在の県や市の水害対策について、被災者や住民の声が反映されていると思いますか」という問いに対して、「被災者、住民の意見は反映されていない」と回答した方が65.1%に達しています。川辺川ダム建設促進協議会負担金は、もとはといえば住民の税金です。流域住民の民意を顧みない促進協のこのような動きは、税金を払っている住民の納得が得られるものではありません。

以上のような見地から、私はこの決算に反対します。

○議長（西 信八郎君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをいたします。議第80号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって、議第80号は認定することに決しました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了しました。

発言の申出

○議長（西 信八郎君） ここで、教育長の発言を許可いたします。

○教育長（志波典明君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、人吉市議会に提出いたしました教育委員会の事務に関する点検評価報告書について、概要を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、全ての教育委員会は、毎年、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たす観点から、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用しながら、点検及び評価を行うこととなっています。さらにその結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することを義務づけられております。

人吉市教育委員会は、人吉市教育方針の基本理念、教育目標のもと、令和2年度に実施しました主要な7つの事業を選定し、学識経験者3名からの御意見を参考にしながら、教育委員会会議におきましてAからDまでの4段階の評価基準に基づき評価し、最終決定をしたところでございます。

学識経験者の方々から頂きました御意見は、各事業の展開あるいは必要性について、おおむね高い評価を頂いたところでございますが、御意見の中には、各事業への検討事項や創意工夫など、具体的な御意見も活発に頂いておりまして、教育行政に対する関心の深さや、大きく熱い期待を実感したところでございます。

なお、この報告書には、教育委員会の活動及び運営状況につきましても掲載しております。今後は、この報告書をホームページで公表いたします。議会や市民の皆様の御意見を頂きながら、今日のコロナ禍、及び本市の被災からの復旧・復興の状況等に沿った事業として改善を図りながら、教育振興基本計画をはじめ、本市教育行政の推進に生かしていくように努めてまいりたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、今後とも、議員各位におかれましては御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、報告いたします。

○議長（西 信八郎君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後0時04分 散会

令和3年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月7日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和3年12月7日 午前10時 開議

- 日程第1 議第81号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第2 議第82号 令和3年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議第83号 令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第84号 令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第85号 令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第86号 令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第87号 令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第88号 人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第89号 人吉市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第90号 人吉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第91号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第92号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第93号 人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第94号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第95号 人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置条例の制定について
- 日程第16 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 一般質問

1. 牛 塚 孝 浩 君
2. 徳 川 禎 郁 君
3. 豊 永 貞 夫 君
4. 本 村 令 斗 君

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議案の訂正について

議第96号 令和3年度人吉市一般会計補正予算（第8号）

議第97号 工事請負契約の締結について

・議事日程のとおり

3. 出席議員（16名）

2番	徳川	禎郁	君
3番	池田	芳隆	君
4番	牛塚	孝浩	君
5番	西	洋子	君
6番	宮原	将志	君
8番	高瀬	堅一	君
9番	宮崎	保	君
10番	平田	清吉	君
11番	犬童	利夫	君
12番	井上	光浩	君
13番	豊永	貞夫	君
14番	福屋	法晴	君
15番	本村	令斗	君
16番	田中	哲	君
17番	大塚	則男	君
18番	西	信八郎	君

欠席議員（2名）

1番	松村	太	君
7番	塩見	寿子	君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君	
副市	長	迫田	浩二	君	
監査	委員	井上	祐太	君	
教	育	長	志波	典明	君
総務	部長	小澤	洋之	君	
企画	政策部長	小林	敏郎	君	
市民	部長	丸本	縁	君	
健康	福祉部長	告吉	眞二郎	君	

経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
建 設 部 長	瀬 上 雅 暁 君
復 興 局 長	元 田 啓 介 君
総 務 部 次 長	永 田 勝 巳 君
企画政策部次長	井 福 浩 二 君
総 務 課 長	森 下 弘 章 君
水 道 局 長	久 本 禎 二 君
教 育 部 長	椎 屋 彰 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	北 島 清 宏 君
次 長	栞 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
書 記	青 木 康 徳 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

なお、1番、松村太議員、及び7番、塩見寿子議員より欠席届が提出されております。

それでは、議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問前に、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議案の訂正について

○議長（西 信八郎君） 執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、貴重な時間をいただきまして誠に申し訳ございません。御提案申し上げております予算案の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正いたしますのは、議第85号令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）の予算書の15ページ、給料及び職員手当の増減額の明細の表のうち、職員手当の項についてでございます。なお、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明を申し上げます。何卒御了承賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。

一般質問前の貴重なお時間をいただき、誠に申し訳ございません。議第85号令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）につきまして、提案に際し、十分な内容確認が不足し、訂正をお願いするものでございます。

お手元に配付させていただいております正誤表にて御説明申し上げます。訂正をお願いする部分は、予算書15ページ（2）給料及び職員手当の増減額の明細の職員手当の項につきまして、増減額及び増減事由別内訳欄の金額、それぞれ33万5,000円の減額を、訂正後の表の「20万3,000円」の減額に、また、説明欄に「時間外等勤務手当13万2,000円」の追加をお願い

いするものでございます。

お手数でございますが、予算書の差し替えをお願い申し上げます。今後、議案を提出する際は確認を徹底し、誤りがないよう努めてまいりたいと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（西 信八郎君） 以上で訂正についての説明は終了いたしました。

お諮りします。ただいまの議案の訂正について、これを承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については承認することに決しました。

ここで、執行部に申し上げます。議案の上程に当たっては、内容を十分に確認・精査の上、提出されますよう忠告いたします。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） さらに、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問前に、議第96号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第8号）、議第97号工事請負契約の締結についての2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、これら2件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第96号及び議第97号

○議長（西 信八郎君） 執行部へ提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） ただいま、追加提案いたしました予算案件及び案件議案につきまして、概要を御説明いたします。

議第96号令和3年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）は、国の新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、18歳以下の子供がいる世帯に対し、子供1人当たり5万円を先行給付するための給付金などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ2億6,093万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ317億6,961万5,000円とするものです。

議第97号工事請負契約の締結についての案件は、令和2年7月豪雨により被災した中神地区の農地の復旧を行うR2年災中神地区農地災害復旧工事に関するものでございます。本工事は、当初、簡易査定による概略数量で設計し、指名競争入札の結果、三和建設株式会社が1億2,628万円で落札し、令和3年5月25日付で契約いたしました。その後、工事を行い、数量が確定したことにより、契約金額が2億6,229万2,678円となりましたので、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決

をお願いするものです。

以上、提案しております予算案件及び案件議案につきまして概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇） 皆様、おはようございます。

それでは、議第96号令和3年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により御説明をいたします。

少し飛びまして6ページをお願いいたします。まず、歳入について御説明をいたします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2億5,142万8,000円の増額補正は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の増でございます。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金950万5,000円の増額補正は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の増でございます。

次に、歳出でございます。7ページをお願いいたします。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童支援費2億5,142万8,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、国の新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、18歳以下の子供がいる世帯に対し、子供1人当たり5万円を先行給付するための給付金のほか、事務的経費でございます。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,222万1,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、昨年の豪雨災害で被災されました農家の今後の営農を支援するための、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金でございます。

8ページをお願いいたします。14款予備費を271万6,000円減額いたしております。

以上で、議第96号令和3年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）についての補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西 信八郎君） ただいま説明がありました議第96号、議第97号に対しての議案質疑は、明後日9日の一般質問終了後に行いますので、よろしくをお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、ただいまから質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。4番議員の牛塚孝浩でございます。初めての1番目となりました。頑張って質問してまいりたいと思います。

ちまたでは、新たに新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が広がりを見せております。昨日も、3例目となる事例が国内で見つかったようでございます。3回目となるワクチン接種も始まっておりますが、感染拡大に注意を払いながら、皆さんも年末年始には気をつけてお過ごしをいただきたいと思います。

それでは、早速、通告に従って、一般質問をさせていただきます。まず、1点目に高齢者施策について、要介護認定に関する項目を、2点目に山林の伐採問題について、3点目は被災した公共施設の復旧計画と市道整備について、4点目に市民の声から、中心市街地の解体家屋の壁補修に関する問題と西人吉駅利用者の交通の手段についての4点を予定しておりますが、4点目のうち、西人吉駅からの交通手段については、議長の許可を得まして割愛させていただきますので御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、高齢者施策についてでございますけれども、今年8月に総務省が発表しました1月1日時点での国内人口数は、1億2,665万4,244人で、前年より48万3,789人減少しております。熊本県におきましても1万1,065人減少しており、本市も、そして圏域の自治体においても、高齢化、それから出生率の低下、そして転出など、様々な要因によります人口の減少は、これからの社会情勢を考えますと、大変大きな問題であると思ひますし、皆様も御承知のとおりでございます。また、団塊の世代が75歳を迎えます2025年問題や、団塊ジュニア世代が65歳から70歳を迎える2040年問題も、年金や医療費など社会保障費の増大が見込まれ、将来大きな不安材料となっております。健康意識の高まりや医療技術の進歩は、長寿命化を実現はしておりますが、一方で社会全体の高齢化率を押し上げており、よって、独り暮らしや収入が足りず生活に困窮する方が増大していることも、また事実ではないでしょうか。

そこで、このような時代の中にあつて社会保障につきましては多岐にわたりますが、その一部でございます要介護保障について懸念される問題を伺つてまいります。

まず、要介護認定の申請数、それから審査結果による認定数を、また、参考までに保険料の歳入と歳出についての変化を、直近ではどのようになっておりますでしょうか、伺います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 御質問にお答えいたします。

要介護認定の申請件数及び保険料等の金額につきましては、平成30年度から令和2年度までの3か年でお答えをさせていただきます。

まず、初めに、要介護認定の申請件数及び認定件数でございますが、平成30年度は申請件数1,764件、認定件数1,764件、同数でございます。令和元年度は申請件数1,847件、認定件数1,843件、令和2年度は申請件数925件、認定件数924件でございます。なお、令和2年度の件数につきましては、7月の豪雨災害以降に介護認定の有効期限を迎えられた方は、更新申請書の提出は求めず、同じ介護度を1年間延長する対応を行ったため、申請件数、認定件数には計上いたしておりません。

続きまして、介護保険料の収入についてでございますが、決算額からお答えをいたします。

平成30年度は8億1,683万6,761円、令和元年度は7億9,935万7,742円、令和2年度は7億982万6,558円でございます。

次に、歳出でございますが、介護給付費の決算額でお答えをさせていただきます。平成30年度は37億1,010万3,986円、令和元年度は37億6,202万2,612円、令和2年度は38億3,743万3,925円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。令和2年度は7月豪雨災害の影響で申請数、認定数ともに減ってはおりますが、それ以前で、1年間に申請数で約80件、認定数でも、ほぼ同数が増加しているということが分かりました。

保険料の歳入歳出については、今回、私の質問の趣旨と違いますので、今後の取組への参考とさせていただきたいと思いますが、見て、聞かれて分かりますように、歳入は減少傾向にあって、歳出では増加傾向にあるということが確認できたところでございます。

次に、要介護認定についてですが、申請を受けた市町村は、申請を受理した日から30日以内に要介護度の認定を行わなければならないと決められているようでございます。本市の实情は、この辺どうなっておりますか、伺います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

介護保険法第27条により要介護認定は30日以内に行うこととされておりますので、要介護認定の申請を受けてから30日以内に介護認定を行うよう努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 調べたところ、大体2か月ぐらいの期間を要しているように思いましたので伺ったわけですが、30日以内に行っているとのことでありました。

ただ、要介護認定については、諸事情などによって30日以内に認定を行うことができない場合もあるそうですね。その場合、市町村は、認定が遅れる理由及び認定までにかかる期間など、申請者に対して通知することによって認定期間を延長することができるのとこととでございます。この辺、実際どのようにされているのか、また、諸事情とは、例えば何なのか伺います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

まず、要介護認定は、介護認定訪問調査の実施及び主治医から意見書を取得し、介護認定システムによる1次判定の後、介護認定審査会に審査・判定を依頼し、判定結果に従い認定を行うこととされております。

お尋ねの、認定が遅れる場合の諸事情といたしましては、認定に至る経緯の中で、申請後に心身の状況などによる訪問調査の延期や、申請者が病院受診をされていないため、主治医

からの意見取得に時間を要した場合などがございます。なお、認定の決定までに時間を要する場合は、御本人や御家族などへ連絡を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 諸事情により認定できないということの理由については、理解ができました。

では、答弁にございました介護認定システムとは、どのような仕組みのものなのでしょう。全国一律のシステムなのか、また、一次判定後にある介護認定審査会というものは随時行われているのか、どんな方が何名ほど実施されているのか、参考のためにちょっと伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

要介護認定は、認定調査員によって実施する74項目の心身の状況調査、及び主治医意見書に基づくコンピューター判定が一次判定でございまして、介護の必要量を全国一律の基準に基づき客観的に判断する仕組みとなっております。

本市における介護認定システムは、介護認定の申請受付から介護認定通知までに必要な一連の業務支援を行うシステムでございまして、その機能の1つとして1次判定がございます。

次に、介護認定審査会についてでございますが、介護保険法、介護保険施行令及び人吉市介護保険条例に基づき設置しております。介護認定審査会の開催状況でございますが、毎月6回程度開催をしております。認定審査会の委員でございますが、保健・医療・福祉の専門分野の方、35名に委嘱し、判定を行っていただいております。1回の介護認定審査会の委員の数は、5名でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） これは市のホームページから取ったんですけど、介護認定という部分ですけれども、客観的にコンピューターが判断するものが介護認定システムと認識したところでございます。また、介護認定審査会というものにつきましては、法令や条例に基づき設置されていて、専門分野の方たち35名に委嘱されておることと、毎月6回の開催に対し、それぞれ5名の委員さんが審査・判定されているということが分かりました。委員の皆様には感謝をしたいと思います。

次にですけれども、さきの質問では、最短でも約1か月はかかるということが確認できたわけなんですけど、実際、1か月ということは、結構時間がかかっているように感じられております。もし、高齢者に限らずなんですけれども、独り暮らしの方が万が一、生活もできないような環境、けがや病気になってしまった場合に、食事とか身の回りのことができないと、すぐにでも介護が必要となった場合なんですけど、本人はどうしていいか分からなくなると

思うんですね。この辺は、市としてどのように認識をされて、どう対応されているのか。また、この認定までの期間について、もう少し早くできる方法というものはないのかなと思うんですよね。特に御高齢で独り暮らしの方などは、もし、そうなった場合を考えると、大変心配されているのではないかなと思いますので、その辺についてお伺いしたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

本市では、地域で暮らす高齢者の方々を、介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支援していくべきと考え、相談・支援体制強化のため、社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センター機能の1つである総合支援窓口の充実を図っております。

次に、認定までの期間をもう少し早くできないか、ということですが、通常、認定結果までは約1か月程度時間を要しますが、急激な状況悪化が見込まれる方で早急な介護サービスを必要とする場合など、迅速な対応が求められる場合には、緊急に対応しているところでございます。また、認定結果が決定される前から、介護のサービス利用を必要とする方は、暫定的な計画によるサービスが利用できますので、申請の際、御案内をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 総合支援窓口というもので充実を図っているということでしたが、例えば緊急的な対応というのは、具体的にどんなものなのでしょうか。不安なのは、けがや病気で生活ができない状態になってしまった場合なんです。もう少し、この辺を詳しく教えていただけないでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

急激な状態悪化が見込まれる方で早急な介護サービスを必要とする場合など、迅速な対応が求められる場合の具体的な対応でございしますが、申請書を受理後、直ちに介護認定訪問調査を実施いたしまして、医療機関にも早急な主治医意見書の提出をお願いし、直近の介護認定審査会にて審査・判定をし、迅速に認定結果を通知できるよう努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） やはり順序立てて実施しないと、できないということが分かりました。ありがとうございます。

自分自身でも感じることもなんですが、年を重ねますと、いろんな場面で弊害といいますか、物忘れとか体力の減少などが起こってしまうことは、皆さんも経験されていると思います。

そこで、いろいろ面倒な申請であるとか、事後の払戻し申請は特にそうじゃないかと思うんですけれども、「何も分からんけん、もうよかばい」と諦めておられる方もいらっしゃる

んじゃないかなと思うわけです。高齢者をはじめ、利用者に対する様々な制度のワンストップ化というものはできているのかお伺いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

地域における高齢者の介護のことのみにらず、認知症や生活上の悩み、消費者被害など、様々な生活に関する相談や困りごとに対する総合相談窓口として、さきに述べました地域包括支援センターは、心身の健康保持や生活相談など支援を行っているところでございまして、一緒に解決策を考え、必要な介護・医療・福祉・保健など様々な制度やサービス、関係機関の情報をお伝えし、緊急時の相談や対応も行っているところでございます。

この地域包括支援センターの活動などにつきましては、今後も幅広く周知し、高齢者、御家族、近隣の方々に、地域のネットワークなどを通じた確な情報把握等を行い、適切な機関や制度・サービスにつなぎ、支援に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 周知の徹底と迅速な支援につながりますように、よろしくお願いいたします。

次に、利用者の個人負担率について伺いたいと思います。

本市から詳しく説明されています冊子、これなんですけれども、これを拝見しますと、要介護度が上がると受けられるサービスの枠といいですか、利用できる範囲は増えるんですけれども、実は、比例して個人の負担率、要するに出費も増えるんですね。これは、それだけ人手がかかるからだとは理解はできるんですけれども、そもそも、高齢だったり、仕事ができないということから収入も低かったりするわけで、そのような状態で人並みの生活が不可能だからこそ要介護者にも認定されると思うんですね。しかし、逆に、出費が上がってしまいますと、生活もあるわけですから、費用面を考えて利用をしなくなってしまうという矛盾が出てくると思われま。この辺については、どのように認識をされて対応をされているのか、何かほかに方法がございましたら教えていただきたいと思います。また、特別障害者手当というものがあると思いますが、この要件や制度について伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

介護保険サービスの給付は、要介護度に応じた支給限度額が決められているため、その限度額内でのサービスの利用が行われ、利用者負担の割合分を負担していただくこととなります。低所得者の方のみならず、介護サービスを利用される全ての方に、過不足のないサービスを提供する必要があると考えておりまして、現在、利用者が真に必要とするサービスを、事業者が適切に提供することができるよう、ケアプランのチェックやケアマネジャーの個別面談を行い、利用者や御家族の希望に添ったサービスの提供ができるように、介護給付の適正化に努めているところでございます。

また、介護サービス利用の費用が高額となった場合でございますが、介護サービスを利用する場合、所得区分により月額の利用者負担上限額が決められておりまして、上限額を超えたときは、申請により超えた分が高額介護サービス費として後から支給される制度がございます。また、介護保険と医療保険、両方の負担が高額となった場合は、合算し、それぞれの限度額を適用後、年間の負担額を合計して、定められた限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度がございます。

次に、特別障害者手当の申請条件や支給内容について御説明をいたします。この制度は国の制度でございまして、身体または知的・精神に重複する重度の障害があり、日常生活において常時、特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に対して支給される手当でございます。ただし、病院または診療所に継続して3か月を超えて入院されている方や施設に入所されている方は対象とはなりません。支給資格が認定された場合は、申請月の翌月から、原則として月額2万7,350円が支給されます。この特別障害者手当には所得制限がございまして、受給者の所得が所得限度額を超える場合や、受給者の配偶者または扶養義務者の所得が所得限度額を超える場合は、支給されないこととなっております。

続きまして、特別障害者手当の認定審査について御説明いたします。障害の程度の認定は、原則として診断書を提出していただき、審査を経て認定を行います。重複する重度の障害を有するか、1つの障害であっても、日常生活動作評価表、安静度表、日常生活能力判定表など、障害児福祉手当の個別基準等を勘案し、審査を行うこととなっております。なお、特別障害者手当の認定申請につきましては、認定要件に該当されると思われる場合はいつでも申請が可能ですし、御家族や代理者などによる申請も受付をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 利用者負担の上限額を超えたときに高額介護サービス費として、申請により支給されると確認できました。さらに、介護保険と医療保険の合算額についても、定められた限度額を超えた場合も、申請により支給されると確認ができました。

1点だけ確認させていただきたいんですけれども、これらの制度について、利用者への周知というものはどのようにされているのか伺っておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

制度の周知につきましては、介護保険の利用ガイドを市の窓口に備え付けているところでございますが、高額介護サービス費など支給対象となられた場合は、対象の方に通知を行っておりまして、後日、申請をいただくこととなります。

また、特別障害者手当の周知につきましては、広報ひとよし、市ホームページにおいて周知をしているところでございまして、そのほか、医療機関や各種施設からの問い合わせによ

り対応をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 支給対象者に対して通知も行っているということで、少し安心したところでございます。

これからは、ますます高齢化が進展しますと、費用面の問題だけではなくて、費用負担が原因になるかもしれませんけれども、介護を受けられない介護難民とか、老老介護とかそういったものの増加も問題だと思っております。厚生労働省は、2025年をめどに、地域の包括的な支援サービスを提供するための体制、地域包括ケアシステムの構築を推進するとうたっております。具体的には、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを守っていく、続けていけるように、医療と介護の連携強化や、地域社会の中で高齢者を支える仕組みづくりを目指しています、とあります。現実には、まだ少し違うように感じているところでございますけれども、本市ではどのような取組がされており、今後どのようにしていくのか、伺っておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

地域包括ケアシステムとは、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで全うできるよう、必要な医療・介護など高齢者を支えるサービスを地域で一体的に提供し、全ての世代で支え、支えられるまちづくりのことでございます。その背景には、議員がおっしゃいました、高齢者数と認知症の方が今よりも確実に増えることと、介護の担い手の減少の両方から来る2025年問題、さらには2040年問題がございます。

地域包括ケアシステム構築のためには、次の要素が重要となります。まず、医療や介護など専門職が行うサービスと、地域の高齢者が取り組む介護予防、地域内や介護保険以外のサービス、近隣住民の支えによる生活支援でございます。

次に、本市における地域包括ケアシステムの具体的な取組についてでございますが、ただいま議員のほうからも御紹介がございました、医療と介護の連携強化につきましては、高齢者の方々の生活圏域である人吉球磨において、一体的な取組を実施しております。本市並びに球磨郡医師会、歯科医師会、薬剤師会、人吉医療センター、公立多良木病院、各介護事業所、地域包括支援センターなど、医療と介護に関係する機関が一堂に会し、医療・介護連携に関する取組を行っております。その1つといたしまして、熊本メディカルネットワークを活用した医療・介護情報の一元化に向けた取組を行っております。

次に、元気で暮らすため、地域の高齢者が自ら取り組む介護予防でございますが、高齢者が、お住まいの身近な地域で運動機能向上や認知機能低下防止の取組を行う通いの場を実施しております。地域のリーダーを中心に、介護予防サポーターの参加など、住民自らが介護予防に取り組んでおられるところでございます。また、老人クラブ活動やシルバー人材セン

ターでの就労など、社会的役割を持つことで生きがいつくりの支援も行っているところがございます。

次に、生活支援は、高齢者の多様なニーズに対応するため、同じ地域に住む住民が互いに知恵を出し合い、自らつくり上げていくものでございます。本市におきましては、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、校区ごとの社協への支援を行い、支え合いの地域づくりを進めております。

最後になりますが、地域包括ケアシステムは、高齢者のニーズや時代によって変化するものであると認識しておりまして、また、全国の共通のモデルがあるわけでもございません。その地域独自のものができるかどうかは、行政はもちろんでございますが、医療や介護に関わる専門職、地域にお住まいの皆様が、共に我がこととしてまちづくりに取り組む姿勢を持てるかどうかだと言われております。今後も、関係機関、地域の皆様と連携を密にし、高齢者にとって住みよいまちとなるよう、高齢者ニーズや高齢者を取り巻く環境の変化に合わせた改善策を考えていくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 初めに申しましたように、人口の減少、それから高齢化に伴い、地域での関わりを増やすことによる健康寿命の延伸であったり、現役世代を75歳までとするなど、その取組については多岐にわたると認識しております。

要介護認定の件からは少し話が飛躍しますが、神奈川県大和市では、今年7月に終活支援条例というものが制定されたと聞いております。中身としましては、「一人になっても独りぼっちにさせない」というのが合い言葉だそうで、条例の前文には「生きている今を大切にしながら、死と向き合い、その準備を整えていく活動である「終活」に取り組む市民に敬意を表し、これを支援するため」と書かれております。専門の相談員を、おひとりさま政策課というものに配置しているそうです。他市ではそこまで踏み込んで寄り添った政策を実施しています。

超高齢社会を迎えるに当たり、要介護認定やサービスの在り方については、特に独り暮らしの高齢者の方が安心して暮らしていけますように、生きている今を守るための、分かりやすく、利用しやすい窓口であっていただきたいと思います。

また、認定につきましても、できるだけ速やかに、待っている間の不安が払拭できるように、また、諸事情が生まれる背景というものも酌み取っていただいて、迅速な回答とサービスが提供いただけますように、そういう体制の強化をお願いいたしましてこの質問は終わります。

次に、山林の伐採問題について、治山・治水、脱炭素社会の観点から伺ってまいりたいと思います。

今年5月31日の熊本日日新聞に「災害に強い森 林業と両立へ」という見出しの記事が掲載をされていました。隣の錦町ですが、県の選定モデル地区となった民有林119ヘクタールで、豪雨災害時の減災を図るために、危険箇所には木を残すということでもあります。昨年の豪雨災害以降、球磨川流域治水対策の中でも、治山についてはその重要性が取り沙汰されておりますが、しかし、脱炭素社会へ向けた政策による社会の動向というものは、再生エネルギーの名のもとに、太陽光発電や風力発電など大規模な森林開発は、全国的にも顕著に見られ、本市でも同様にあるように私には見受けられるところでございます。

さらには、先人たちによって、戦後復興、高度経済成長期を支える木材の供給のために拡大造林され造成されたそれらの木が、数年前から一般的な主伐期である50年を超え、伐採が最盛期であります。加えて、国産木材の需要増なども相まって、個人所有の雑有林でも売買が活発化しているように思われます。結果として、森林伐採など、本市を見渡しますと、あちこちで大規模な山林の伐採が目立っております。自由経済であるということは認識しているつもりですが、しかし、これは自然環境が50年前とは大きく異なってきているということを考えますと、近年、特に温暖化による気候変動は、頻発する豪雨や様々な自然災害を引き起こし、その脅威に対して非常に危惧されるものであります。

そこで、現在、本市に対して申請されている森林の伐採の届出件数、及び面積について、どれぐらいあるのか伺います。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えいたします。

令和3年度におきまして提出がっております伐採及び伐採後の造林の届出につきまして、本年4月から11月末まで提出されました分でお答えをさせていただきます。

提出件数としましては67件でございまして、面積は54.88ヘクタールとなっております。伐採跡地の内訳としましては、人工造林の件数は19件でございまして、面積は41.28ヘクタールでございます。続きまして、天然更新でございますが、件数は31件でございまして、面積は6.37ヘクタールでございます。続きまして、転用でございますが件数は17件でございまして、面積は7.23ヘクタールでございます。転用を行うものとしましては、主に作業路や鉄塔の建て替えに伴う用地などとなっておりますところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） お答えいただきましたが、4月から11月ですから7か月間で67件提出されていると確認できました。月平均10件ほどだと思われれます。面積が54.88ヘクタールということです。1ヘクタールの広さは、100メートル掛ける100メートルですので、これは事前に、東京ドームを参考にすると目安が分かるかなと思って調べておきました。東京ドームは、スタンドの外周部分を含めて約4.7ヘクタールだということです。ですから、この面積を計算しましたところ、ドームのおよそ11.6倍になるということになります。7か月間で

す。

そのうち、転用される面積が7.23ヘクタール、これも東京ドームにしますと1.5個分になります。これは植林されない山林の面積です。ということは、ここ数年で相当数の山林が伐採されてきたんじゃないかなと想像ができます。

このことを念頭に入れまして次の質問ですが、提出されている伐採の時期については把握できているのか。そして、伐採によって減少した木の分について、植林される計画や方法についてはどうなっているのか、その辺について伺います。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えいたします。

伐採の時期につきましては、事業体から提出されます伐採及び伐採後の造林の届出書の伐採の期間欄に記載されました期間を、伐採の時期として把握しているところでございます。提出されました届出書に適合していることが確認されましたならば、本市から、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書を発出することとなっております。伐採の時期につきましては、それぞれの事業体において、通知書の受領後、届出期間内においてすぐに伐採を開始される場合など、様々にあるようでございます。

また、伐採後の造林完了後は、市長に対し、伐採及び伐採後の造林に関わる森林の状況報告を行うことと義務づけられておるところでございます。さらに、植林計画を含む造林計画につきましても、事前に届け出る義務がございまして、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載をいただくこととなっております。

造林計画につきましては、植栽等によります人工造林と萌芽更新、いわゆる自然に芽吹くことを萌芽更新と申しますが、このことによります天然更新がございまして、人工造林につきましては、伐採が終了した翌年度から起算して2年以内を更新の期間としまして、1ヘクタール当たり3,000本の植栽を行うこととなっております。

次に、天然更新につきましては、伐採が終了した翌年度から起算して5年以内に、樹高30センチメートル以上に成長した萌芽等が、これも1ヘクタール当たり3,000本以上成立をしていれば更新完了と判断され、判断基準に満たない場合は、届出書に基づき、その後2年以内に人工造林を行うように指導するというようになっております。

造林計画は、伐採箇所全てにおいて計画を立てることとなっております。本年度の植栽申請割合といたしましては、人工造林、いわゆる植林と言われるものでございますけれども、人工造林の計画が87%、天然更新の計画が13%となっております。本年度におきましては、繰り返しになりますが、現在41.28ヘクタールの人工造林の植林を予定されておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 詳しく答弁をいただきまして、ありがとうございます。植林計画を含

む造林計画についても、届出の義務があることを確認いたしました。さらに、人工的造林、天然更新というものについて、また、その面積についても確認をしました。

では、提出されている個々の計画について、国・県・自治体それぞれの立場から、これらの進捗状況を管理する仕組みというものがあるのか伺います。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えいたします。

熊本県が策定いたします地域森林計画対象森林におきまして、伐採を計画する際に必要な届出である伐採及び伐採後の造林の届出制度に基づきますと、3つのパターンがございます。1つ目としましては、保安林である場合は、事前に熊本県へ、保安林——保安施設地区とも申しますが、保安林内の立木伐採許可申請が必要となってまいります。2つ目としましては、人吉市が認定しました森林経営計画が立てられている森林で伐採を行った場合につきましては、市へ事後の森林経営計画に係る森林の伐採等の届出が必要となってまいります。3つ目としましては、それ以外の森林につきましては、伐採予定の30日から90日前までに、市へ伐採及び伐採後の造林の届出が必要となり、これが人吉市森林整備計画に適合していることが確認されれば、適合通知を発出するということになります。この場合、造林完了後30日以内に森林の状況報告が必要となっておりますところでございます。

このように、本市に提出され、処理を行った届出に対しましては、毎年取りまとめの上、県へも報告を行っているところでございます。また、県としましては、市から提出された報告内容を取りまとめ、これを林野庁長官通知に基づきまして業務報告書として林野庁へも報告され、林野庁におかれましては、この情報等を統計資料として活用し、様々な施策につなげるための基礎資料となっておりますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 3つのパターンについてお答えをいただきました。最終的には林野庁のほうに報告されるということでございましたが、私が危惧していることは、今の答弁の中にも出てきましたように、提出と適合と報告ということなんですね。一番聞きたいのは、ちゃんと計画どおりに実施されているのかということに対しての行政によってきちんと管理する仕組みなんですね、その辺を聞きたいと思っております。

近年、本市でもよく耳にするのは、農作物への鳥獣被害であります。これまで、過去の一般質問でも鳥獣被害については細かい質問がされておりますのでここではお聞きしませんが、安易な山林伐採や森林の開発というものは、生態系の変化に対しても影響が危惧される問題があると思っておりますが、本市の見解を伺います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

まず、森林の開発に関しましての御説明をさせていただこうと思っております。森林開発を行う際に必要な林地開発許可申請につきましては、熊本県の林地開発許可制度によって行

われるものでございますが、開発行為をしようとする者は、申請を行う前に地域住民への説明や河川管理者との協議を行った後に、熊本県へ林地開発許可申請を行うこととなっておりますところでございます。申請受付後は、熊本県におきまして審査、現地調査、県知事が災害の防止、水害の防止、水の確保、生態系も含めた環境の保全等の各基準を満たすと——逆にいうと満たさないと認められないということでございますが、満たすと認めるときは許可しなければならないとなっておりますので、申請内容の不備がなければ開発許可が通知をされるというところでございます。

また、熊本県知事から審査・現地調査が行われますときに、森林審議会や関係市町村へ意見聴取がされますので、本市としましても関係各課の意見を聴取しまして、御回答をさせていただいているところでございます。ただ、林地開発許可制度に該当いたしますのは1ヘクタール以上の森林開発でございますが、1ヘクタール未満の森林につきましては、こういった厳しく審査する制度等がございませんので、本市におきましては、いわゆる先ほど御答弁しております伐採及び伐採後の造林の届出により、当該地区を注視してまいりたいと存じております。

市としましては、それら森林林地の開発や伐採に係る諸制度を適切に運用管理をしていくことを通じまして、今後とも、議員がおっしゃいましたような生態系等の影響を、できるだけ最小限にしていまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 1ヘクタール未満では制度がないということで確認しましたが、先ほどもちょっと言いましたが、相当な広さなんですよ。これが多数点在をすれば、どうなるかは安易に想像がつかます。放っておけない問題になると思うわけであります。

脱炭素社会の実現に向けた改正地球温暖化対策推進法では、温室効果ガスの排出量を、今年4月の気候変動に関する首脳会合——気候変動サミットです——の中で13年度比26%減から、30年度の排出量削減目標を46%減まで大きく引き上げると公約しました。結果、太陽光や風力といった再生エネルギーの導入拡大に向け、自治体を後押しすることとなりました。雇用や災害時の電力供給に結びつく事業を地域脱炭素化推進事業と言うそうですが、この中には、先ほどの答弁の中にもございましたが、住民の民意や環境に配慮するとしつつも、一定の条件を満たした事業者へは許認可手続を簡素化するとあります。しかし、太陽光発電所など大規模な施設建設をめぐっては、このような流れに逆行して、環境や景観の悪化を懸念した反対運動も全国で起こっております。このため、条例を制定し、施設エリアの制限をしたり、許可制にする自治体も出ているとのことでありました。

温暖化防止対策につきましては、国や自治体で取り組むことが必要ですが、地域住民との合意形成は欠かせない部分でありますし、また、環境や景観への配慮というものも欠かすこ

とができません。本定例会開会日に市長の発言にもございましたように、まさに将来世代に対する責任を果たすために、地球規模で考え、地域で行動するということが非常に大切であると私も思います。昨年、豪雨による甚大な被害を受けている本市は、特に治水対策において、重要な治山については確実に実施をしなければなりません。このように、微妙に相反する情勢の中、林業は守りつつ、防災への治山対策も兼ね、脱炭素社会へ向けた世界的な潮流に対して、市としてどのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

林業が盛んな当市でございますが、林業におきましては、以前より伐採と造林の循環により森林資源を確保してまいったところでございます。本市におきましては、林業事業体が伐採を行った後、造林が行われているところでございますが、このように造林を行うことで森林資源の確保と同時に、災害の防止につなげてまいりたいと思います。今後とも、そのようなことは奨励してまいりたいと考えているところでございます。

森林資源を確保する中におきましては、議員おっしゃいましたように、本市でも脱炭素社会に向けた、太陽光発電といった再生可能エネルギー建設により森林の減少が生じておりますけれども、本市の大きな対応といたしましては、今後とも森林資源を活用した適切な森林管理を行う、木材による吸収量と二酸化炭素排出量を相殺することで排出削減につなげ、防災を兼ねた脱炭素社会への対応を検討してまいりたいと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 対応を検討していくということでございました。しかし、森林の減少は生じているとも発言をされております。

森林・林業基本法の第２条に、森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能——森林の有する多面的機能と言うそうですが、これが持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない、とあります。さらに、第６条には、地方公共団体は、基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する、と記載されております。ちょっと長くなりますが、平成13年６月29日には、農林水産大臣が談話の中でこう言っておられます。抜粋ですが、「地域の状況を踏まえた地方公共団体の施策の推進や、森林所有者、林業従事者、木材産業従事者はもとより、広く国民全体の理解と取組が不可欠であります。森林は国土の礎そのものであり、21世紀において恵み豊かな生活を享受するためには、森林が豊かであることが何よりも大切であり、今回の森林・林業基本法の制定を契機とし、暮らしと命の安全とやすらぎの礎としての森林・林業の

役割が適切に発揮され、また、緑豊かな森林整備に向けた国民的な取組を通じ、人と自然が共生する美しい国づくりが進められるよう、国民各位の御理解と御支援を心からお願いする次第であります」と、20年も前に発しておられます。

それらを踏まえて、本市においても、重ね重ねになりますが、林業を守り、災害からの安心・安全と水源を守り、カーボンニュートラルにも貢献できる、独自の新たな条例の制定を望みます。市長、どのようにお考えかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

令和3年6月15日、閣議決定により、新たな森林林業基本計画及び全国森林計画が策定されたことに即して、都道府県において地域森林計画が策定され、このことによりまして市町村におきましては、市町村森林整備計画の改定を令和4年3月までに行うこととなっております。

計画を改定するに当たりまして、伐採権者と造林権者の役割の明確化を行うことにより、責任の所在を明らかにし、森林資源の持続的な利用を可能にするため、特に効率的な施業が可能な森林におきまして、林地生産力の高いところや林道等からの距離が近い森林などには、主伐及び皆伐後に、原則植栽をすることを認定要件といたしまして、植栽による更新を促します。ほかにも、一定以上の面積で天然更新が計画された場合におきまして、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林であると判断した場合は、区域指定することにより現地確認等を行い、植栽等の指導をすることといたします。

このように計画を改定し、森林資源を確保することで、林業及び水源を守り、災害の防止へとつなげ、さらに、森林を管理育成することで二酸化炭素吸収量との相殺によるカーボンニュートラルにつなげるところでございます。また、森林・林業基本法の制定によります森づくり条例などが、全国の都道府県や市町村で制定されており、森林や林業に関する施策の推進について基本理念を定め、自治体、森林所有者、林業事業体、それぞれの責務、住民の役割等を明らかにし、基本的施策を規定しておられます。

本市におきましても、最初に制定された高知県梶原町や岡山県津山市、宮崎県などの他市町村や他県を参考とさせていただきまして、本市に見合ったものを今後検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。令和4年3月までに計画の改定があるということと、今後、様々なことを鑑みて、さきに制定されております高知、宮崎、他県を参考に前向きに検討するという回答でございました。ぜひ、安心・安全な未来を見据えてよろしく願いしておきたいと思っております。

山林の開発によって減少した分の木は取り戻すことはできませんけれども、県が策定しております熊本県次世代につなぐ森林づくり事業など、これは長くなるので申しませんが、御

存じだと思しますので、いま一度、研究いただきまして、二酸化炭素の吸収量が比較的多い木や、生業としても早いサイクルで出荷が可能になる木、これはセンダンの木というのがあ
るんですけど、こういったものを遊休地や耕作放棄地などの有効利用という観点からも植林
ができないか、そういったことも併せまして検討いただきますようお願いしたいと思いま
す。この質問につきましては、これで終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）
4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 続きまして、被災した公共施設の復旧計画と市道整備について伺って
まいります。

11月30日の全員協議会におきましては、カルチャーパレスの今後の計画について、その案
を詳しく御説明をいただきました。その中で、温泉町にございました老人福祉センターの老
人クラブ連合会事務局の移転につきましては、新庁舎が運用開始後にカルチャーパレスの1
室を利用する計画であると説明をいただいたところでございます。

そこで、まず、復旧の要望が多かった老人福祉センター内にございました温泉施設の復旧
について、今後の計画はどのように検討されているのか伺います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

老人福祉センターにつきましては、令和2年7月豪雨により、温泉施設も含めまして建物
全体が甚大な被害を受け、現在休館をしているところでございます。

老人福祉センターは、無料または低額な料金で、主に高齢者に関する各種相談に応じると
ともに、健康の増進、教養の向上及びレクレーションのための便宜を総合的に供与するこ
とを目的とする施設でございます。建物は建設から50年以上が経過し、老朽化が進んでいる状
況の中、今後の施設の在り方につきましては、復興まちづくり計画並びに公共施設等総合管
理計画などとの整合性を図りながら検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 多くの皆さんが待ち望んでおられる温泉センターでございます。利用
されます皆様の憩いの場として、また健康増進の場として、答弁いただきました各計画に沿
って、できる限り早く復旧されますことを望みます。

次に、西瀬コミュニティセンター、以後、コミセンと申します、ここの建設につきまして
は、以前、高台への移転をした上で建設すると説明を受けているところでございますが、今

後、具体的な計画については、今現在、どういうふうになっているのか、そして、運用時期についてはいつ頃を予定しているのか伺います。

○教育部長（椎屋 彰君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私からお答えいたします。

西瀬コミュニティセンターの今後の具体的な計画及び運用時期でございますが、本年度事業としましては、災害復旧工事に係る実施設計業務を行います。事業の進捗状況ですが、去る8月3日の臨時市議会におきまして予算を認めていただきました西瀬コミュニティセンター災害復旧工事設計業務委託に関しまして、10月下旬に発注しております。

本設計業務につきましては、これまで以上に施設利用者の利便性の向上を図るため、西瀬校区公民館運営委員会等から様々な御意見等を拝聴し、その中での要望を可能な限り設計に反映させることができるように、令和4年3月末までの業務完了に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

建設工事につきましては、令和4年4月から5月にかけて入札準備を行った後、各種工事を発注し、6月から、被災した既存施設の解体工事や移転先である西瀬コミュニティセンター第二駐車場の土地造成工事に取り掛かる予定としております。

新築工事につきましては、その解体工事や土地造成工事の進捗状況を把握した中で、8月頃に着工し、外構工事と併せ、令和5年3月末までに完成する予定としております。本施設の運用時期につきましては、各施設内に必要な什器類や備品等の搬入・設置など施設運営に係る準備に時間を要しますので、令和5年4月中旬の利用開始を目指しているところでございます。

西瀬校区をはじめとする利用者の皆様には、新施設完成まで大変御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 令和5年3月が完成予定と回答をいただきました。また、運用につきましては、4月中旬ということで確認できました。ありがとうございます。

それでは、同じく被災しました東西コミセンについてはどのようなになっているのか、今後の予定も合わせて伺いたいと思います。

○教育部長（椎屋 彰君） お答えいたします。

東西コミュニティセンターの現状と今後の予定でございますが、本年度事業としましては、西瀬コミュニティセンターと同様に、災害復旧工事に係る実施設計業務を行います。事業の進捗状況ですが、東西コミュニティセンター災害復旧工事設計業務委託に関しまして、10月下旬に発注しております。東西コミュニティセンターの復旧方法につきましては原形復旧としておりますので、原則として各施設における仕様の変更はございませんが、空調設備の室外機や消火ポンプ室などについて、今次水害の浸水リスクに耐え得る浸水対策を設計に反映

させることができるように、令和4年1月末までの業務完了に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

復旧工事につきましては、令和4年4月から5月にかけて入札準備を行った後、各種工事を発注し、6月から災害復旧工事に取りかかり、令和4年12月末の完成を予定しております。

運用時期につきましては、西瀬コミュニティセンターと同様に、各施設に必要な什器類や備品等の搬入・設置など施設運営に係る準備に時間を要しますので、令和5年1月下旬の利用開始を目指しているところでございます。

東校区及び西校区をはじめとする利用者の皆様には、本施設の復旧まで大変御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 浸水対策を施した上で、令和4年12月に原形復旧ということで確認いたしました。利用開始につきましても、大体その一月後だということで確認しましたけれども、どちらにしましても、やっぱり2年ぐらいはかかるということですね。

最近、個人住宅の建設について、資材や木材が高騰して、また入荷待ちとなったりしてなかなか進展をしないと。また、新規に頼みたいけれども、高い見積りを言われて頼めないという話をよく聞きます。災害からの復旧につきましては、財源の性質上、施工期間についての制限がございます。そういうことで、計画いただいておりますように遅滞なく事業が進展しますよう、今後とも市場の動向を注視いただきまして御尽力をいただきますよう、よろしくをお願いをしておきます。

次に、被災後2か月ほどで仮復旧をいただいた西瀬橋について伺いたいと思います。こちらにつきましては、国・県の迅速な対応に、改めて感謝を申し上げるところでございます。この西瀬橋についても、現地での架け替えが決定していると聞いておりますが、現段階での計画はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

西瀬橋につきましては、管理につきまして熊本県、復旧につきましては国の権限代行事業で行っておりますので、国土交通省九州地方整備局八代復興事務所に伺った内容で答弁させていただきます。

西瀬橋の復旧計画につきましては、第2回球磨川橋梁復旧技術検討会におきまして、部分的な流失であり、流失していない部分の健全性も保たれている観点から、流失した部分のみの復旧計画であるということでございます。

復旧については、現在の仮橋を外し復旧する計画ですので、工事期間中の通行止めが発生してしまい、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしますが、工期短縮などを図り、早急に復旧を目指したいということでございます。また、復旧時期につきましては、現段階ではお示

しすることができないということでございますが、市といたしましても、国・県と協力し、早期復旧ができますよう進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君） 早急な復旧を目指すということでございました。また、復旧の在り方についても確認できました。時期などが分かり次第、時期についてはお示しいただきたいと思います。

西瀬橋の復旧工事が始まった場合なんですけれども、当然、災害時と同じように迂回路が必要になります。多くの方が利用される道路になります。対策が必要になってくると思われますが、被災後、西瀬橋が仮復旧できるまで、迂回路として利用していた国道219号から永野町に抜ける市道108号矢黒下戸越線ですけれども、あの道路がまた重要な路線になると考えられます。

そこで、矢黒町や永野町方面の方からも、安全性とか利便性の面からも、そして将来にわたり子供たちが安心して通学できる歩道の確保、あるいは対向車とすれ違っても安全に通行できるような道路の拡幅も望む声がございます。迂回路はもとより、災害時の避難路としての機能や、その後の利便性・安全性を高めておくということは大変意味のあることだと存じております。

そこで、ぜひ、この道路の整備をお願いしたいと思います。執行部の考えを伺います。

○建設部長（瀬上雅暁君） それでは、御質問にお答えいたします。

市道矢黒下戸越線は、起点を国道219号の交差点から市道戸越永葉線の交差点までの路線で、延長は564.3メートル、車道幅員が平均5.5メートルの路線でございます。この路線につきましては、平成26年度に国道219号の交差点部周辺の道路改良に向けた整備計画を計画しておりましたが、地元及び関係機関との調整が図れず、断念したという経緯もございます。

令和２年７月豪雨によって西瀬橋の一部が崩落したことで、県道人吉水俣線が不通となり、市道矢黒下戸越線は、その迂回機能を果たした道路でございます。しかしながら、通勤・通学路としての利用のほか、多くの車が集中し、特に国道219号の交差点では渋滞を起こすなどの危険な状況もございました。また、災害前から、永野町、下戸越町など多くの方々が利用され、市街地を結ぶ重要な路線でございまして、今回の復興まちづくり地区別懇談会においても、重要な避難路として上げられている路線でございます。

今後は、市全体の復興まちづくり計画の避難路整備において優先順位を決め、歩行者や通行車両が安心できる避難路整備を行ってまいりたいと考えております。避難路整備は住民の皆様の理解が不可欠でございますので、ぜひ御協力をお願いしたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4 番。牛塚孝浩議員。

○4 番（牛塚孝浩君） 答弁にございましたように、ぜひ、復興まちづくり計画の中で未来への最善を御検討いただきまして、住民の皆様の希望が叶いますようお願いしたいと思います。

これで、この件についての質問は終わります。

次に、最後なんですけれども、市民の声から、市内中心部のリフォーム家屋の壁の補修費問題について伺ってまいります。

本市の市内には、連なるように隣接した世帯が多くございます。解体をせずにリフォームで再建された家屋は、片面または両面の壁がむき出しになって、壁の補修が必要になりました。「まさかこんなに費用がかかるとは思ってもなかった。なりわい補助金や豪雨型持続化補助金の申請認可後にこのことが発生して、余分な費用が発生した。何とか補助はないのか」という声は、多く寄せられたと思っております。解体が始まった直後から、この問題はお聞きしていたところでございますが、個人資産であることから、補助金などについて過去にも例がないということでありました。

このことについては一定の理解ができますが、このような要望に対して、本市独自の支援について検討はされなかったのか。財政とか財源の問題もありますので難しい問題であるとは思いますが、今後についても見解を伺っておきたいと思います。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

本市の中心市街地等の町並みとして、隣接した家屋が多く見受けられるところでございます。議員御指摘の、外壁のむき出しとなった家屋につきましては、公費解体等に起因するものと存じております。

まず、公費解体の制度について申し上げます。公費解体は、申請された家屋を廃棄物として撤去・処分する制度でございまして、制度の目的からいたしますと、隣接した家屋の外壁補修までを補償し、家屋の財産価値を向上させることは想定していないところでございます。

お尋ねの、公費解体終了後に、隣接した家屋の補償に対する支援策についてでございますが、本市独自の支援につきましては、財源の問題もございまして現時点では非常に難しいと認識をしております。また、国や県の補償制度についても調査をいたしましたが、民間への壁の補修を直接補助する制度につきましては見受けられませんでした。何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

しかしながら、若干制度の趣旨は異なりますが、球磨川流域地域においてゼロカーボン先進地の創出を目指すことを目的として、熊本県が新たに創設した球磨川流域CO₂削減住宅補助金という支援制度がございます。これは、球磨川流域地域において高性能建材を用いた住宅の新築・リフォームを対象に、対象建材費の3分の1まで、最大30万円を補助するもの

で、募集期間は令和4年1月31日までとなっております。高性能断熱材を用いた壁等につきましても、任意要件として対象とされておるようでございますので、御紹介をさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 検討や調査はされたということで解釈してよろしいですね。また、球磨川流域CO₂削減住宅補助金があることを御紹介いただきましたが、今からでもいいと思いますので、できましたら、再度周知いただきたいと思います。

次に、1つ考えられる案として、人吉市復興計画の中でも「人吉らしさ」という言葉がございますように、ある程度イメージするカラーといいますか、町並み——景観ですね、これも、復興まちづくりにおいては大切な要因の1つではないのかなと思います。例えば、計画の中で景観条例の中に新たな条項を盛り込んで、本市のイメージとする外観の形成に協力をいただいた場合には——もちろん条件を設けた上でありますけれども、そういった場合には補助金を出せる制度をつくるかできないかと思うのですが、いかがでしょうか伺います。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

議員御提案の、景観条例においての建物等の修景に関して補助金を出すことができないかという御質問でございますけれども、市単独の対応につきましては、新たな補助金の創設につきましては、現在、復興財源の捻出のため事務事業の見直しを図っている最中ということもございます。議員御提案の趣旨につきましては、大変、私どもも理解をしているところでございますが、補助金の創設については非常に困難ではないかと考えておるところでございます。

しかしながら、くまもと緑・景観協働機構という、熊本県や趣旨に賛同する——これは本市も含んでおりますけれども——各市町村、それから各種団体に構成されております機関におきまして、景観形成活動支援事業という事業がございます。これは、景観条例に基づいて景観形成住民協定などを締結している区域の中で修景事業を行う協定地域修景事業、それと景観計画で定められた重点地域の中で修景事業を行う重点地域修景事業の2つがございます。

1つ目の、景観形成住民協定につきましては、現行の人吉市景観条例においても、区域の特性に応じた景観を守るため、住民との協定の締結が必要となっております。2つ目の、重点地域修景事業につきましては、県・市町村の景観計画で定められた景観形成の重点地域が対象とされ、本市では球磨川河畔景観形成地域が対象地域となります。支援の対象は、屋外広告物、また建築物の修景事業となっております。この修景事業の制度は、道路に面する景観を想定しているというところでございますので、民地境界同士の両面の壁の補修が修景事業として採択されるかについては、ちょっと厳しいものがあるのではないかと考えております。これらの事業については、市民の皆様に周知を図るとともに、統一感のある景観を守つ

ていただけるような住民協定を、少しずつでも広げていければと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君） 景観形成活動支援事業というものを教えていただきました。ありがとうございます。

本市は、今回、文久2年、1862年の寅助火事以降、160年ぶりに行われる大規模なまちづくりをしなければなりません。我々が初めて経験する人口減少に伴う縮小社会の中で、第6次人吉市総合計画の理念にもありますように、「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし」を、また、人吉市復興計画のビジョンにもあります「市民・地域・行政等が丸となって」を実践していかなければなりません。そこには、まず、初めに「市民」があります。これからも様々な意見や声に、より一層寄り添っていただきながら、御紹介をいただきました事業につきましては、その周知を、そして市民の皆様の声は、まだまだこれからも収集・反映をいただきまして、未来への希望につながる復興を共に目指していただきますようお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） 皆様、こんにちは。2番議員の徳川禎郁です。

それでは、早速、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は、4項目です。1項目めは被災者の生活再建について、2項目めは第6次人吉市総合計画について、3項目めは人吉市公共施設等総合管理計画について、4項目めは聴覚及び言語障がい者の緊急時連絡手段についてです。

それでは、1項目めの被災者の生活再建についての中で、人吉市地域支え合いセンターの現在の活動状況について質問を行ってまいります。今月いっぱい公費解体が終了ということで、日に日に町なかは様変わりしていて、「すっかりなくなっていましたね」というのが挨拶がわりになってしまいました。被災地に住んでおられる方々は、その光景を毎日、目の当たりにしなければならないと思うと胸が痛みます。

本市では、昨年10月から、人吉市地域支え合いセンターによる被災された世帯への様々な相談や支援を行っていただいております。センターの職員さんの訪問を心待ちにされている方や、すっかり頼りにされ、何度も相談をされているとお声を聞いております。また、コ

コミュニティーづくりの支援としてのサロン活動も行われており、私も、先日、村山仮設住宅へのサロン活動に参加してまいりました。皆さん、本当に心待ちにされている様子がとても伝わり、心温まる楽しいサロンでございました。コミュニティーの大切さを改めて実感したところでございます。被災直後から半年、1年と、そのときそのときで日に日に変わる相談や支援の状況での活動は、本当に大変なものだと思います。

そこで、今現在、対象世帯の支援は何割が終了したのでしょうか。また、何をもって支援終了とするのか、その基準をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

ただいま、議員のほうからありがたいお話等をいただきまして、大変ありがとうございます。

地域支え合いセンターは、令和2年10月30日開所後、罹災証明書交付世帯の約3,300世帯を支援対象といたしまして活動を行ってきたところでございます。その活動につきましては、被災された方々のニーズの変化に伴いまして、発災後の応急対応から、現在は住まいの再建に移行しております。

住まいの再建についてでございますが、被災者が入居されている応急住宅の供与期間が、原則2年となっております、早い世帯では令和4年7月にその期限を迎えることとなります。そのため、本年9月下旬から、応急住宅等の入居世帯を対象に、住まいの再建方法の聞き取りを実施いたしております。

議員お尋ねの、支援の終了状況でございますが、本年10月末現在では、生活再建が進みました約48%の世帯の支援が終了いたしております。終了に至るまでの流れにつきましては、戸別訪問などによる世帯状況聞き取りを行い、災害に関する住まいや日常生活のお困りごとがないことが確認でき、今後の戸別訪問など支援の必要性を確認した上で、文書等を用いながら支援の終了をお伝えしております。なお、再建が確認された世帯で、引き続き日常生活に課題があり、見守り等が必要な世帯につきましては、民生委員の方やくらし見守り相談員の方など地域の支援者、また地域包括支援センターなどの関係機関に、御本人の同意を得ておつながることとしております。

今後も、被災された方々の生活再建につきましては、世帯ごとに様々な課題があることが想定されます。個別の案件につきましては、定期的なケース会議等において、熊本県の御助言を仰ぎながら丁寧に対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 現在、48%の世帯の方が支援を必要とされなくなったということは、少しだけ安心はいたしました。同時に、まだ、これからも支え合いセンターの必要性を思うところでございます。答弁にもございましたが、どうか支援を終了された世帯の方々とも

縁が切れることがないように、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、次に、災害廃棄物仮置場の閉鎖についてお尋ねいたします。11月号の広報に、12月28日をもって仮置場が閉鎖になるとの文書がありました。仮置場閉鎖に至る過程や理由についてお尋ねいたします。また、その過程や理由も市民に周知をされたのか、併せてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えいたします。

人吉市災害廃棄物仮置場は、令和3年12月28日をもって災害廃棄物の受入れを終了し、その後は、本来の設置目的であります工業用地としての機能を回復するため、令和4年3月末までに原形復旧を行う計画でございます。

この災害廃棄物仮置場は、国の災害等廃棄物処理事業補助金を活用し運営してまいりましたが、補助事業期間の期限である令和4年3月末までに事業を完了しなければならないことから、原形復旧までの時間を考慮し、人吉市復興計画において令和3年12月末までの廃棄物処理完了を目指していたところでございます。なお、令和2年豪雨災害の被害が大きかった他の自治体も同様に、災害廃棄物の受入れを終了する予定と伺っております。

発災から約1年半が経過し、災害廃棄物の片付けごみの搬入につきましては大幅に減少しておりますが、現在は、広報ひとよし等におきまして受入終了をお知らせいたしましたことから、若干、増加傾向にございます。しかしながら、発災当初と比べ、災害廃棄物処理に一定のめどが立ったものと考えております。

市民の皆様に対しましての閉鎖のお知らせにつきましては、市のホームページ、広報ひとよし11月号、また、広報配布時にチラシを全戸に配布をいたしまして、広く周知をさせていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 子供さん方が遠方におられて、なかなか解体やリフォームへ移行ができなかった方々、アパートやテナントのオーナーさん方、次のステップへと進むことが難しい方もたくさんおられます。発災直後からすぐに動けた方々もいます。解体が済まれて、次のステージに進まれた方々というのは、やっぱり再建の力がある御家庭ではないかと思います。今、まだ、その過程に進めない方こそが、1人ではどうにもできなかったり、次のステージに進むことができないでいらっしゃる方を、どうやって市が救っていくのかというところにとっても疑問を思います。今から被災家屋の解体のための家財道具の搬出をされる方や、リフォームに伴う廃棄物の処分は、仮置場が閉鎖された後、どうなるのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

災害廃棄物仮置場への搬入対象となる公費解体に伴う解体廃棄物につきましては、令和3年12月までの終了を目標に、鋭意事業を進めております。国の災害等廃棄物処理事業補助金

で災害廃棄物の対象となります片付けごみにつきましては、様々な事情により受入終了までに搬入が困難な方もおられると認識しております。そのようなことから、補助の対象となる災害廃棄物の処理につきましては、令和4年1月以降も、人吉市地域支え合いセンターを所管する担当部署等との情報共有により、担当課であります環境課で可能な限り対応をしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） ただいま、閉鎖後も対応していただけると聞き、とても安心いたしました。確かに、12月3日付の人吉新聞に「今月28日で受け入れ終了。受け入れ終了に間に合わない場合は市役所環境課へ相談するとよい」との記事がありました。やっと出していただけたというのが私の本音です。なぜ、それを11月の広報で記載ができなかったのか。いまだに、ホームページにはそのようなことは一言も書いてありません。まだ1年と5か月しかたっていないのです。災害廃棄物、災害ごみと言いますが、被災された方々にとっては、それはこれまでの生活であったのです。踏ん切りをなかなかつけられない方もおられると思います。「やっと気持ちの整理がついたと思ったら、もう仮置場が閉鎖」というお声も聞きます。

今、都市計画や遊水地計画、復興住宅の意向調査も含めて、支え合いセンターや県と市と共同で個別調査をされておりますが、その情報を環境課と市民部と共有されているのでしょうか。市長は、所信表明で「市民ニーズを踏まえて、今後も検討してまいりたい」と述べられておりますが、具体的に市民のニーズをどのように把握されるのか、どのように検討されるのか、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉市災害廃棄物仮置場は、令和3年12月28日をもって災害廃棄物の受入れを終了いたします。発災から約1年半が経過し、災害廃棄物の処理に関しましてはおおむね終了したものと判断をしておりますが、先ほど市民部長が申しましたとおり、今後も災害廃棄物の処理が必要な方々がおられることも認識しておりますので、災害復興ボランティアセンターとも連携し、被災者に寄り添いながら支援を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 今の市長のお言葉を、どうして11月の広報のときに出していただけなかったのかというのがとても残念でなりません。それを言ういただければ、市民の動揺や不安は随分と払拭されたものだと思えます。

先ほど、48%の方が支援を終了したとの答弁がありましたが、本市としてのできる範囲の支援は終了したというふうに私は認識しております。そうなのかもしれません。しかしながら、中には、先ほども申しましたアパートのオーナーさんやテナントのオーナーさん、また、

もう事業を続けることができず、なりわい補助金の申請ができないがために自力で解体をしなければならず、途方に暮れられている方など、数字に上がっては来ないが、まだまだ解体もリフォームも進んでいない方がおられるのは事実です。また、地権者への個別調査をされる際、職員の方々が回って行かれる際に、仮置場の閉鎖による周知不足などでの市への不満などが、職員との信頼関係に、今後の対応にしこりができてしまうのではないかというような懸念も持っております。声を上げられない方々の声を聞いてください。これからも相談役になってください。全部を救うことは難しいかもしれませんが、寄り添い、背中を押してあげることはできるのではないかと思います。どうか、引き続きお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

12月1日、全員協議会の中で、第6次人吉市総合計画の前期計画における事務事業の見直し方針の報告がありました。一覧表には93もの事業が見直しとなっております。その中で、保育における障害児保育事業の補助内容について見直しをされるとありましたが、今回、どのような見直しをされるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

本市における障害児保育事業に関する補助金は、障害児保育事業費補助金と軽度障害児保育事業費補助金の2種類がございます。1つ目の障害児保育事業費補助金につきましては、障害の程度によって支給される特別児童扶養手当の支給対象者を受け入れている保育所などを対象としておりまして、一月当たり、1人に対しまして7万3,118円を補助するものでございます。2つ目の軽度障害児保育事業費補助金につきましては、児童の障害の程度が分かるものとして、1つ目に身体障害者手帳の交付を受けている、2つ目に療育手帳の交付を受けている、3つ目に医療機関の医師の診断書及び市保健センターの証明書で障害がある、またはその疑いがあると判定されている、のいずれかに該当する児童を受け入れている保育所などを対象としておりまして、一月当たり、1人に対しまして3万6,559円を補助するものでございます。

どちらの補助金も市の単独事業として行っておりまして、保育事業に関しましては、子ども・子育て支援制度において、公定価格の中で障害児保育加算が含まれておりまして、それに加えて本市独自で補助事業を行っております。事務事業の見直しの対象となっておりまして、現在見直しの検討を行っておりますのは、主に軽度障害児保育事業費補助金のほうでございますが、本市の児童の状況、保育現場の状況等を見ながら慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 令和3年9月の一般質問においても、宮原議員のほうから医療的ケア児のことを質問されておりましたが、今回のこの事業の縮減の計画において、もしも本当に

縮減されるのであれば、医療的ケア児の受入れの人数も、また障害児の受入人数も減ってしまうのではないかとこの危惧がございます。御家族にとりましても、この支援というのはなくてはならないものです。その分の予算を縮減したときに、果たしていかほどの縮減になるのか、まだ具体的には予算額は示されてはおりませんが、障害をお持ちの皆さんへの支援を縮減してまでもやらなければならないことがあるのかと疑問です。

続けて、もう1点。地域子育て支援拠点事業である九ちゃんクラブの見直しも上がっております。具体的にはどのような見直しなのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

地域子育て支援拠点事業、本市では九ちゃんクラブの愛称で実施している事業でございますが、本事業の活動拠点は、現在、九日町の肥後銀行人吉支店の1階の一部をお借りして再開し、半年余りが過ぎたところでございます。再開に当たりまして様々な御支援をいただきました皆様には、心から感謝を申し上げます。

九ちゃんクラブは、子育てに関する相談をはじめ、利用者の情報交換の場としても積極的に御活用いただいております、大変喜ばれている事業でございますので継続してまいりたいと存じますが、一方で、活動スペースや駐車場等の課題がございまして、事業の見直しの対象となっているところでございます。

利用されているお母様方の御意見や実際に活動に携わっていただいている子育て支援員等の意見を参考にしながら、安心・安全面を第一に考え、より良い事業となるよう、できるところから見直しに取り組んでまいりたいと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） どちらの事業も、子育てをしていく上で重要な、とても必要な事業です。九ちゃんクラブについては、できるだけ、「九ちゃん」という名前の由来でもある九日町での活動を、特に被災後には町なかでのにぎわいのためもあり、肥後銀行をお借りしてのことだとは思いますが、今後は、財政の面からも支援の内容は変えることはなく、安心して子育てができる人吉市でなければならないと思います。市の施設を利用する方向も含めて、また検討していただきたいと思います。

実際、人吉市だと保育料が高額だが、他市に住居を変え、人吉市の保育園を利用すると全額無償となる。ほかの自治体だと様々な優遇があるから、仕事だけ人吉市に来る。このような事例を聞きました。何としても、このような事態は食い止めなければなりません。お金の支援だけではないと思います。安心、これが一番です。財政が厳しいのは重々承知しております。しかし、人吉市から安心が減っては駄目です。慎重な見直しを強く要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。人吉市公共施設等総合管理計画についてお尋ねいたします。まず、平成29年3月に策定されました人吉市公共施設等総合管理計画において、今後、

市の財政を圧迫する要因となる施設の更新費用を抑えるために施設の削減等を計画されておりますが、財政健全化のためにもとても重要な計画と考えます。現時点での計画の進捗状況をお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画の進捗状況についてでございますが、本市の公共施設及びインフラ施設の多くは老朽化が進み、維持管理費や老朽化による建て替えや改修の経費は、今後の市の財政にとってかなり大きな負担となることが予想されるところでございます。

本市が保有する建築系公共施設のうち、大規模改修が必要とされる築30年を経過した建物が約7割近くございますので、今後、施設の安全性や品質を保つために、大規模な改修や更新が必要となりますが、改修や更新の時期が集中することが懸念をされております。

計画策定当時の試算によりますと、本市が所有する建築系公共施設を全てにおいて大規模改修を実施し、現状規模のまま建て替えた想定した場合、40年間で総額810億円の更新費用がかかると試算結果が出ております。そのような背景のもと、現状の厳しい財政状況の中で対応するために、既存の公共施設の適正配置や有効活用等を図ることを目的としまして、議員おっしゃいましたとおり、平成29年3月に計画を策定しまして、その後、総務省の指針に従い一部改定を行ってまいりましたが、10年を1つの区切りの期間としながらも、来年度以降も適宜改定を行う予定としております。

計画の手法といたしましては、施設の維持管理費や更新費用の増加に対処するために、公共施設の統廃合や複合施設化、遊休資産・施設の利用などを行いまして、引き続き、施設の数であるとか施設の総量の圧縮によりまして、いわゆるストックを増やさない施設管理運営を推進することで、ランニングコストも含め更新費用を抑えようとするものでございます。

進捗状況でございますが、鋭意進んでいる施設とそうでない施設、様々にございますけれども、これまで実施いたしました処分例といたしまして、老朽化した老人趣味の家を解体し、跡地の一部を新庁舎建設に伴う用地取得の代替地とし、交換したケースがございます。そのほか、行財政健全化計画に基づき、普通財産である二日町派出所隣接地をはじめとする遊休資産の売却や、現在供用に付していない市有地の貸付けも、今後積極的に進める予定でございます。また、昨年の豪雨災害がきっかけとなりまして、公共施設の複合化が前倒しとなった施設もございます。来年度以降のカルチャーパレスの在り方におきまして、老人福祉センターに入居しておりました老人クラブ連合会事務局やシルバー人材センターといった施設を集約する計画でございますので、より市民が集いやすい複合施設としての相乗効果を期待しております。

一方で、水害により多くの公共施設が被災したため、復興のめどが立っていない施設もございます。これらの被災施設の復旧につきましては、本市担当課の垣根を越えまして横断的に復興計画との整合性を図りながら、公共施設の適正配置や有効活用を検討してまいりたい

と存じます。また、既存の公共施設におきましても、稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、それでもなお稼働率が低い施設におきましては、引き続き、統合・複合化を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君） 計画も随時見直しが必要ですが、令和２年７月豪雨災害の対応等で、現在活用していない施設や土地の見直しまではなかなか難しかったと思います。その中でも、売却や代替地などで対応いただき、その計画が少しずつでも進んでいることは、とてもありがたく思います。

先日、復興のまちづくりに関する特別委員会において、益城町に都市計画の視察に行った際、益城町は全ての町営団地、また災害復興住宅の管理を業務委託されておりました。本市においても検討の価値はあると思います。

今後、復興計画と合わせて進められるとのことですので、前倒しに進めていくことで、さきに述べました第６次人吉市総合計画の見直しにおいても、削減・縮小の必要がなくなる事業が出てくるのではないかと思います。公共施設等総合管理計画の見直しも含めて、スピード感を持って進めていただくことを要望いたします。

それでは、次に、市道についての質問です。

令和２年７月豪雨災害の直後から、様々に、また早急に道路インフラの修復・整備をしていただき、感謝を申し上げます。人吉市公共施設等総合管理計画の中に、道路については同じく、平成２９年３月に制定されました人吉市舗装維持管理計画に基づき管理するとあります。

そこで、豪雨災害の直後、また現在、どのような市道の点検をされているのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） 御質問にお答えいたします。

令和２年７月豪雨災害におきましては、発災直後より、国土交通省の緊急災害対策派遣隊——これはテックフォースと申しますけれども、テックフォースに入っただき、市が管理する市道、それから河川などの点検や被災状況の確認を行っていただいております。同時に、本市職員においても同様な点検を行ったところでございます。

現在のところ、令和２年７月豪雨の影響で空洞化し陥没した箇所については確認されておりますませんが、道路の路面部分が剥がれている箇所などは、既に復旧が終了しております。また、平成２９年３月に策定されました人吉市公共施設等総合管理計画の中で、道路については人吉市舗装維持管理計画に基づき、適正な管理及び計画的な舗装・補修を、平成３０年度以降、実施しているところでございます。なお、今後の道路管理につきましても、皆様方からの情報提供や、人吉市道路パトロール実施要項に基づいた週１回の定期的な道路パトロール、及び台風・大雨などの異常気象後の道路パトロールを引き続き行うことにより、危険箇所の早

期発見につなげたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） 週に1回のパトロールをしていただいているということで、とてもありがたいと思います。その維持管理計画の目的に、「人吉市が管理する道路は、市民の生活を支えるインフラ設備として重要な役割を担っています。安全安心な交通環境を維持し続けるには多額の費用が必要であり、今後さらに老朽化が進むことから補修費用が増加することが予想されます。今回、舗装維持管理計画を策定することで、舗装機能を維持し続けるコストの縮減と予算の平準化を目的とした効率的な管理・補修を行うものです。」とあります。国道445号に、令和2年7月豪雨以前に陥没箇所があり、県へ補修をお願いし修復をしていたところがあります。その同じ場所が、令和2年7月豪雨により、再び同じ箇所が陥没したところがあります。県のほうで早急に対応をしていただきました。その際に、県の道路維持管理課へ、陥没の原因は何が考えられるでしょうかとお尋ねしましたところ、豪雨の際にアスファルトの下に水が入り込み、その水が引くと同時に土が流され、アスファルトの下が空洞化したものと考えられるとの回答でした。同じ人吉市内です。同じような事例があるかもしれません。

最近の報道で、11月2日には東京都武蔵野市で道路の陥没事故が起き、ごみ収集車が落ち込むという事故が起きました。また、11月11日には北海道三笠市で道路陥没が起き、乗用車が1台転落し、1人は重傷を負ったとのことでした。本市では定期的なパトロールがされているとのことですが、早め、早めの修復が経費の削減にもなり、何よりも人命を守ることになります。

国道で起きていることが市道で起きないはずがないと私は考えますが、いつ起こるか分かりません。市民の安心・安全のためにも、危険箇所のさらなる早期発見につなげていただきますようお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

防災ラジオの個別一斉配布が11月19日まで行われ、今も、まだときどきカルチャーパレスへラジオを受け取りに来られる姿を拝見します。情報を受け取りにくい状態が少しずつ改善されることに安心感を覚えます。また、聴覚障害者の方々に対しましては、毎週開催しております聴覚障害情報提供室We Rou（ウイロウ）へ、防災安全課の職員の方が直接、文字表示付ラジオを持ってきていただき、手話通訳付きでラジオの取扱いを、一つ一つ丁寧に御説明くださいました。皆様の安心感は何物にも代えられません。本当にありがとうございました。さらに、聾者が分かりやすい文章での防災メールも、継続して発信していただけるとのことです。さらなる安心につながります。情報を受け取るという点では大きな改善がなされたところではございます。

しかしながら、情報を自身が発信するという点では、聴覚や発語に障害がある方にとっては大変難しい問題です。総務省消防庁では、音声による119番通報が困難な聴覚や発語機能に障害がある方々が消防への通報を円滑に行うことを可能とする、極めて重要な通報手段としてNet119緊急通報システムがあります。これは、平成30年3月30日閣議決定、第4次障害者基本計画において、平成32年度までに全ての消防本部でこのシステムを導入することを目指して掲げられております。

そこで、本市管轄である人吉下球磨消防組合においては、今現在、聴覚や発語機能に障害をお持ちの方の緊急通報手段としてはどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

御質問の件につきましては、議員おっしゃいましたとおり、人吉下球磨消防組合での取組となりますことから、同組合から回答をいただきました範囲内でお答えをさせていただきます。

Net119緊急通報システム以外の緊急通報手段につきましては、人吉下球磨消防組合におかれましては、現在、通常のファックスと同様に、電話回線を用いて消防本部に設置をされましたファックス機へ緊急通報を行う「ファックス119」を活用されております。そのほかに、インターネット回線を使用し、事前に登録した人が消防本部に設置された端末へメールを用いて緊急通報を行う「メール119」がございます。さらに、聴覚や発語に困難がある方とそうでない方との会話を、通訳オペレーターが手話、文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐ「電話リレーサービス」があるとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君） ファックス119、メール119、電話リレーサービスがあるということが分かりました。ファックスはテンプレートがありますけれども、実際に急病や事故などで気が動転しているときに、とても書けないとのことでした。実際、この10年間でファックス119の利用は2回ということ消防本部から伺いました。

昨年、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）の規定に基づき、総務省により聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則が令和2年12月1日に定められ、今年7月より、公共サービスとして電話リレーサービスが始まりました。先ほど御紹介いただきました。

日常使いにはとても有効な電話リレーサービスだと思います、画期的です。24時間体制でオペレーターが手話通訳できますので、皆さんの生活が格段に便利になることだということは承知しております。電話リレーサービスの登録の研修にも私も参加しましたが、しかしながら、なかなか登録は煩雑で、本当に1日では登録までたどり着けないというような状況もありました。そしてまた、日本中の方がそれぞれの場所で利用されるので、つながりにくい、

話し中ということがあるのも事実です。消防署へ緊急時に電話するようにはいかないなと思ったところが本当のところでございます。

また、消防署へはつながっても、署員が現場に派遣された場合は、その電話リレーサービスはそこで終了となります。なかなかサービスには一長一短がありまして、すばらしい画期的なサービスで、先ほども申しましたように、日常使いではとてもやりやすい、例えば美容室を予約するとか病院を予約するとか、携帯電話の解約をするとか変更をするとか、そういったような場合にはとても有効な手段だと思いますが、果たして、それが緊急時に利用と考えたときに、それを利用するようにはつくってはあるんですけども、実際その場においたときに、利用できるのかというのは少々疑問があります。

一般財団法人ろう者福祉協会球磨支部と熊本県手話サークルわかぎ人吉球磨グループにより、令和元年9月1日にNet119の早期導入に関する要望書を消防署へ提出されております。本市の深江地域防災官が消防署におられたときです。同年9月30日には、松岡市長にも要望書を提出されております。その後、11月13日に、手話サークルわかぎへ市長をお招きし、未来カフェにて、このNet119についても意見交換会をしています。もちろん、そのときも私は参加しておりました。なので、市長はもう重々承知されていることと思っています。

Net119の現在の導入状況ですが、全国での導入率は17の県が100%導入をしております。本年度末までに、さらに3つの県が100%になります。熊本県においては導入率は41.7%で、12か所ある消防本部に対し、導入している本部は5か所です。本年度中に天草が導入される予定ですので、導入率は50%になります。県南においては導入はゼロです。

そこで、改めてNet119の緊急通報システムの必要性について、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、熊本県におきましては、県南4消防本部が未導入となっております。現在、人吉下球磨消防本部におきまして、Net119緊急通報システムの導入ではございませんが、今御説明いただいておりますように、ファックス119に加えまして、電話リレーサービスにつきまして実情を踏まえた運用ができるよう比較検討をすると聞いております。

聴覚や発話に困難のある方にとりましては、日常生活におきましても情報伝達の難しさに悩まれておられることは、私も十分理解をしております。特に昨年の災害時におきましては、大きな不安や恐怖を抱かれたのではないかと存じます。

そのような状況の中で、聴覚や発話に困難のある方が情報を発信するツールとして必要と感じているところがございますので、Net119緊急通報システムに関しましては、このような御要望があっていることをおつなぎしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 2 番。徳川禎郁議員。

○2 番（徳川禎郁君） とても力強いお言葉をいただきました。どうか、つないでいただきたいと本当に切望します。

2 か月ほど前、御夫婦共に聴覚、発語ともに障害をお持ちの方が救急車を呼ぶ事態になった際、しかも夜の10時過ぎだったために、とても気が動転されていて、結局、いつもお願いしている手話通訳者の方に自宅に来てもらい、それから救急車を呼び、入院の手続までができたとのことでした。かなり時間を要したとおっしゃられておりました。実際、字を書く余裕もなかったと想像できます。

Net119の財政措置状況として、平成30年度から普通交付税措置がなされております。平成30年度は標準団体当たり126万8,000円、令和3年度は88万1,000円と聞いています。標準団体の行政規模は人口10万人を想定されておりますので、人吉市の人口に換算しますと金額はかなり少なくなりますが、4年間毎年交付税措置がされています。普通交付税の中で、市町村の必要経費としてNet119が財政措置として含まれているのです。緊急事態はいつ起こるか分かりません。分からないから緊急事態なのです。それは病気かもしれないし、事故かもしれません。先ほど市長が申されましたように、災害時の必要性はもっと強く感じます。早急に導入の必要性があると考えます。

本日12月7日は、昭和50年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日です。12月3日は、昭和57年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択され、12月9日は、昭和56年に国際障害者年推進本部が「障害者の日」とすることに決定し、その後、平成5年に心身障害者対策基本法が障害者基本法に改められた際に、法律にも規定されました。よって、12月3日から12月9日を「障害者週間」と定める規定へと改められました。本日は、その週間のど真ん中であります。Net119の導入については、人吉下球磨消防組合消防本部が管轄となりますが、先ほど市長にも言っていただきましたように、どうか管内の市町村様とも御協議いただき、1日も早いNet119の導入を要望いたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後2時00分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。13番議員の豊永貞夫です。早速通告に従いまして、一般質問を行います。

本日は2項目でございます。1項目めがふるさと納税の活用について、2項目めが高齢者

支援（交通事故防止）についてでございます。

まず、ふるさと納税の活用についてでございます。

平成20年から始まったふるさと納税、今年で13年が経過しました。皆さん御承知のとおり、ふるさと納税は、納税者が故郷など応援したい自治体に寄附すれば、2,000円の自己負担分を除いた全額が所得税や住民税から控除される制度、大都市の税収を財源の乏しい地方に移し、地域活性化につながるとして、自治体にとっては事業を行う上で大きな財源として期待もされています。平成27年から、寄附者への返礼品を送る事業が始まり、地域の特産品を送ることで地域経済への波及も見られ、寄附者にとっても自治体にとっても、また返礼品の生産者にとっても有効な制度で、一石二鳥にも三鳥にもなります。

しかし、この間、外国産ワインや換金可能なギフトカードなど、度を越した豪華な返礼品で寄附金獲得に走る自治体が続出し、制度本来の趣旨が損なわれてきた時期もありました。現在は、2019年にふるさと納税に係る指定制度が創設され、寄附金の募集を適正に実施する地方団体で、返礼品の返礼割合を3割以下にすること、返礼品を地場産品にすることとされています。

本市においても、これまで多くの方々に御寄附をしていただいております。まずは、現在のふるさと納税の受入状況として、平成20年の制度開始から令和2年度までの7項目の事業区分の状況と、令和3年度途中ではありますが、11月までの受入状況をお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えいたします。

ふるさと納税では、寄附をされる際に、その用途を選んでいただくこととなっており、現在、本市では、議員もおっしゃいましたように、7つの事業区分から寄附者の方にお選びをいただいております。

事業区分ごとの寄附状況につきまして、本市がふるさと納税による寄附の受付を開始した平成20年度から、昨年度令和2年度までの累計と、今年度11月末時点の寄附状況でお答えをいたします。

まず、1番目、ふるさとの自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業が、累計で5億2,126万6,752円でございます。今年度につきましては9,711万3,023円でございます。

2番目、将来の地域を担う子供たちを応援する事業の累計が3億4,357万5,233円、今年度が6,818万7,000円でございます。

3番目、地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業の累計が8,338万2,000円、今年度が1,487万5,000円でございます。

4番目、歴史や文化資源を保存・活用するための事業の累計が9,678万6,500円、今年度が1,281万4,000円でございます。

5番目、観光振興の充実など活力に満ちたまちづくりのための事業の累計が7,055万8,477円、今年度が1,549万3,500円でございます。

6 番目、その他目的達成のために市長が必要と認める事業の累計は 5 億 9,365 万 1,226 円、今年度が 9,147 万 6,000 円となっております。

また、7 番目でございますが、令和 2 年の熊本・鹿児島大雨災害につきましては、累計が 1 億 8,963 万 5,379 円、今年度分につきましては 621 万 1,445 円となっておりますところでございます。

令和 2 年度までの累計につきましては、18 億 9,885 万 5,567 円でございます。今年度につきましては、同じく 11 月 30 日時点での合計 3 億 616 万 9,968 円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13 番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13 番。豊永貞夫議員。

○13 番（豊永貞夫君） 多くの方々から御寄附をいただいております。令和 2 年度までに約 19 億円、また、本年度も既に 11 月末現在で 3 億 616 万 9,968 円御寄附をいただいております。心から、御寄附をしていただいた方に感謝を申し上げたいと思います。

また、この御寄附の中には、災害ボランティアに駆けつけたいけどコロナ禍で人数制限もあり、せめて御寄附でお手伝いをしたいというお気持ちで、返礼品を目的としない御寄附も増えたとお聞きしております。

災害前と災害後で、これまでどのくらいの件数でどれくらいの御寄附があっているのかをお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えいたします。

本市では、平成 27 年度からふるさと納税による寄附者にお礼の品をお送りする返礼品を導入しておりますが、返礼品を不要とする寄附のお申し込みは、毎年度数件から、多くても 20 件ほどとなっており、ほとんどの御寄附において返礼品をお選びいただいております。

しかしながら、令和 2 年度におきましては、議員がおっしゃいましたように、7 月豪雨災害以後、返礼品を不要とする御寄附が急増しまして、約 2 万件、約 1 億 9,000 万円の御寄附が返礼品を不要とするというものでございました。そして、今年度の状況でございますが、昨年度に比べますと返礼品を不要とする御寄附は大幅に減っておりますが、11 月 30 日時点で約 800 件、約 570 万円の御寄附が、返礼品を不要とする御寄附となっておりますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13 番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13 番。豊永貞夫議員。

○13 番（豊永貞夫君） 2 万件というのはびっくりしましたが、返礼品を目的としない御寄附。これまでは返礼品を目的とされる方がほとんどだったということで、返礼品をメインとしてふるさと納税をされる方が多くございました。その際、返礼品を返すことで、返礼品の購入費とか諸経費で御寄附された金額の半分以上が経費として、実際には使えないという状況でございましたが、今言われた 2 万件の 1 億 9,000 万円、本年度も 570 万円というのは、

全額がそれぞれの事業に対して使える金額となります。

これまでふるさと納税といったら、返礼品のほうに目が向きがちですが、本来は、どういった事業にどれだけの寄附金を使用するかが重要だと思います。

本市でも寄附を財源として事業を展開されてきておりますが、令和2年度までで7項目の事業区分で実施された事業数と、その実績額の状況をお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

事業区分7項目ございますので、項目ごとに、令和2年度までの事業数と実績額についてお答えをいたします。

まず、1つ目のふるさと自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業に13事業、8,380万円。2つ目の将来の地域を担う子供たちを応援する事業に28事業、1億945万円。3つ目の地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業に6事業、3,351万9,000円。4つ目の歴史や文化資源を保存・活用するための事業に7事業、2,991万3,000円。5つ目の観光振興の充実など活力に満ちたまちづくりのための事業に9事業、2,705万円。6つ目のその他目的達成のために市長が必要と認める事業に17事業、8,317万円を活用しております。なお、7つ目の令和2年熊本・鹿児島大雨災害については、令和2年度までに事業に活用した実績はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 令和2年度までに、それぞれ事業区分ごとに寄附金を使っの事業を展開された。今、事業数をそれぞれ言われましたけれども、今の事業数は累計として捉えてよろしいのでしょうか。それとも、それぞれ違った事業としてなっているのか、その辺について、ちょっと確認でお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

これは、項目ごとに令和2年度までのそれぞれの累計の実績ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） それでは、その事業数というのは累計でしたので、本来は同じ項目に充当して使用されたということで理解したいと思っております。

令和2年までにそれぞれ寄附金を使用して実施されているようでございますが、7項目めの災害に関してはまだ実績はないようですが、2項目めの将来の地域を担う子供たちを応援する事業に1億円を超える経費で使用されているようでございます。その内容については通告しておりませんでしたのでお聞きしますが、6項目めのその他目的達成のために市長が必要と認める事業を実施されておりますが、その内容というのはどういった事業なのか。また、ふるさと納税を使用して事業を行う場合、寄附金を使って事業を行っていかうという決

定をするというのは、どの時点でされるのか。その辺についてお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

御質問の、その他目的達成のために市長が必要と認める事業の内容でございますが、この事業の実施数と実績額については、先ほどの御質問でお答えさせていただきましたので、少し具体的に事業の内容をお答えさせていただきます。

主な事業でございますが、予防接種事業をはじめ、防犯灯設置事業や地方バス運行等特別対策補助金、各小中学校校務支援システム導入事業、マンホールトイレ備品整備事業などでございます。

また、ふるさと納税の活用・充当でございますが、予算編成過程におきまして、その都度、検討を行っているところでございます。令和3年度当初予算におきましては、豪雨災害や新型コロナウイルス感染拡大の影響等によりまして、市税が前年度比約4億円減少していますことから、これまで実施してきました健康福祉の推進、子育て施策や教育、公共交通といった施策を継続して安定的に進めるために、寄附をされた方から御指定をいただいた事業区分に従い寄附金を活用させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 決定するに当たっては、予算編成の際にその都度検討を行っていくという答弁でございました。答弁でもありましたように、コロナ禍と豪雨災害により税収が落ち込んでいることは理解をしております。それ以前からの財政難で、行財政健全化計画の実施中の時期に、このコロナと災害でさらに追い打ちをかけられた感じの状況でございます。今の状況では、まだまだ税収が戻ってくる感じはしません。

様々な事業を行う上で、予算がないので何も実施できないという状況は避けなければなりません。寄附金という不安定な財源ですが、その一部を使用して事業するしかないという感じがしております。

これまで事業を行ってこれましたが、今後、ふるさと納税の寄附金を活用して、これまでなかなか実施できなかったことを、そういったものを事業実施するべきだと私は感じております。これまでも様々な議員から、ふるさと納税を財源としていろんな事業を行っていただきたいという要望がございました、先ほどもあったと思いますけれども。この件に関して、松岡市長の考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

初めに、これまでに多くの方々から本市に対し、ふるさと納税を活用した寄附をいただきましたことに対し、改めて感謝を申し上げます。特に令和2年度は、7万件を超える寄附をいただき、また、牧之原市など10の自治体におかれましては、災害支援代理寄附により御協力をいただきました。重ねてお礼を申し上げます。

さて、御質問は、寄附金をどのように活用するのかということかと思います。豪雨災害発災前は、私もふるさと納税を活用して本市の発展・活性化につながる、何か新しい事業を構築できればとの強い思いがありましたものの、やはり、ふるさと納税が不安定な収入であることから、事業を開始した後、財源が続かず途中でやめる事態になることは避けなければならないという、ある意味、責任感から慎重に考え、また大切に使途を検討する中で、結果、その他目的達成に係る寄附金が累積しているものと思っています。

本市におけるふるさと納税を取り巻く環境も、昨年の豪雨災害により一変したものと感じております。本市の未曾有の災害に対し、全国から温かい御厚情・激励として多くの寄附を頂いた一方、水害により被災をされた方々はもちろんのこと、人吉市民の誰もが深い心の傷を負い、歴史ある町並みも見ると影もない状況になりました。

今後、災害からの復興と被災された方々の生活再建が市政の最優先課題であることは、市議会におかれましても御理解をいただいているものと思っております。今後の事業展開に従い有効活用を検討してまいりたいと思っています。

また、先ほど総務部長がお答えしましたとおり、市税の大幅な減収が現実的な問題として、本市の行財政運営に暗い影を落としています。恐らくふるさと納税の活用ができなければ、令和3年度予算は編成できなかったのではないかと思います。当然、歳入に見合った予算を編成する中で、歳出予算の精査は必要でありますものの、本市の持続可能な将来の展望を見据える上では、子育てや教育といった施策を安定かつ継続的に推進することも行政の責務であると思っております。そのため、こういった既存事業の継続にふるさと納税を活用することも、十分寄附者の意向に沿うものと思っております。

少し長くなりましたが、本市のおかれた現状と、災害からの復興等これからの課題にしっかりと対応していくために、ふるさと納税を有効活用してまいりたいと考えています。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 災害の復旧事業に対する使われ方というのは、私も賛成でございます。

それは十分必要だと思いますが、ふるさと納税を納税される方は、人吉市に、災害以外で6項目ですけれども、それぞれに寄附をされております。それに従って、事業を今まで展開されておりますが、災害を理由に、ほかの事業がなかなかできないというのが今までの答弁だったと思いますが、災害以外の事業に対して、財源が乏しい人吉市でございますが、ふるさと納税を利用して事業を展開するというのは、今後、やはり必要だと思っております。

そういった意味では、今、今後検討するという答弁ではございましたけれども、私としては、ぜひ、ふるさと納税を使ってでも、市民の幸福向上のために、いろんな事業を議員も提案をしてまいりますので、その辺についてはよく検討をしていただいて、その利用を促進していただきたいと思いますので、その点については強く要望しておきます。

それでは、2番目の項目でございます。高齢者支援（交通事故防止）でございます。

近年、高齢者によるブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が多発しています。先月11月17日、89歳の男性が運転する乗用車が大阪狭山市のスーパーで起こした事故も、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故で、1人死亡、1人重傷という痛ましい事故が起きたことは記憶に新しいと思います。スーパーで買い物中の妻を待っていて、荷物を入れるためにトランクを開ける操作をしていたら、車が前に動いた。止めようとしてブレーキとアクセルを踏み間違え、一気に車が敷地内に入ったと説明。慌ててバックした際、バックした後、ギアを入れ替えてアクセルを踏んで前進し壁にぶつかった、と供述をされているようです。また、おとし、東京池袋で車を暴走させて、横断歩道を渡っていた母親と子供を死亡させたほか、9人に重軽傷を負わせた事故も、90歳男性のブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故でした。

近年のブレーキとアクセルの踏み間違い事故の増加を受け、2021年11月、先月ですが、新型の国産自動車を対象に、自動ブレーキの義務化がスタートしました。各自動車メーカーから自動ブレーキの開発に力を入れ、国による、65歳以上の方を対象にした、サポカー補助金制度を活用した衝突被害軽減ブレーキを搭載した車の購入等を支援する制度が実施されてきましたが、残念なことに、11月末で終了してしまいました。

ブレーキとアクセルの踏み間違い、この言葉をこれまで幾度となく聞きました。令和2年版の交通安全白書の中でも、ブレーキとアクセルの踏み間違い事故は、75歳未満が全体の0.5%に過ぎないのに対し、75歳以上は7.0%と高いと公表されています。特に75歳以上の高齢運転者と75歳未満の運転者について、死亡事故を人的要因別に比較すると、75歳以上は操作不適による事故が28%と、最も多くなっています。

人吉市内でも、駐車場からお店に突っ込むという事故が、昨年だけでも2件発生しております。本市の高齢者が運転する事故の発生件数についてお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

本年1月1日から本年10月末までの事故件数で答えをさせていただきます。

この期間中の高齢者の交通事故件数でございますが、本市におきましては、人身事故が14件、死者1名、負傷者17名、物損事故221件でございます。

次に、人吉警察署管内でございますが、人身事故が19件、死者2名、負傷者21名、物損事故287件でございます。

人吉市において、高齢者が加害者となった交通事故につきましては11件、死傷者が15名でございます。また、高齢者が歩行中の事故も複数発生をいたしております。

本市におきましても、議員おっしゃいましたとおり、高齢者が絡む交通事故が多く発生しているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 今、数字を答弁いただきました。結構多くて、非常に驚いているところでございます。高齢化が進む中で、地方においては公共交通が、人吉市においてはほとんどないと言える状況。買い物や病院などへ移動するには、車を運転するしかない状況でございます。乗合タクシーも実施されておりますが、路線が限定されておりますので、このままでは、事故は減るどころか、ますます増えていくのではないかと心配しています。

ただ、全国的には、交通事故死者数自体は減少しております。令和3年版の交通安全白書では、交通事故による24時間死者数は、昭和45年に1万6,765人を数えましたが、46年以降には減少に向かい、54年には8,466人とほぼ半減し、平成21年中の死者数では4,979人と、昭和27年以来、57年ぶりに5,000人を下回っています。また、平成28年には3,904人となり、4,000人を下回り、昨年令和2年中の死者数は2,839人となり、初めて3,000人を下回り、ピーク時の約6分の1となっています。

交通事故死者数の減少の要因には、車両の安全性能の向上、運転者の交通安全意識の向上もあるとは思いますが、若者の自動車離れで自動車に乗らないという現状が大きいのだと思います。その反面、高齢者の交通事故件数が目立ってきているのは間違いないと思います。

昨年、今年と、コロナ禍により交通安全教室などの講習会などは実施できなかったと思いますが、本市の高齢者に対しての交通事故防止の取組状況をお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

本市におきます高齢者に対する交通事故防止への取組でございますが、老人会等への交通安全教室の実施や、啓発物品の配付を通じまして、交通安全に関する知識や交通ルールの再確認を図り、高齢者に対する交通安全の推進に取り組んでいるところでございます。

また、人吉市老人クラブ連合会が実施されます交通安全部リーダー研修会や、人吉市高齢者並びに交通安全推進グラウンドゴルフ大会へ参加をいたしまして、関係機関と連絡を取り、高齢者の交通安全意識の向上を図っているところでございます。

その他、毎月の交通安全日や春と秋の全国交通安全運動期間中における街頭指導の実施ですとか、反射材等の交通安全啓発物品の配付など、高齢者のみならず、幼児や児童・生徒への交通安全教室などを活用しまして、交通指導や注意喚起を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） それぞれ講習会等も行われているようでございます。コロナ禍によって実施できていないところもあるとは思いますが、今後も続けて、そういった高齢者に対する交通事故防止の啓発は行っていただきたいと思います。

令和2年交通安全白書の中で、運転免許保有者数についてございました。昭和50年には3,348万人だった運転免許保有者数は、平成20年に8,000万人を超え、令和元年には8,216万

人となっています。先ほど、若者の自動車離れと申しましたが、それを裏付けるデータとして、16歳から19歳までの運転免許保有者数は、昭和61年の264万人をピークに年々減少し、令和元年に87万人と、ピーク時のおよそ3分の1になっているというデータでございます。

70歳以上の運転免許保有者は年々増加し続け、令和元年には1,195万人、昭和50年の13万人の約90倍、昭和61年の80万人の15倍弱となり、運転免許保有者数の14.5%を占めています。75歳以上に着目して、運転免許保有者数の推移を見ると、令和元年の75歳以上及び80歳以上の免許保有者数は、平成21年と比較して75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、75歳以上及び80歳以上の免許保有者数はともに増加を続けている状況です。

さきに述べましたサポカー補助金によって自動ブレーキ搭載車を購入できる制度が実施されておりましたが、11月末で終了してしまいました。新車以外で、今乗っておられる車に後付けで装着したいと考える方には、そのサポカー補助金の中にも実はあったんですが、実費で、自動ブレーキではありませんが、後付け踏み間違い・急発進抑制装置を装着することができます。この装置についてはどういったものなのか、概要をお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

最近の新型車には自動ブレーキ装置や踏み間違い・急発進抑制装置などの安全装置が備わったものが普及をし始め、安全性の高い車両が増えてきております。また、本年11月からは、新型の国産車を対象といたしまして自動ブレーキ装置の義務化がスタートをしております。そのことにより、一層安全性に優れた車両が普及していくものと存じます。

さらに、初期装備としてそのような安全装置が搭載されていない車両につきましては、議員おっしゃいました、後付けで踏み間違い・急発進抑制装置等を取り付けることも可能でございます。この踏み間違い・急発進抑制装置でございますが、障害物を検知している状態でアクセルペダルを強く踏み込んだときに、自動でエンジン出力を抑制する装置でございます。最近の高齢者ドライバーによる踏み間違い事故が全国で多く発生し、問題となっておりますけれども、このような安全装置が普及することで踏み間違い等による交通事故の減少が期待されているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 今、答弁いただきましたけれども、少し補足いたしますと、自動ブレーキの正式名称は衝突被害軽減ブレーキ（AEB S）のことで、これを名乗るには国交省の認定を得る必要がございます。国の定める試験をクリアする必要があり、厳しい制度の基準が定められています。その要件として、静止車両——自分が乗っている車と静止している車の関係ですね——走行車両、そして歩行者に対しての試験を行い、制動要件を満たすこと、また、エンジン始動のたびにシステムが自動的に起動すること、緊急制動の0.8秒までに警報を鳴らすこと、などがございます。また、横断する子供との事故を想定した、歩行者に対

する試験など、高いレベルの衝突回避試験をクリアすることが条件となっております。

平成21年6月1日から、75歳以上の者が運転免許を更新する際、認知症・認知機能検査などが義務づけられておりました。先ほどの衝突被害軽減ブレーキに関してでございますが、認知症の方が、いうなれば間違っただけで踏み込んだときに自動的にブレーキがかかるという制度でございますので、いろんな意味で、これから運転される状態の方が、どういう方がおられるか分かりませんが、そういった認知機能がちょっと低下している方も、そういったものがあることで事故防止につながるんじゃないかと思っています。

高齢化社会の中で、交通事故防止の対策として、国も、先ほど言いました認知機能検査など様々な対策を講じてこられました。今回の自動ブレーキの義務化などの安全対策は重要なことだと思います。本市においても、高齢化が進む中、車を保有されている高齢者も多いことから、65歳以上を対象とした後付け踏み間違い・急発進抑制装置を搭載していただきやすい、本市独自の補助金制度を導入したほうがいいと考えますが、松岡市長の考えをお尋ねいたします。財源としては、先ほどのふるさと納税の寄附金を活用していただきたいというものでございます。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

後付けの急発進抑制装置等の購入に対する補助につきましては、今、議員もおっしゃいましたように、国が65歳以上を対象に、令和2年3月から本年11月までサポカー補助金として装置の購入補助があったところでございます。また、人吉球磨管内におきましては、五木村と水上村で取り組んでおられますが、本市としましては、先ほど総務部長が申し上げましたとおり、高齢者の交通事故に遭う割合が高い状況でございますので、今後も交通事故防止対策に、より一層力を入れ、高齢者に限らず、あらゆる世代が交通事故による被害者、あるいは加害者にならないよう、地域の交通安全の推進に取り組んでまいりたいと存じます。

さらに、ふるさと納税の活用につきましては、先ほど答弁させていただきましたことを踏まえまして、後付けの急発進抑制装置等の購入に対する補助につきましては、熊本県や県内の自治体の取組状況と本市の行財政健全化計画及び災害復旧状況を見ながら、今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君） 答弁いただきました。自動車メーカーによって、その装置自体の値段が違います。いろんなメーカーがありますが、低いところだと4万円台から、高いところで8万円台と、その前後で価格が違います。車種によっても若干違っているところでございます。新型車には義務化で搭載されております。その車が中古車として市場に出るとしたら、3年ごとに新車を購入される方がいらっしゃるね、3年後ぐらいにはその搭載車が出ると思います。そうすると、車の寿命が10年だとすると、5年ほどするとほとんどが入

れ替わるんじゃないかと思しますので、その5年間の期間をお願いできればというのが要望でございます。希望者全員というわけにはいかないもので、年間どれぐらいの額でもいいです、100万円なら100万円と額を決めて、それに到達したら次年度にお願いしますという補助金です。そういったものでするならば、今後、高齢者に限らず、事故防止の1つの市の政策として成り立つんじゃないかと思しますので、そこはぜひ検討していただきますよう、これも強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時39分 休憩

午後2時56分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）
15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。15番議員の本村令斗です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

項目は4点。1点目に水害に強いまちづくりで、要旨としまして球磨川水系河川整備基本方針の危険性について、それから防水壁設置と宅地かさ上げによる対策について、2点目が被災者の住居で、災害公営住宅について、それから建設型応急住宅の利活用について、3点目が災害廃棄物仮置場で、今後の災害廃棄物等の処理について、4点目が防災ラジオ型戸別受信機で、配布方法と今後の対応についてです。

では、1点目の水害に強いまちづくりについて質問してまいります。

国土交通省の社会資本整備審議会小委員会は、10月11日に、長期的な治水対策を定めた新たな球磨川水系河川整備基本方針をまとめました。これは、まだ最終決定ではありませんが、基本的な方針が打ち出されたこととなります。この基本方針について、市長は所信表明の中で「球磨川の将来像が明確に示された先進的なものとなっています」と述べられ、好意的に評価されているようです。

しかし、流域住民の方々から、「ダムを造らんがための数字合わせだ」「緊急放流に脅かされる」「川で流す治水対策の工期で、これでは昨年のような球磨川の水害は防げない」という声が上がっています。

そこで、この質問を行います。変更された基本方針では、人吉地点においてダムや遊水地などによる洪水調整施設等による調節流量が毎秒4,200立方メートルと、球磨川を流す河道への配分流量——別名計画高水流量とも言いますが、毎秒4,000立方メートルより大きくなっています。国交省のホームページより、一級水系の基準地点における基本高水のピーク流量と計画高水流量の一覧表を取り出すことができます。ここには108水系、145地点の状況が載っていますが、令和3年3月31日時点で洪水調整施設等による調節流量が、河道への配

分流量より大きくなっているのは、荒川水系の岩淵地点だけでした。これに、今回、球磨川水系の人吉地点が新たに加わったことになります。このように、洪水調整施設等による調節流量が河道への配分流量より大きくなっているのは、全国の河川にほとんど見られない異常なものであることを認識しているかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

令和3年11月10日に行われました社会資本整備審議会河川分科会の資料によりますと、洪水調節施設等の調節流量については、球磨川水系流域治水プロジェクトに掲げる新たな流水型ダム及び市房ダム再開発、遊水地群などによるあらゆる洪水調節施設等により、毎秒約4,200立方メートルの洪水調節をするとなっております。

洪水調節量が計画高水流量を超えておりますが、気候変動、球磨川水系の地形や土地利用、及び自然環境に与える影響等を反映する形で河川整備基本方針として審議がなされていると認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） それはそうなんですけど、その中で、球磨川水系河川整備基本方針が全国の河川にほとんど見られないような異常なものになっているのは、近年の異常気象によって基本高水のピーク流量を大きくしなければならぬ中で、1つ目には河川改修を行い、川で流せる流量を増やそうとしないこと、2つ目には流水型ダムに過大な洪水調整をやらせようとしているからにほかありません。何が何でもダムありきの、ダムに頼った危険な治水方法だと思います。

社会資本整備審議会小委員会に出された資料の「流域内の洪水調節施設について」というページを見てみますと、右下に「新たな流水型ダム」という欄があり、そこにこのようなことが書かれています。「洪水調節の操作ルールについて、従来から検討してきた貯留型ダムと同様に、鍋底操作（鍋底操作時の放流量毎秒200立方メートル）として検討実施」というものです。鍋底操作というのは、ダムへの流入量が増えるときに、大幅に放流量を減らそうというもので、平成10年7月に出された「川辺川ダム事業について」という冊子を見てみると、流入量が毎秒3,520立方メートルに増えた中で、放流量を毎秒200立方メートルにするように操作することが書かれています。これでは、一気に水を溜め込んでしまい、ダムが満水になり緊急放流が行われる可能性はさらに高まってしまいます。

また、河川改修を行い、川で流せる流量を増やそうとしないことには、このような問題があります。球磨川水系河川整備基本方針の資料を見てみますと、昨年7月と同規模の雨が降った場合、流水型ダムなどの洪水調整施設が機能しても、安全に水を流せる水位を超える、となっています。球磨川水系河川整備基本方針の変更では、基本高水のピーク流量は毎秒7,000立方メートルから毎秒8,200立方メートルに増えたのに、河道への配分流量は毎秒400

立方メートルから変わっていません。毎秒400立方メートルというのは、今の球磨川をほんの僅か改修するだけで、ほとんど改修しないと言っても間違いありません。安全に水を流せる水位を超えるのに、球磨川の河川改修をほとんど行わないのは問題だと思わないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今、本村議員、400立方メートルとおっしゃっていましたが、恐らく4,000立方メートルの間違いではないかなというふうに思いながらちょっとお聞きしておったところですが。

河道への流量計画高水流量は、河道を整備する場合に基本となる流量で、基本高水流量を河道と各種洪水調節施設に合理的に配分した結果として求められる河道を流れる流量でございます。現在審議されている球磨川水系河川整備基本方針の資料によると、河川の土地利用状況やまちづくりの動向を踏まえた川幅や計画高水位のチェック、環境への配慮を踏まえた河川掘削等の可能性を検討していくと明記してあるところでございます。

今後とも河道掘削等の治水対策の加速化についても、あらゆる機会を通して国に要望してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 間違っていました。毎秒4,000立方メートルです。

それで、ただ検討といっても、基本方針に最初から国交省が4,000立方メートルを入れていることは、本当に改修する気があるのかと、私は非常に国交省に対して疑うところです。

それで、昨年7月と同規模の雨が降った場合、流水型ダムなどの洪水調整施設が機能しても、安全に水を流せる水位を超えているとなっています。そのような状況の中で、流水型ダムの緊急放流が行われることも考えられます。緊急放流は、市房ダムでもこれまで3回行われており、特別なことではありません。先ほど述べたように、計画されている流水型ダムは、緊急放流が起きやすい操作方法が行われます。国交省は、昨年7月豪雨の1.3倍の雨が降れば、流水型ダムが緊急放流に移行することを明らかにしています。

異常気象が進めば、その危険性は高まると思います。緊急放流などが行われれば、市内へ水が流れ込み、水害となってしまうことは明らかだと思わないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

国が行いました令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対する効果検証では、河川改修や洪水調節施設により、水位は計画堤防高を上回らないものの、人吉区間では計画高水位を超過する結果となっております。

球磨川水系流域治水プロジェクトにおける治水対策では、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の3つが計画されています。これらを多層的に進めていかなければ、令和2年

7月豪雨と同規模の洪水や頻発する地球規模の大幅な気候変動による水害から市民を守ることはできないと強く認識しています。

新たな流水型ダムを取り入れた抜本的な治水を軸とし、河道掘削等の直ちに取り組む治水対策、併せて避難体制等のソフト対策をベストミックスで推し進めていくことが、流域住民の安全・安心につながるものであると確信をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） そういう対策と、ダムが緊急放流すると、やはり相当の量をため込むような仕組みのダムですので、これは非常に危険があると私は思うということを述べたいと思います。

それで、国交省は河道掘削を行いながら水害に強いまちづくりを進めようとしなければなら、人吉市でそのようなまちづくりを進める必要があると思います。

資料の配付をお願いしておりましたが、それを御覧ください。「7.4球磨川豪雨災害はなぜ起こったのか」という本の中には、住民による、昨年7月の洪水にも耐え得る防水壁設置と宅地かさ上げによる浸水対策案が示されています。この案は、球磨川の堤防の住宅側に、7月4日洪水以上の高さの防水壁を建てます。この防水壁というのは、実際に業者が造っていて、インターネットでも見ることができます。旅館やホテルなど、球磨川の景観が見える必要があるところでは、日頃は防水壁の支柱だけにしておいて、洪水が予想される場合に横板を入れる方法もあります。宅地かさ上げが可能なところでは、L型擁壁を防水壁にして、盛り土によって宅地のかさ上げを行います。また、空き地は盛り土をして、緑地帯などに利用します。それぞれの場所の条件に合わせて手法を選択し、これらをつないで輪中堤のように市内を囲み、水害から住宅地を守ろうというものです。

国交省は流域治水プロジェクトの中で、氾濫域での対策として、宅地かさ上げや輪中堤、高台移転を推奨しています。宅地かさ上げについては、計画堤防の高さまでは国交省が河川事業として実施する、それ以上は自治体のまちづくりと連携した、さらなるかさ上げを実施することで、より安全度を上げた集落の形成が可能と書いています。

つまり、人吉市が主体になって復興まちづくりとして計画すれば、国交省と県は共同事業者になります。このような案を検討すべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

球磨川水系流域治水プロジェクトが策定され、その趣旨・目的に沿って河川の流域のあらゆる関係者が協同して流域全体で多層的に治水対策を行うことが、さらに重要になったと認識しています。今後も、国・県をはじめ関係の皆様に対し、流域の治水安全度を高めるための「できることは全部やる」という基本的な考え方のもと、あらゆる対策について検討していただくようお願いしてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） あらゆる対策にて検討していくということですので、ぜひ、この案も検討していただきたいと思います。

それで、八代市の例を紹介したいと思います。八代市は、大学や高専の教授5人で構成された、八代市坂本支所の再建場所を検討する有識者検討会を設置しました。検討会は、支所は現在地が最適であるとし、同時に、支所を含む一帯の土地を3メートルかさ上げすることを提案した報告書を、3月9日に中村市長に提出しました。

八代市は、17日に、この案のとおりに行くことを発表し、現在、国交省もその方向で動いています。これにより、検討されている流水型ダム建設や市房ダムの改良がなされていない場合でも、昨年と同規模の洪水でも浸水しないことになります。

このようにダムに頼らない対策を人吉市も求めていくべきだということを申しまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次は、被災者の住宅についてです。災害公営住宅に関する説明会が11月15日と18日に行われました。この説明会に参加した、建設型仮設住宅に住まわれている方から「災害公営住宅に住めるようになるのはまだ先のように、応急住宅の供与期限が切れてから時間がある。災害公営住宅に入居するようになる世帯は、それまでの間、応急住宅に住み続けられるようにしてほしい」という要望を聞きました。

そこで、まず、災害公営住宅はいつ頃から入居できるようになるのかお伺いします。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

現在、相良町に整備を予定しております災害公営住宅につきましては、令和6年1月の入居開始を目指して準備を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 仮設住宅の期限より、まだちょっと先のほうになっているのが分かりましたが、ですから、供与期限が切れたからといって、災害公営住宅に入るまでに、一度、応急住宅を出なければならないとなると、2回の引っ越しをしなければならなくなります。多大な労力が必要になるほか、引っ越し費用の増加や引っ越しのときに出るごみの増加も起きます。

災害公営住宅に入居するまでの期間は、応急住宅に住み続けることができるようにすべきではないかお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） それでは、私のほうからは供与期間の延長ということでお答えをさせていただきたいと思います。

災害公営住宅に入居予定の方が、完成待ちのため、仮設住宅の供与期間内に退去できない

場合には、これまでの熊本地震や他の大規模災害でも供与期間延長が認められた経緯がございます。今回も同様に延長が認められるよう、現在、熊本県が国と協議を重ねていただいております。

そのため、現段階では明確にお答えすることができませんが、本市といたしましても、引き続き、県や国に強く要望してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） ぜひ、強く要望して、それが実現できるようにしていただきたいと思います。

それから、もう1点、9月議会において、災害公営住宅へ希望される方は全員が入居できるようにすべきではないかという私の質問の答弁の中で、瀬上建設部長は建設型応急住宅の利活用について触れておられます。また、市長も、本議会の所信表明において、建設型応急住宅の利活用について触れています。

建設型応急住宅を公営住宅として活用した場合、造りも大きく変わっているのです、災害公営住宅より家賃を安くして提供すべきではないかということをお伺いします。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

建設型応急住宅を活用した住宅の家賃につきましては、災害公営住宅の間取りよりも狭小、狭くなるということになりますので、災害公営住宅の家賃よりも低い金額での設定を検討しているところでございます。

このことにつきましては、去る11月15日、18日両日に開催いたしました災害公営住宅の説明会でも、参加された皆様にこのように御説明をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） そのように計画しているということで、これの要望は非常に多いから、ぜひ活用をして、災害公営住宅よりも安い金額で、というのはよく聞きますので、ぜひ、それを実現していただきたいと思います。

それから、3つ目の質問に移ってまいりたいと思います。災害廃棄物の仮置場ですけれども、先ほどかなり答弁されていますので、1つだけ聞いていきたいと思います。災害廃棄物の中の一般廃棄物はクリーンプラザに持っていかってほしいということになることも考えられます。クリーンプラザへの持込みは料金がかかりますが、これから家を解体される方から「被災して、ただでさえ大変なのに、多額の持込料金を取られたらたまったものではない。持込料金に対して補助ができないか」という声が聞かれます。持込料金に対する補助をすべきではないかということをお伺いします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

令和4年1月以降の災害廃棄物処理の具体的な支援策につきましては、現在、様々に検討を重ねているところでございます。議員から御提案いただきました、人吉球磨クリーンプラザへ直接搬入を実施する場合でございますけれども、持ち込める廃棄物に制限があることから、被災者の方自らが、その制限に合わせた分別が必要となること、それから、持込料金の減免手続が発生するなどの負担が大きくなることが考えられるところでございます。また、クリーンプラザへの持込みとなりますと、管理者の人吉球磨広域行政組合との搬入時の対応や減免事務の手続等の協議が必要となってまいります。

しかしながら、御提案につきましては、有効な支援策の1つと考えておりますので、早急に人吉球磨広域行政組合との協議を行い、検討を行っていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 答弁でも、今後いろいろ検討していくようなところだったと思いますけど、ぜひ、引き続き、被災者の災害廃棄物を出すときに負担がかからないようにしていただきたいというのを申しておきたいと思います。

それから、最後の質問に入ってまいります。防災ラジオ型戸別受信機の配布は、広報ひとよし11月号や防災行政無線などから広報され、各家庭からカルチャーパレスホール棟に各自取りに行くという方法で行われました。このやり方に関して、市民の中から「受信機は取りに行くのではなく、各戸に配られるのが行政としてのありようではないか」という声が寄せられました。同じような受信機を、他の自治体ではどのように配布されたのか。以前、水俣市議会議員をされていた方はこのように話されました。「水俣市は市内を幾つものブロックに分け、電気関係の業者が各ブロックを受け持ち、受信機へ電波がちゃんと届くかを確認しながら、各戸に配布した」と言われました。かなり丁寧なやり方だと思いました。

受信機は取りに行くのではなく、各戸に配られるのが行政としてのありようではないかという声に対して、これをどう受け止められるかお伺いします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

まず、6月に納入をされました防災ラジオ3,600台につきましては、被災等を受けられました世帯を優先しまして、配送業者を利用し配布を行ったところでございます。

また、被災されていない世帯への防災ラジオにつきましては、カルチャーパレスに取りに来ていただいたというところでございます。

議員御質問の、市民が自ら取りに行くのではなく、行政が配布するべきではないかということでございますけれども、各戸につきましては、1戸建てで世帯主が数名おられる世帯もございまして、住民票上の住所地におられない方や、財政上の問題等がございまして、各戸に配布することは難しいというふうに判断をいたしまして、防災ラジオを取りに来ていただくことにいたしましたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） いろいろ理由はあったみたいですけど、何らかの方法がなかったのかという気はするところです。大切なのは今後ですので、今後のことを質問していきたいと思っています。

今後は、まだ取りに来られていない受信機の取扱いが大切になってきます。いろんな理由で取りに来られてないところがあると思うんですけど、まだ取りに来ていない受信機も、各戸に確実に配布されるべきだと思いますが、どのような手だてを取ろうと考えているのか伺います。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

未配布世帯への対応でございますが、11月4日から防災ラジオ配布を行う前に、各校区の支部長会議や民生委員・児童委員会におきまして、配布計画を説明したところでございます。その会議の中で、足の不自由な方や取りに行くことができない方はどのようにするのかというような質問もございまして、19日までの配布状況を見ながら、その後、各町内会長に御相談を申し上げまして、各校区へ出向き、配布を計画する旨をお伝えしております。

また、受け取りに際しましては、本人確認を行い、世帯主の受け取りであるとか、世帯主以外の世帯員での受け取り、また、知人等、誰もが代理で受領をすることが可能としておりますので、皆様方の御協力をお願いしたいと存じます。

19日までの状況でございますが、現段階では全ての町内の集計ができておりませんので、集計ができた町内から、町内会長に対し受取状況をお渡ししまして、情報をいただきながら、必要な世帯に必要な防災ラジオの配布を、皆様の協力のもと、行ってまいりたいと存じます。また、ホームページ、デタポン、SNS等に、防災ラジオの受取周知を行いまして、担当である防災安全課において、随時配布を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君） 町内会の力を借りようということで、町内会に対しては大変御足労いただくと思いながらも、大変重要だと思いますので、ぜひ、いろいろやって、全世帯に防災ラジオが渡るように取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時27分 散会

令和3年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和3年12月8日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和3年12月8日 午前10時 開議

- 日程第1 議第81号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第2 議第82号 令和3年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議第83号 令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第84号 令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第85号 令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第86号 令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第87号 令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第88号 人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第89号 人吉市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第90号 人吉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第91号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第92号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第93号 人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第94号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第95号 人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置条例の制定について
- 日程第16 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 一般質問

1. 田 中 哲 君
 2. 宮 崎 保 君
 3. 平 田 清 吉 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

1番	松村	太君
2番	徳川	禎郁君
3番	池田	芳隆君
4番	牛塚	孝浩君
5番	西	洋子君
6番	宮原	将志君
8番	高瀬	堅一君
9番	宮崎	保君
10番	平田	清吉君
11番	犬童	利夫君
12番	井上	光浩君
13番	豊永	貞夫君
14番	福屋	法晴君
15番	本村	令斗君
16番	田中	哲君
17番	大塚	則男君
18番	西	信八郎君

欠席議員（1名）

7番	塩見	寿子君
----	----	-----

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人君			
副市	長	迫田	浩二君			
監査	委員	井上	祐太君			
教	育	長	志波	典明君		
総務	部	長	小澤	洋之君		
企画	政策	部	長	小林	敏郎君	
市	民	部	長	丸本	縁君	
健康	福祉	部	長	告吉	眞二郎君	
経	済	部	長	溝口	尚也君	
建	設	部	長	瀬上	雅暁君	
復	興	局	長	元田	啓介君	
総務	部	次	長	永田	勝巳君	
企画	政策	部	次	長	井福	浩二君

総務課長	森下弘章君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋彰君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

なお、7番、塩見寿子議員より欠席届が提出されております。

それでは、議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。16番議員の田中哲でございます。

今日12月8日は、皆さんも御承知のように、80年前のAttack on Pearl Harbor（アタック・オン・パールハーバー）の日であり、その後の日本の苦難と運命を決した日であります。そして、昭和20年の終戦時の焦土と化した日本からの復興、それから76年続く繁栄と平和な日本は、決して与えられたものではないこと、厳しい世界情勢を認識し、気概を持って平和なこの日本を守り抜く、そういうことを振り返る日にしたいと私は思っております。

国土交通省は、12月3日に、球磨川支流に計画する治水専用の流水型ダムについて、建設場所を従来の川辺川ダム計画と同じ相良村四浦の峡谷とする方針を固め、昨日は、国交省九州地方整備局の藤巻浩之局長と蒲島郁夫熊本県知事が現地を視察したと報道にありました。昨年7月豪雨災害時の一被災者としては、1日も早く川辺川ダム建設着工を期待するものであります。また、国土交通省は、今年3月4日、昨年7月の豪雨で氾濫した球磨川の治水対策として人吉市に整備する遊水地について、球磨川流域に造成する複数の遊水地で計600万トンの貯水を計画、流域全体の洪水調節容量の4分の1程度を、人吉市の2か所の候補地で溜めることを想定し、中神地区に107万トン、大柿地区に35万トンを想定していると説明しています。また、11月6日には、大柿地区と中神地区の両地区で約20ヘクタールずつの計40ヘクタールを買収する具体的な整備区域案を示しました。

いずれも、地盤を掘る堀込式を採用する。洪水時の調節容量はただいま検討中であり、その内容は、球磨川左岸の大柿地区の20ヘクタールには農地と宅地がある、右岸の中神地区は農地のみである。掘り下げる深さは、地盤の高さと地下水の水位の差を考慮し、8メートル以内で検討する。全体の貯水量は、ほかの遊水地の規模などと調整して最終決定するとして

います。

そこで、まず、遊水地は、現在、地盤測量も終わっていると思いますが、どちらにどのくらいの水量を溜めることを想定しているのか。堀込の最大と最小深はどのくらいか。大柿地区に約35万トン想定なら、輪中堤と、さきのダムによらない治水を検討する場で60メートルの引堤で示された農地の遊水地との組み合わせで、集落を残すことはできなかったのかをお尋ねします。

○企画政策部長（小林敏郎君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

11月6日の説明会での国土交通省の説明によりますと、中神地区及び大柿地区の貯水容量は、他の遊水地の規模なども踏まえて最終決定することとなっており、現段階では、まだ決定していないというところでございます。

また、掘り下げる深さは、地盤の高さと地下水の水位の差などを考慮しまして検討されているというところでございます。

11月6日に示された遊水地の形状案は、あくまでも現時点での形状案でございまして、測量や地質調査、住民の意向等に照らして、中神・大柿地区下流側を堀込式による遊水地整備区域としまして、大柿地区の上流側が現地再建を含めた農地等とする案でございます。

また、ダムによらない治水を検討する場で示された引堤の区域を、遊水地にする整備案も含めまして、今後も、まちづくり地区懇談会を開催しながら、大柿地区の住民の皆様の御意見等を踏まえまして検討を重ねてまいることになろうかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 貯水量の計600万トンで、人吉市を除く遊水地の候補地で、堀込方式と地役権設定方式の割合はどのくらいになるのか。堀込方式と予定されている場所はどこか、球磨川本流、並びに、川辺川流域でお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

国によりますと、人吉市を除く遊水地候補地は、現在、球磨村、相良村、錦町にございまして、堀込方式と地役権設定方式の割合は、今後、各市町村と遊水地計画を進める中で決まってくるということでございました。

現段階で堀込方式が予定されている候補地の球磨村では、球磨川右岸の渡の地下・今村両地区一帯でございます。相良村では、川辺川に架かる柳瀬橋下流の左岸側でございます。また、錦町については、遊水地の具体的な候補地が現段階では示されていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 大柿地区の整備区域に指定されている遊水地の建設予定地には、現在、

どのくらいの世帯と、また、どういう施設があるのか。それに、整備区域の全世帯が移転となれば、コミュニティーの崩壊につながる心配がされております。

そこで、ほかの遊水地の候補地で、宅地等の移転が伴う場所があるのか。あるとすれば、どこで、どのくらいの宅地等などの移転を伴うのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

大柿地区で示された遊水地候補地の現在の世帯数は約40世帯で、施設としましては、農道・市道・県道・里道、水路、墓地、観音堂、温泉施設などの施設がございます。

球磨村の遊水地候補地でも、宅地等の移転が伴う場所がございます。渡の地下集落から今村集落が堀込方式と地役権設定方式による整備計画がございまして、その地域の住民の皆様は、山口地区の高台への移転や近隣の峯の居住エリアに移転する案が示されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） では、国と県、市町村が連帯した球磨川水系流域治水プロジェクトの中小河川に対する治水に対する基本的なスタンスはどういうものか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

球磨川水系流域治水プロジェクトにおける支川に対する対策については、持続可能な河道の流下能力の維持・向上として災害復旧事業、堆積土砂の掘削、氾濫を減らす対策として築堤、堤防かさ上げ、堤防強化、放水路整備など、対策がございます。

また、流水の貯留対策としましては遊水地、浸水範囲を減らす対策としましては輪中堤等の検討がございます。

また、田んぼダムなどの集水域での対策につきましては、地域の基幹産業でもある営農等への影響も踏まえながら、効果等の検討を行うことになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 被災者の方の意見として、中小河川にも、貯水型、流水型を問わずダムの選択肢はなかったのかという意見がありますが、このことについてもお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

球磨川水系流域治水プロジェクトによる流水の貯留対策としましては遊水地、浸水範囲を減らす対策としましては輪中堤等の検討が考えられております。中小河川の治水対策につきましては、堆積土砂の掘削、築堤、堤防かさ上げ、堤防強化等の検討がなされているところであり、土砂や立木の流出抑制対策として、砂防堰堤や治山ダム等の整備はあるものの、中小河川にダム建設を望む市民の声があることも承知しておりますが、現時点で、いわゆる治水ダムについての支川への計画はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ここに、平成21年3月26日の第2回ダムによらない治水を検討する場と、平成21年6月8日の第3回ダムによらない治水を検討する場の資料がございます。この第2回、第3回ダムによらない治水を検討する場には、国から、当時の岡本九州地方整備局長をはじめ、河川部長、河川調査官、八代河川国道事務所長、熊本県からは蒲島熊本県知事、土木部長、地域振興部長、河川課長、市町村からは球磨川流域の12市町村長が出席されています。第2回ダムによらない治水を検討する場で、錦町の森本町長の、支流に穴あきダムはどうかとの質問に、当時の藤巻八代河川国道事務所長、先ほど申しました現在の九州地方整備局長でございますが、熊本県と事務的にも相談し、当該市町村の首長さんにも相談し、話を進めていきたいと思いますと発言され、第3回ダムによらない治水を検討する場では、熊本県の野田河川課長は、現在はそういう小さな河川のデータは持っていません。地質調査を含め、治水効果があるということも含め、現時点ではデータを持っていませんが、勉強させていただいて、ある程度資料が出る状態になったら、この検討の場にお示ししたいと思っておりますと答弁されております。

このように、中小河川へのダム建設の話は既にもう十数年前から出ているところでございます。また、このダムによらない治水を検討する場は、蒲島熊本県知事のダムによらない治水を極限まで検討するという呼びかけで始まったと記憶しております。このことについて、執行部は御存じでしょうか。また、平成21年6月8日の第3回ダムによらない治水を検討する場以降、もう既に十数年たっていますが、国より市町村に相談があったのか、県より何らかの資料提出があったのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

第2回及び第3回ダムによらない治水を検討する場において、支川においてダム等の建設を検討してほしいという提案について、そのようなやりとりがあったことは改めて議事録により確認をしているところでございます。

その後、国・県から相談や資料提出があったのかということにつきましては、その有無についての確認はできませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま、国からの相談や県の資料提出については、遡及したが確認できなかったとの答弁でございます。

この答弁には納得できません。議事録にちゃんと記載してあるわけです。これは国や県が、いわゆる民法でいう債務不履行ですよ。そして、球磨川流域市町村の債権放棄みたいな状態ですね。そもそもダムによらない治水を検討する場は何だったのかと疑わざるを得ません。

また、行政の一貫性の観点からも疑わざるを得ません。今回、時間的余裕もなかったと思いますので、改めて国や県に確認していただくようお願いしておきます。

次に、球磨川に流れ込む中小河川のうち、中神地区・大柿地区のすぐ上流の鹿目川の7月豪雨時の最大流量はどのくらいだったのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） 議員の皆さん、おはようございます。御質問にお答えいたします。

鹿目川につきましては管理者が熊本県でございますので、熊本県に伺った内容についてお答えをいたします。

鹿目川の7月豪雨時の流量は、令和2年7月球磨川豪雨検証委員会で提示された資料をもとに算出いたしますと、毎秒約220立方メートルと推定されますとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいまの答弁で、鹿目川の最大流量は毎秒約220立方メートルであったとの答弁ですが、この流量は大変なもので、球磨川の堤防の右岸と左岸の距離が約200メートルですので、球磨川堤防が約1メートル減少する流量に当たる計算になります。また、毎秒約220立方メートルは、単純計算ですが、1分間に60倍の1万3,200立方メートル、また1時間流れたと仮定すれば、また60倍の79万2,000立方メートル流れた計算になります。この流量を、ダム貯水量にもよりますが、貯留することができたら、大柿遊水地の代替案に少しでもなり得ると私は考えております。そこで、回答をお願いします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

球磨川水系流域治水プロジェクトは、球磨川の洪水の検証や流域の特徴を踏まえ、国・県・流域市町村で協議をしまして対策を整理したのですが、球磨川流域治水協議会の協議の場では、中小河川へのダム建設の検討は行われていないと認識をしております。

今後も、安全・安心の確保に向け、流域のあらゆる関係者が協同して流域全体で水害を軽減させるため、プロジェクトに位置付けられた各対策を、スケジュールどおり実施していくことが重要だと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 失礼しました。私が質問をするところを飛ばしました。

再度お願いします。私は大柿遊水地の代替案に少しでもなり得るのではないかと考えております。

そこで、球磨川支流の鹿目川に架かります市道戸越鹿目線の鹿目八重橋から上流にダムを建設したらどうかという話、また、ダム建設の要望は、今年、故人となられました元議員の大柿長太議員によって本議会で取り上げられたことがございます。今議会で再度取り上げることによって、故人も成り行きに興味を持っておられるのではなかろうかなと思っています。

そこで、本議会でこのことが取り上げられたことを御存じでしょうか、お尋ねします。

○企画政策部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

平成16年12月議会において、鹿目の滝の周辺整備の一環としてダム建設のことが取り上げられていることは、議事録により確認しております。当時、私も経済部におりまして、岩手県一関の猊鼻溪船下りのような観光の目玉ということで、当時の経済部長がお答えしたことを記憶しております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 今、取り上げている場所は、大きなV字溪谷が、鹿目の滝まで約2キロメートルぐらい続いております。隣接する市道は高台にありますし、付近には以前に石切場があったように、地質的にも適地と私は思っております。

なぜ、流域全体で球磨川治水を考え、みんなでリスクを負っていこうとする球磨川水系流域治水プロジェクトの中で、鹿目川を含め、中小河川へのダム建設の検討がなされなかったのかお尋ねします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

球磨川水系流域治水プロジェクトでは、球磨川の洪水の検証や流域の特徴を踏まえ、国・県・流域市町村で協議をしまして対策を整理したのですが、球磨川流域治水協議会の協議の場では、中小河川へのダム建設の検討は行われていないと認識をしております。先ほど申し述べたとおりでございます。

今後も、安全・安心の確保に向け、流域のあらゆる関係者が協同しまして流域全体で水害を軽減させるため、プロジェクトに位置付けられた各対策を、スケジュールどおり実施していくことが重要だと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 鹿目川流域では、7月豪雨災害で球磨川のバックウォーター被害を含め、人家が16戸、市道や河川堤防の崩落や決壊、農地の流出、農業関連施設の決壊がありました。

地元では、以前より、大雨時には被害が相次ぎ、集落の上流にダムを要望する声は、先ほど申したように以前からございました。もし鹿目川の上流域にダムができると仮定するなら、そして、その貯水量が、集落ごとの移転が検討されている大柿地区の遊水地の貯水量に匹敵するなら、あるいは半分の貯水量に匹敵するなら、大柿地区のコミュニティーの崩壊も、また住民の皆さんの苦悩を少しでもなくすことができるのではないかと私は考えておりますが、考えをお尋ねします。

○企画政策部長（小林敏郎君） 御質問にお答えいたします。

遊水地の計画につきましては、対象地域の大切な土地や家屋、居住環境、さらには地域のコミュニティーにも大きな影響を及ぼす事業であると認識をしております。確かに、貯留する容量、担うべき水量が小さくなれば、当該土地への影響も縮小化するものと考えます。

これまで行った地区別懇談会やアンケート等により、今回お示しした整備案に対し、「容認できない」「他の整備案を示してほしい」といった反対の声と、「このまま遊水地計画を進めてほしい」といった賛成の意向も少なからず確認しているところでございます。

この事業を進めていくに当たりましては、これまで築かれてきた良好なコミュニティーが分断することがないように、遊水地の計画等について、住民の皆様それぞれの不安・思いに丁寧な耳を傾けて、個々の思いや希望にできるだけ添えるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 松岡市長は、7月豪雨災害より、豪雨災害防止について、川辺川ダムを含むあらゆる選択肢を排除しないと言われてきましたが、そのあらゆる選択肢の中に中小河川のダム、穴あきあるを問わずの発想はなかったのか。このことについてお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えします。

私は、令和2年7月豪雨の発災以来、市民の命を守るため、治水に関しましてはあらゆる選択肢も排除せず、一人も取り残さない復旧・復興を目指してきました。

復興についても、市民の皆様との対話の中で、今後のまちづくり計画に反映していくという、政治家としての姿勢は貫いてまいりたいと存じます。

私も、球磨川水系の中小河川対策については、非常に重要であると捉え、様々に思いを巡らせ、国・県といった河川管理者と意見を交わしてまいりました。その根本には、球磨川本川が増水する前に、支川を早く流すべきなのか、遅らせて流すべきなのかといったことがあり、議員の御意見は、後者の洪水を貯留してピークカットをして流すという御提案だと存じます。

先日、治水の御専門である、熊本県立大学の島谷先生とお話をしたときは、本川のピーク時を避けて、支川については遅く、遅く流していく運用が、現在の治水のトレンド、潮流であると言われておりました。私の持つ知見では、効果や課題等については言及できませんが、洪水を貯留するという点では、ダムは有効な手段であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 松岡市長は、11月6日の国交省による大柿地区と中神地区の住民に対する遊水地の説明会会場で、人吉市による復興まちづくりの説明で、「国の遊水地計画を前提にした復興まちづくりを進めたい」と表明され、住民の高台移転、あるいは仮設住宅の公営住宅化整備等を表明されましたが、どうも住民の皆さんからすると、後出しじゃんけんの

感が拭えません。移転を余儀なくされる住民からすると、もっと、移転話の前に、移転せずに済むような納得できるよい方向を考えてもらえないのかという意見が多数あります。

松岡市長も、「住民に寄り添って」と、よく申されます。住民に寄り添うということは、感情的に同情することではなく、住民の意思を酌み取り、検討する、あるいは、それを具現化する、そういうことを私は松岡市長に期待したいと思っております。また、今議会の冒頭の所信表明の中でも、松岡市長は「出来る限り地域の要望に沿うような事業推進に努めてまいりたい」と述べられております。

大柿地区住民の移転を望まない人たちのそういう意見・要望を踏まえ、1つの選択として、大柿地区の遊水地の代替案、もしくは球磨川水系の災害時の流量削減案としても有効と思われる鹿目川のダム建設へ向けての調査を、国・県に具申していかれるつもりはありませんかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

大柿地区の遊水地につきましては、まちづくり地区懇談会など地域住民の御意見を丁寧に伺いながら、今後策定予定の人吉市復興まちづくり計画に反映してまいりたいと存じます。

球磨川水系流域治水プロジェクトのメニューに沿った形で治水対策を推進しておりますが、その過程で、国・県をはじめ、関係の皆様に対し、流域の治水安全度を高めるための「できることは全部やる」という基本的な考え方のもと、あらゆる対策について検討していただくようお願いしてまいります。

今回の、議員の鹿目川にダムを建設するという御提案についても、人吉市における流域治水の1つの考え方、対策案として、機会を捉えて国・県にお話をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） ただいま、松岡市長は、流域治水安全度を高めるために、できることは全部やる、あらゆる対策について検討していただくようお願いしてまいりますと答弁されております。大柿地区の住民の皆さんが、今後どう判断されるか分かりませんが、この遊水地案が、大柿地区の住民の皆さんの葛藤や混乱を招いたり、コミュニティーの崩壊につながったら、松岡市長も本望ではないと思っております。また、どうしても反対される人がいたら、強制執行するような時代ではございませんので、住民の皆さんが同意されて、遊水地建設までは相当時間がかかるのではないのでしょうか。球磨川水系流域治水プロジェクトも、10年の長いスパンのプロジェクトであります。

松岡市長も、ダムの有効性を述べられております。それなら、先ほど申しましたように、あらゆる面でリスクの少ない鹿目川へダム建設に向けての調査を、県・国に具申していただきますようお願いしておきます。

また、中小河川の有効性については新しい学説も出てきていますので、また時期を見て取り上げていきたいと思っております。

次に、2つの消防本部の合併・統合についてでございます。

人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合の合併・統合については、以前に続き、昨年の6月議会でも質問いたしました。また、同僚の犬童議員も、以前に合併・統合の必要性について質問されております。

昨年の6月議会での答弁では、合併を含め検討していく時期であると認識していると、小澤総務部長の答弁がっております。また、松岡市長も、そういう形に持っていくのが必然であると答弁されております。その後、昨年の7月豪雨災害を受けまして、人吉下球磨消防組合の当時の出動態勢について、当時の消防長でありました深江地域防災官に尋ねてみましたところ、中央署、西分署を含め、消防車両22台、赤バイクが5台の計27台の車両と建物への浸水被害を受け、初期出動に影響したという話を聞き、さらなる消防本部の合併・統合の必要性を強くしたところでございます。

また、令和3年2月、人吉下球磨消防組合議会でも、同僚議員の牛塚議員の質問に、「管理者である森本錦町長」も、合併・統合に前向きな答弁をされております。ほかの人吉下球磨消防組合を構成する「4村の議会」でも、合併・統合に前向きな答弁があつておると聞いております。

そこで、まずは、昨年6月議会より今日までの熊本県の動きについてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

消防の広域化につきましては、平成21年から平成24年にかけて、八代広域行政事務組合、水俣芦北広域行政事務組合、上球磨消防組合、それから人吉下球磨消防組合の、城南4消防本部で協議をされてまいりましたが、合意に至らず、平成24年10月に白紙撤回となったところでございます。

その後、上球磨消防組合と人吉下球磨消防組合の両消防本部間で消防力強化検討会を立ち上げられまして、検討を重ねられましたけれども、協力関係ではメリットが出ないということから、この消防力強化検討会につきましても解散に至ったという経緯がございます。

このことを踏まえまして、今後、消防力強化等に関して、県のほうからの主導的推進は控え、上球磨消防組合と人吉下球磨消防組合の両消防本部間におきまして、消防の強化体制の機運が高まり、県のほうに相談があれば全力で協力したいとの、当時の県消防保安課長の答弁をいただいているところでございます。

昨年6月定例市議会で御質問いただきました後、今日まで、両消防組合に関する県の動きはあっておりません。現在の県の動きといたしましては、消防の広域化を見据えたところで熊本県一本化、あるいは地域の実情に合った指令センターの共同運用につきまして、県下の消防本部を対象に検討されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 先ほど申しましたように、私は昨年6月議会で、松岡市長に、副管理者としての合併・統合問題のイニシアチブをとり、準備段階として協議会の設置等を各首長に呼びかけるようにお尋ねいたしました。答弁で「各首長間の合意形成のため御意見を伺いながら、機を捉えてそういった御相談をさせていただきたい」と答弁されております。

そこで、昨年6月議会、各首長にどのようなアプローチをされてきたのか、各首長間の反応はどうだったのかをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

自然災害が大規模化し、しかも毎年のように発生している近年におきまして、これまでの小規模消防本部での対応は、基本的に厳しい状況になってきているものと感じているところです。激甚化、さらには大規模化していく自然災害に対して、常備消防の強化につきましては喫緊の課題と捉えておりまして、財政面からも、指令センターの共同運用を含め、無駄をなくした大きな常備消防に再編していかなければならない時代の転換期を迎えていると感じているところでございます。

各首長にどのようにアプローチされたのかという御質問でございますが、本年度5月の人吉下球磨消防組合管理者会議の中で、両消防本部の指令センターの一本化を踏まえた広域化や、市町村合併につきましても意見を述べさせていただいたところです。各首長におかれましても、上球磨消防組合との広域化につきまして、方向性については一致しているところでございまして、指令センターの更新時期を模索しながら進めていければと思うところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 2つの消防本部の合併・統合の問題は、国・県の方針でもございます。県も、合併・統合の問題を後押しすると言っております。また、11月19日にお会いした、消防庁を所管する金子総務大臣も、合併の必要性和協力を言われていました。

私は先ほど申したように、昨年6月議会で2つの消防本部の合併・統合、そして人吉球磨広域行政組合への移行についての質問をしておりますが、このことについて、五木村議会でも人吉球磨広域行政組合への移行の問題が出ていていると聞いております。このことについては、松岡市長も、関係市町村との合意形成に努めてまいりたいと答弁されております。私も、次のステップとしては行政組合の移行も必要と思っておりますが、まずは、2つの消防本部の合併・統合を早期に目指すことが肝要であると思います。

今回、人吉球磨10市町村の議会で、2つの消防本部の合併・統合への各首長に対する質問が行われると聞いております。松岡市長、再度お尋ねいたします。2つの消防本部の統合・

合併の決意は変わりありませんか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

2つの消防本部の合併・統合への決意という質問でございますが、先ほども答弁させていただきしましたように、無駄をなくした大きな常備消防に再編していかなければならない時代を迎えていると強く感じているところでありまして、その思いが揺らぐことはないところでございます。

今後は、管内の首長の皆様と慎重に意見を交わしながら、常備消防の再編時期を模索していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君） 早急に、管理者あるいは副管理者間の協議会を立ち上げ、合併・統合に取り組んでいただきますようお願い申し上げ、私の一般質問を終了します。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時01分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）
9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君）（登壇） こんにちは。9番議員の宮崎保です。

今回は、街路樹について、現状について、応急仮設住宅等について、現状と今後について、市民の声より、村山公園テニスコート横の外灯についての3項目を通告しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

早速質問に入ります。

1項目めの街路樹についてですが、昨年の一般質問で、街路樹の成長に伴い、歩道等の盛り上がりなどにより歩道の危険な箇所は把握しているのか。また、把握されているとしたら、その対策についてはどのように考えておられるのかとの質問に対して、市道麓町矢黒線並びに市道下林南願成寺線の2路線を把握している。木については、タイワンフウの影響が大きいので6月中旬以降に伐採等を実施していきたいとのことでしたが、現在の実施の状況等はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

一般質問で答弁いたしました2か所のうち、旧庁舎南側の市道麓町矢黒線につきましては、民地側の高木——タイワンフウでございます、これを15本伐採いたしております。あと、1か所、ほうらい茶屋前の市道下林南願成寺線でございますけれども、根腐れを起こしていた根株4本を、令和2年度末に除去したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 市道麓町矢黒線について、15本を伐採されたということでございますが、私が現場を見に行った場合、歩道がかなり傷んでいるように感じております。その歩道の整備等はどのように行っていきたいと考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

旧庁舎南側の市道麓町矢黒線につきましては、タイワンフウを伐採いたしましたので、その根が歩道・車道に張り出している状況のままで残っているというところでございます。

特にこの歩道下には、幅約1メートル、深さ約1メートルで、内側の壁が石積みの古い排水路がございまして、この水路壁の石積みに街路樹の根が深く絡んでいるという状況でございます。

歩道路面の整備を行う場合に、水路壁が倒壊し水路の閉塞が起こる可能性が高く、街路樹の除根と古い水路の改修をセットで行う必要がございます。現時点では、改修時期等は未定でございますが、今後、工法等について検討をしてみたいと考えております。

しかしながら、段差など危険な箇所もございますので、そのような箇所には危険表示、それから簡易補修材によるすり付けなどを行い、安全な歩行ができますよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） ただいま、具体的な整備計画を立てて、安全・安心に通行できるように整備をしていきたいということです、その点についてはよろしく願いしておきたいと思います。

また、昨年の質問で、大きくなる樹種については、街路樹樹種転換事業において、既存の街路樹の樹種転換を行い、路線ごとに中木・低木の樹種を選定し、安全・安心な歩道を確保し、快適な歩道空間とする事業で、今後、路線ごとの樹種転換時期の計画はどのようになっているのかという質問に対して、剪定計画に基づき、ほうらい茶屋前の市道下林南願成寺線の207本の樹種転換を、本年度から令和5年度までの3か年で計画をしている。その他の路線につきましては、街路樹の機能の整理や樹種を選定など、地元町内会や沿線住民の意見を踏まえた上で樹種転換を着実に進めていきたいと考えているとのことでしたが、市道下林南願成寺線の計画はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

第6次人吉市総合計画において、市道下林南願成寺線をはじめ、市内の街路樹につきましては、高木を中・低木に樹種転換する計画で進めているところでございます。ほうらい茶屋前の市道下林南願成寺線は、関係地元町内に対して樹種転換の説明を行っておりまして、高

木伐採の内諾をいただいております。

前回、答弁で、令和3年度から令和5年度の3か年で、207本の樹種転換を行うという計画をしているという答弁を行いました。ただいま第6次人吉市総合計画前期計画における事務事業の見直し方針がありまして、その方針に従いまして、街路樹樹種転換につきましては、2年間休止するということになります。

今後につきましては、令和6年度以降、他の路線も含めまして、交通の支障になる樹木を優先的に、予算の状況を鑑みながら、全体的な街路樹の樹種転換を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 地元の町内からは、樹種転換、高木伐採の内諾は受けておられるということで、この点について一歩前進しているのではないかと思います。

しかし、ただいま、第6次人吉市総合計画前期計画における事務事業見直し方針に伴い、街路樹樹種転換については、今後2年間の休止を行うということでございますけど、街路樹については年々成長していきますので、安心・安全な歩道の確保については、今後、2年間どのように行っていくと考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

管理しております街路樹や植樹帯の維持管理を適切に行い、歩行の支障にならないように管理する必要がありますが、令和2年7月豪雨災害以降につきまして、復旧・復興を優先することで伐採等の対応が遅れているところもございます。

街路樹の成長に伴う路面の段差に対する危険表示を行い、安全な通行が確保できますよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 復興・復旧も本当に大切なことであると思います。令和2年7月の災害から、早急にしていかないといけないことは十分認識しているところでございますが、やはり、市民のことも考えてもらいまして、安心・安全な歩道の確保にも十分配慮をお願いしておきたいと思います。

また、市民の方から、相良町内にある市営住宅、これはB棟であります。その前の駐車スペースが2台分あるわけですが、その出入りの際に、駐車場の中央にあるイチヨウの木が支障になり、駐車場に出入りする際に危険なので伐採できないかというお尋ねがありましたので、このことについて、今後どのように進めてもらえるのかお尋ねしたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現地を確認いたしましたところ、確かに駐車場に車が入りづらい状況となっております。そこはちゃんと確認をさせていただいたところです。イチョウの木を伐採するに当たっては、伐採するほうがいいのか、それとも相良団地Bの敷地内での駐車場の配置を変更したほうがいいのか、費用対効果、それから安全性を確認しながら検討していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今、二択のどちらがいいかを検討を行ってきたいということでありますので、この検討についても、安全な出入りができるように、早急な対応をお願いしてきたいと思います。

本市の街路樹を市道11路線で高木12種類のうち、15本が伐採されたということで、まだ532本が残っている状況にあります。2年間の休止とのことではありますが、枯れ枝や、街路樹の成長による路面の変状や落ち葉などによるスリップも今後懸念されます。また、このことによる事故が発生することも懸念されると思いますので、安心・安全な通路の確保について十分な点検などを行われることをお願いをして、次の質問に入っていきます。

建設型応急住宅が、人吉城跡に15戸、梢山グラウンドに33戸、村山あやめ広場に16戸、下原田第一に34戸、下原田第二に11戸、西間上第一に51戸、石野公園に37戸、村山公園に84戸、西間上第二に28戸、下原田第三に24戸、西間上第三に14戸、鬼木に16戸、川上哲治記念球場に17戸の合計380戸の仮設住宅が、令和2年8月より12月にかけて入居をされていると思います。最も入居の多かったときの入居者と、現在の比較についてお願いしたいと思います。また、賃貸型応急住宅についてもお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

まず、建設型応急住宅につきまして、団地ごとに最大入居世帯数と入居者数、及び令和3年11月末時点——先月末での入居世帯数と入居者数を御報告いたします。

人吉城跡仮設団地が、最大入居時で15世帯、39人、先月末時点で11世帯、24人。梢山グラウンド仮設団地が、最大入居時で33世帯、83人、先月末時点で24世帯、60人。村山あやめ広場仮設団地が、最大入居時で16世帯、39人、先月末時点で13世帯、26人。下原田第一仮設団地が、最大入居時で34世帯、82人、先月末時点で29世帯、65人。下原田第二仮設団地が、最大入居時で11世帯、28人、先月末時点で9世帯、18人。西間上第一仮設団地が、最大入居時で51世帯、126人、先月末時点で46世帯、115人。石野公園仮設団地が、最大入居時で37世帯、71人、先月末時点で30世帯、58人。村山公園仮設団地が、最大入居時で75世帯、161人、先月末時点で65世帯、134人。西間上第二仮設団地が、最大入居時で26世帯、53人、先月末時点で25世帯、51人。下原田第三仮設団地が、最大入居時で21世帯、43人、先月末時点で18世

帯、36人。西間上第三仮設団地が、最大入居時で14世帯、29人、先月末時点で12世帯、25人。鬼木仮設団地が、最大入居時で15世帯、29人、先月末時点で14世帯、29人。川上記念球場仮設団地が、最大入居時で5世帯、6人、先月末時点でも同数でございます。

全仮設団地の最大入居時は345世帯、765人でございます。早期に住まい再建がなされ退去された方もおられますので、延べ入居数についても、併せてお答えいたします。

362世帯、798人が建設型応急住宅に入居され、先月末時点では301世帯、647人が入居中でございます。

次に、賃貸型応急住宅でございますが、最大入居時の世帯数は509世帯、1,125人、延べ534世帯、1,218人、先月末時点で382世帯、803人の方が入居されておられます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 建設型応急住宅に、現在でもやはり約300世帯の方が入居をされているようでありますし、最大のときでも509世帯、これは延べ数になると思うんですけども、そういう形であると思います。建設型については分かりましたが、では、市営の単独住宅について、東校区が7団地46戸、西校区が3団地43戸、東間校区が4団地27戸、西瀬校区が2団地32戸、中原校区が1団地12戸の合計160戸が、昨年9月に条例改正を行い、令和2年7月から入居募集の受付を行われましたが、この辺についても最大での入居者と現在の入居者数についてお尋ねしたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

市営単独住宅への入居者の状況につきましても、早期に再建し退去された方もいらっしゃいますので、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅についての答弁と同様に、延べ入居世帯についても併せてお答えをいたします。

市営単独住宅の最大入居時は、令和2年11月でございます。東校区7団地、46世帯、83人。西校区3団地、38世帯、67人。東間校区4団地、22世帯、41人。西瀬校区2団地、28世帯、68人。中原校区1団地、10世帯、20人。合計17団地、144世帯、279人でございます。延べ166世帯、235人が市営単独住宅に入居されております。

令和3年11月末現在でございますが、東校区7団地、37世帯、66人。西校区3団地、34世帯、56人。東間校区4団地、19世帯、31人。西瀬校区2団地、21世帯、42人。中原校区1団地、10世帯、19人。合計17団地、121世帯、214人の方が、現在入居中となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今の状況の中で、121世帯の方が現在も入居をされているということのようでありますし、入居期間については2か年以内、その後も、引き続き入居を希望すれば、家賃等は発生するが入居できるので、そういうことで募集に参加された方もいらっしゃ

ったと思いますが、では、その入居のために修繕を行われたと、決算委員会の中でもあっております。その修繕について、どのようなことが行われたのか。また、入居された方から、修繕に対して苦情や意見等はなかったのかお尋ねしたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

入居の整備につきましては、基本的な生活ができるよう整備を行いまして、具体的には、浴槽、ボイラー、エアコン、ガスコンロ、照明器具、換気扇の設置を行っております。

また、各戸の状態を事前に確認し、床・壁などの欠損を大工修繕、水回りの給排水漏れ等の水回り修繕、浴室や壁の塗装修繕、室内のホコリ取りやベランダ清掃のハウスクリーニングを行い、防犯対策として玄関鍵の交換を行っております。

意見や苦情につきましては、入居前に室内を確認していただきまして入居を決めていただいたところでございますが、できるだけ早く入居していただくよう、急いで整備を行ったため、入居後に判明した水漏れや排水詰まり、塗装などに不備や要望があった場合には、その都度、個別に改善対応を行ってきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、各戸の状態を事前に確認し、床・壁などの大工修繕や浴槽の壁の塗装修繕、ハウスクリーニングなどを行ったということで、意見・苦情については、入居前に確認してもらい、入居を決めてもらったと言われましたが、12月の避難所の閉鎖に伴い入居を決められ、鍵をもらわれた方から連絡があったので見に行ったところ、靴箱が散乱し、ホコリだらけだったということです。また、押し入れの中にはカビが多く発生をしておりました。トイレについては、クロスの破れ等がっております。また、流し台の下にはカビがやはり繁殖をしておりました。10件以上の数多くの問題が発生しているところでありました。

そういうことでありましたので、担当者のところに行き、修繕のお願いをしたところですが、これについても3週間ないし4週間程度かかっております。このことについて、きちんとした把握をされていたのか。また、このことについてどのような考えを持っておられるのかお尋ねしたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

議員御指摘の、市営単独住宅の様々な整備の不備につきましては、私どもの確認不足があったのかと思っております。様々に御不満をお持ちの入居者の方々に対しましては、大変申しわけないと思っております。本当に申しわけございませんでした。整備が必要なところにつきましては、きちんと今後対応させていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9 番。宮崎保議員。

○9 番（宮崎 保君） 全協の中で説明がっておりますように、市営単独住宅の修繕費は、災害者の公営住宅入居の受入のための修繕費用が、公営住宅法において該当する項目がないことから、公営住宅としての用途を廃止し、市営単独住宅とすることを前提に、国からの災害救助費により修繕を行われ、修繕内容についても、先ほど述べられたものだと考えます。

今後は、また、その条例等を改正されて、市営住宅として貸し出されることになると思いますが、今後、また空き部屋等が発生すると思いますので、そこについて修繕などは十分に確認を行いながら貸出等をされるようお願いをしておきたいと思います。

次に、市営単独住宅に現在住まわれている方で、上層階に住まわれている方が低層階に移ることができるのか。また、現在の住んでおられる団地から、別の市営単独住宅に転居することができるのか。また、転居できる場合の条件はどのようなになっているのか。転居費用については出るのか。また、建設型応急住宅においても、狭小などの理由により、空室がある場合、転居はできるのか。また、できるとした場合、その条件等についてはどのようなものがあるのか。また、転居に対して、先ほど言いましたように費用の補助等はあるのかお尋ねしたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君） 御質問のうち、市営単独住宅に関する部分につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

市営単独住宅において上層階に住んでいる方が低層階に移ることはできるのか、また、別の団地に転居することはできるのかという御質問でございます。

市営単独住宅の上層階にお住まいの方で、健康上の問題などで階段の昇降が困難な方は、申立書を提出していただきまして、その申立書に基づきまして熊本県と協議を行い、認められますと、空いている、ほかの市営単独住宅に転居することが可能ということになっております。

また、その場合の転居費用の助成についてでございますが、住まいの再建支援策で助成しております転居費につきましては、再建された際の助成ということでございますので、今回のような転居の対象にはならないというところでございますので、御自身で御負担いただくということになっております。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

私のほうからは、建設型・賃貸型応急住宅の転居、住み替えについてお答えをさせていただきます。

災害救助法の趣旨から、基本的には認められていないところでございますが、建設型応急住宅につきまして、入居者の方が住まい再建され、空き住戸が出ている状況ではございますが、応急仮設住宅の供与期間内は、災害救助法に基づく運用が求められているところでござ

います。しかしながら、市営住宅と同様に、賃貸型応急住宅の上の階にお住まいの方などの入居後の健康状態の悪化などにより階段の昇降が困難となった場合など、個別事情につきましては、熊本県と協議の上で、建設型応急住宅への転居が認められたケースもございます。

狭小、狭いといった理由につきましても、被災後、出産などで家族が増えたといった場合など、個別事情に応じて、熊本県と協議の上、対応できるケースもございますので、被災者支援対策課に御相談をいただければと存じます。

また、その場合の転居費用の助成についてでございますが、住まいの再建支援策で助成しております転居費につきましては、住まいの再建がされた際の助成でございますので、対象外となり、御自身で負担していただくこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、市営単独住宅、建設型応急住宅のどちらも条件等があり、転居できる可能性もあると。その場合については県との協議が必要となってきますし、転居については出ないということであったと思います。

それでは、建設型応急住宅について、住まいの再建をして、今後、入居者が減少していくと思われまふ。先ほども言われたように、かなり減少していると思ひますので、13ある仮設団地の集約等の計画はあるのか。あるとしたら、どこの団地、どこの場所に集約を計画しておられるのか。また、集約する場合の転居費用等の補助はあるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

建設型応急住宅の集約につきましては、現在のところは未定でございます。また、応急仮設住宅の入居者が、供与期間内に退去できない場合の期間の延長につきましては、昨日の本村議員の御質問の答弁と重なりますが、これまでに熊本地震や他の大規模災害でも、供与期間延長が認められた経緯がございます。今回も、同様に延長が認められるように、現在、熊本県が国と協議を重ねていただいております。その結果を受けまして、供与期限の6か月前から、延長届けの手續などが始まることになると存じます。その後、集約の必要性の検討に入る予定としております。

どの団地を集約するかにつきましても、仮設団地の入居状況、借地の状況、現在、検討中でありまふ建設型応急住宅の利活用の状況などにより計画する予定でございます。また、そのような行政側の都合による転居につきましては、熊本地震のケースでは、熊本県において応急仮設住宅移転等費用支援事業として助成制度が整備されておりますので、今般の災害につきましても、同様に対応していただけるよう要望してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今の答弁で、現在のところは、まだ、どこに集約するということにつ

いては未定であるということでもあります。

しかし、現在入居されている方については、毎月のように家を再建されて減っていかれるという方がかなりおられるようでありますので、入居者にとっては、どこに集約されるのかなど、大変興味のある状況であると思います。

また、集会のときに聞いても、はっきりせずに、まだ未定とのことで不安が募っておられるのも現状のようであります。誰一人として路頭に迷わすことはないとは思いますが、熊本県ともできるだけ早く協議を重ねられ、情報が入り次第、入居者の方に情報の提供をお願いしておきたいと思っております。

また、転居費用につきましては、行政の都合による転居については、先ほど言われました応急仮設住宅移転等費用支援事業によって助成が整備されているということについては安心をしているところでございます。

それでは、次の質問です。市営住宅も、古いもので昭和47年建築のものが、来年はや50年を過ぎようとしております。建て替えを行うということになれば、多額の建築費が必要になってくると思います。経費の節減といったことから、他の自治体では建設期間縮小、柱や屋根のほか、給湯器や風呂などの設備も再利用することにより、リユース率は約7割程度で済み、またユニット移築に伴い、解体・再建築の手間とコストを大幅に減らすことができるということが新聞報道で載っておりました。このように、建設型応急住宅を、ユニット移築され、自治体の住宅として利活用されているところも今後増えてくるのではないかと察します。先ほども述べましたが、本市も、古い市営住宅の建て替えよりも、建設型応急住宅の移築等を含め利活用を考えていくのがいいのではないかとと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

建設型応急住宅の利活用につきましては、ほかの自治体で、解体、それから再建築の手間とコストを削減するため、ユニット移築などを実施しているというところは新聞報道等で承知をしているところでございます。

本市におきましても、建築型応急住宅の利活用につきましては、検討を重ね、現在、市の方針をまとめているところでございます。利活用に当たりましては、市営住宅の代替としてという議員からの御質問でございますが、まずは、被災者の住まいの確保策ということで現地利活用を軸に検討を重ねているというところでございます。

また、本市の市営住宅の状況につきましては、市営単独住宅も合わせまして、全25団地で計1,127戸ございます。11月30日現在で987世帯が入居されておられます。今後、耐用年数を迎える市営住宅もありますので、人吉市公営住宅等長寿命化計画において、市営単独住宅を含めた既存の市営住宅、それから、今後建設してまいります災害公営住宅、そして利活用を行います建設型応急住宅の3つを、それぞれ適正な戸数でストックをする必要があると考え

ているところでございます。

このようなことから、建設型応急住宅は、まずは被災者の住まいの確保のため活用ということを行います。結果として、議員の御質問にも触れられましたように、老朽化した市営住宅の代替機能も持ち合わせた結果となるものと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ９番。宮崎保議員。

○９番（宮崎 保君） 今、答弁にありましたように、市営住宅が全部で25団地、合計1,127戸、市営単独住宅の入居者も含めまして計算してみたら約88%の方が入居となるようであります。しかし、今後は、人口の減少等いろいろ、再建をされて出て行かれる方も数多くおられると思いますので、市営住宅の代替についても考えていただきたいと思います。また、その利活用について、先ほど述べられましたので、その点についても、整合性を持った中でよろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、災害公営住宅についてですが、11月に２日間、２回に分けて説明会が開催されたと聞いておりますが、その内容についてはどのようなものだったのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

災害公営住宅説明会につきましては、去る11月15日、18日の両日、それぞれ午後２時からと午後７時からの２回に分け、計４回開催をしております。

災害公営住宅を希望される世帯や、再建方法が決まっていない世帯など、約300世帯の方に御参加をいただいております。

説明会の内容につきましては、災害公営住宅の概要、入居予定時期、入居要件や入居時の注意点、それから間取りや家賃の目安、そして、今後の申込み関係などについての御説明を申し上げております。

その後、先ほど質問いただきました、建設型応急住宅の活用について、災害公営住宅より安い家賃設定、それからペット同伴可能な住宅の整備などの検討を進めているということも説明をいたしております。

また、本説明会には、独立行政法人住宅金融支援機構の御担当者様にも御同席をいただいたところでございまして、被災された方が利用できる災害復興住宅融資についても御説明をいただいております。

今後も、被災された皆様の再建の一助となるように、必要な時期に必要な情報の発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ９番。宮崎保議員。

○９番（宮崎 保君） 昨日の本村議員の一般質問の中で、概要とか入居予定時期とかについて答弁がっておりますので、ここでは１点だけ。間取りや家賃の目安についての説明もあ

ったようではありますが、その概要についてどのような説明があったのかお尋ねしたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

災害公営住宅説明会において説明いたしました参考間取り及び家賃の目安について、その概要を申し上げます。

なお、間取りにつきましては、施工業者の提案による変更の可能性があること、それから、家賃につきましては、入居される世帯の月額所得によって区分され、段階的に変わりますので、区分１と区分６の家賃を申し上げますので、間取り、家賃等の目安として御理解いただきますようお願いいたします。

１つ目が、延べ床面積が約40平方メートルの１LDKでございます。こちらは、主に単身者向けを想定しておりまして、家賃の目安は約１万5,800円から約３万1,000円となっております。２つ目に、延べ床面積が約55平方メートルの２LDKで、１人から２人世帯向けを想定しておりまして、家賃の目安は約２万1,500円から４万2,300円となっております。３つ目に、延べ床面積が約60平方メートルの２LDKで、こちらは３人から５人世帯を想定し、家賃の目安は約２万3,500円から約４万6,200円となります。最後に、延べ床面積が約70平方メートルの３LDKで、５人以上の世帯を想定し、家賃の目安は約２万7,400円から約５万3,900円となります。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） ９番。宮崎保議員。

○９番（宮崎 保君） 今、家賃の目安について、間取りによって違うと。約１万5,800円から約５万3,900円になるということで、入居者の月額所得によって区分されているということです。月額所得については、たしか人吉市市営住宅入居資格の中に、基本的には、低所得者で住宅に困窮していることの資格を有するということを用いて計算をされているものと察しているところでございます。

しかし、今度入居される方は災害に遭われて、かなり厳しい状況の中におられるということでありますので、そういう方々につきましてはできるだけ配慮をお願いしておきたいと思います。

それでは、最後の質問です。

市民の声より、村山公園を、仕事が終わってから、建設型に入居されている方とは別に、そこに来て散歩、ウォーキングをされる方とかジョギングをされる方なんですけど、テニスコートの一番下のところが暗いという声が上がっております。外灯が少ないので外灯をつけてほしい、また、そのところは樹木がせせり出ているので、そういう部分について剪定等はないのかというお尋ねがっておりますので、その点についてお尋ねしておきたいと思います。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

御指摘いただきましたとおり、村山公園の周回コースにおきまして、テニスコート横、南側のあずまやから、テニスコート横、北側のトイレまでの区間について、現地を確認したところでございます。確かに暗くなっているという状況の確認をいたしましたところです。

先ほどの区間に外灯が2か所、それからトイレの外灯、計3か所ございますが、周辺の樹木によって明かりを遮っており、暗さが増しているというような状況です。まずは、周辺の樹木を剪定いたしまして、できる限り明るさの確保をしていきたいと考えております。

また、今年度に、村山公園長寿命化計画策定に伴う業務委託を行っておりまして、現在、公園施設の調査を行っているところでございます。老朽化した施設のうち、村山公園内で別の箇所からテニスコート東側周辺に移転できるような照明灯があれば、照明施設の更新時に場所を移転するということも可能かと思います。

市民の皆様が、安心して安全に村山公園を利用していただけますよう、できることから行なってまいります。まずは周辺樹木の剪定というところから行っていきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 9番。宮崎保議員。

○9番（宮崎 保君） 今、言われましたように、検討できるところから着実に作業等は行ってもらいたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日、3番目、本日、最後の質問者の、10番議員、平田清吉でございます。

これから、しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の項目は、市民の声からの1項目です。質問要旨は、これも1項目、人吉市復興まちづくり計画についてですが、細目としましては9項目、通告しております。

まずは、昨年の7月豪雨災害以降、新聞やいろいろな講演会において、また、熊本県からのお知らせ版や、本市の広報紙において、球磨川流域の治水対策についてとか、流水型ダムに関する勉強会とかが開催され、そして、本年に入ってから、ようやく本市の復旧・復興の重点地域として被災地8地区において、本市の復旧・復興を支えるまちづくりアドバイザー

やインストラクター、並びに被災された市民を中心に、人吉市復興まちづくり地区別懇談会が開催され、豪雨災害からの本市の復旧・復興のまちづくりについて、これまで6回ほど、被災した地域の今後のまちづくりについて、懇談の場を設けていただきましたが、特に中神地区、段、馬場、城本及び大柿地区においては、国や県から、球磨川水系流域治水対策として、突如、被災地内の農地及び宅地の全部及び一部を遊水地とする計画案が、本年半ばに急浮上したため、当該地域での地区別懇談会を、前半の3回ほどの開催で懇談会の実施を中断されていましたが、本年11月6日に、初めて国から正式に遊水地整備計画案が示されたため、今に至って、初めて、やっと本市の被災した地区の復旧・復興のまちづくりの基本構想の全容が、まだまだかすみがかってうっすらとした状態ですが、少し見えてきたような気がします。

しかし、本市の市民の方々には、まだまだ自分自身の復旧・復興の道筋が描き切れていない人がほとんどではないかと思われます。しかも、豪雨災害後、既に1年半を過ぎようとしているこの時期にあっても、具体的な復旧・復興の見える形での案が示されていないため、自分自身の将来の生活設計像が、また、本市の将来像が描ききれないため、毎日悶々とした状況に落とされておられるようです。

そこで、第1回目。これまで幾度か重ねられてきました協議会等の球磨川水系流域治水プロジェクト及び緑の流域治水についてお尋ねします。なお、球磨川水系流域治水プロジェクト及び緑の流域治水において、協議会が設置されていれば、その協議会のメンバーを。そして、それぞれに基本方針などがあれば、その基本方針についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

本年3月に、球磨川流域治水協議会により球磨川水系流域治水プロジェクトが取りまとめられましたが、そのメンバーについてお答えいたします。

協議会の構成は、国土交通省九州地方整備局長、熊本県知事、流域市町村長、農林水産省九州農政局長、熊本地方気象台長、九州森林管理局長となっておりまして、必要に応じて学識経験者等の意見を聞く場が開催されております。

本プロジェクトは、球磨川流域に生きる人々にとって、球磨川そのものがかけがえのない財産であり、守るべき宝になっていることを十分に踏まえて、命と環境の両立を目指し、国・県・市町村・企業・住民等、全ての関係者が協同し、取り組んでいくものでございます。

次に、緑の流域治水についてお尋ねでございますが、こちらは協議会のような組織は存在せず、復興有識者会議の提言等を踏まえ、球磨川の治水について、命と清流をともに守ることこそが、全ての流域住民の心からの願いであると受け止め、その願いに応える唯一の答えが、自然環境との共生を図りながら流域全体の総合力で安全・安心を実現する緑の流域治水であると確信され、その思いを蒲島熊本県知事が提唱されたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、第2回目。本市におきましては、令和2年7月の豪雨災害を受け、1日も早い復旧・復興を果たすため、令和2年9月に人吉市復興基本方針を、そして令和3年3月に人吉市復興計画を、そして令和3年10月に人吉市復興まちづくり計画を策定されましたが、人吉市復興計画及び人吉市復興まちづくり計画の基本方針について、改めてお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、本年3月に策定をいたしました本市復興計画でございますけれども、「～希望ある復興を目指して～球磨川と共に創る みんなが安心して住み続けられるまち」を復興の将来像に掲げまして、「安全・安心な地域づくりに向けた復興」、「未来への希望につながる復興」、「市民一丸となって取り組む復興」を基本方針とし、「被災者のくらし再建とコミュニティの再生」、「力強い地域経済の再生」、「災害に負けないまちづくり」という3つの復興施策の柱のもと、各施策を体系的に整理するとともに、未来型復興に向けた関連施策の方向性をお示ししたものでございます。

次に、本年10月末に、10月時点版として策定しました復興まちづくり計画につきましては、この復興計画の実現に向けて取り組むべき具体的内容を整理したものでございます。

復興まちづくりとは、地域住民・事業者・行政といった異なる主体の適切な役割分担や連携・共同のもと、それぞれの様々な取組を包括的に位置付けまして、公共施設整備などのハードの取組と、市民生活の生業等に関わるソフトの取組を一体的に進めていくものでございます。これによりまして、もともと発災前から本市地域が抱えていた人口減少などの諸課題への対応と、本市全体の復興を一気に、かつ早急に成し遂げていくということが最重要であると考えております。

計画の策定に当たりましては、市民の皆様が主役である復興まちづくりを目指していきすため、重点地区ごとに地区別懇談会を開催し、その中から地区ごとの復興まちづくりに関する御提案をいただき、それをもとに本市において計画として取りまとめたものでございます。

復興まちづくり計画の基本方針ですけれども、先ほど申しました復興計画に掲げた3つの施策の柱の実現に向けまして、今次水害を受けての球磨川水系流域治水プロジェクトに基づく治水対策を前提としながら、早期に実現できるものから、検討が必要で実行までに時間を要するものなど、時間軸の異なる様々な取組が同時に進行することから、これらの取組を、「暮らしを支える住まいの再建」、「地域を支えるコミュニティの再生」、「持続可能な地域経済の再生」、「都市活動を支える土地利用の実現」、「防災性の高い建て方の誘導」、「命を守る避難方法の見直し」という6つの視点で整理をした上で、被災地域における具体的な復興まちづくり計画として取りまとめております。

この復興まちづくり計画につきましては、今後の市民生活の再建状況ですとか、治水対策の進捗状況、まちづくりの検討や取組の進捗状況に応じまして、随時改訂を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） いつも、本市行政からは、災害復旧は原形復旧が基本原則、市民の皆様に寄り添った復旧・復興を進めます。そして、常に、できるところから復旧・復興を進めていきます、と常に言われておられますが、本当に、自分の足元、未来を見ておられるのでしょうか。本市の将来像を描き、未来に向かって、後世に残せる、託せる持続可能な未来型思考の災害復旧・復興を、常に市民に見えるように、また、はっきりと見せられるように進めていただきたいと願っております。

続きまして、3回目。被災者の居住状況と災害公営住宅への入居希望状況、及び災害公営住宅への入居可能日についてお尋ねしますが、昨日、または先ほど、同様な質問がありましたので、ここでは、被災者の居住状況と災害公営住宅への入居希望状況についてのみお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 私のほうからは、被災者の居住状況につきましてお答えをさせていただきます。

罹災証明書交付世帯約3,300世帯のうち、令和3年11月末日現在——先月末現在でございます、建設型応急住宅で生活されている世帯が301世帯、賃貸型応急住宅が382世帯、既存の市営住宅が121世帯、親族・知人宅、社宅及び福祉施設等にお住まいが271世帯、在宅で生活を送られている世帯が約2,200世帯となっております。

以上、お答えいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） 私からは、災害公営住宅の入居希望者について御答弁申し上げます。

災害公営住宅の入居希望者につきましては、地域支え合いセンターの戸別訪問による聞き取り調査を実施しておりますので、12月6日時点での調査結果ということで御報告申し上げます。災害公営住宅の希望世帯数は174世帯でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 被災日から既に約1年半を経過しようとしています、いまだに市民生活の再建のめどが立たず、しかも災害公営住宅への入居も令和6年1月ともなれば、将来像の希望も薄れるかと思われます。早急なる災害復旧・復興に努めていただきたいと思います。

続きまして、4回目。被災地域重点地区の地区別懇談会においては、地区別懇談会への参

加者は思うように増えなかったと認識しておりますが、災害復旧・復興対象の町内会の規模に対しての参加者数など、重点地区ごとの住民数及び被災者数、参加者数等についてお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） それでは、御質問にお答えいたします。

議員御指摘の地区別懇談会につきましては、8つの重点地区を設けまして、重点地区単位を基本にこれまで開催をしてきております。

以下、各地区におきます開催状況について御説明を申し上げます。まず、中心市街地地区につきましては、対象12町内、発災前——これは令和2年6月末時点になりますけれども、発災前の世帯人数1,814世帯、3,473人、うち令和2年7月豪雨に伴う罹災世帯人数539世帯、1,072人。これを踏まえまして地区別懇談会は計6回開催しまして、延べ215人に御参加をいただいております。

続いて、青井地区につきましては、対象5町内、発災前の世帯人数849世帯、1,554人、うち罹災世帯人数583世帯、1,068人。地区別懇談会は計6回開催し、延べ111人に御参加いただいております。

麓老神地区につきましては、対象4町内、発災前の世帯人数157世帯、289人、うち罹災世帯人数76世帯、148人。地区別懇談会は計5回開催しまして、延べ29人に御参加いただいております。

球磨川左岸地区につきましては、対象3町内、発災前の世帯人数1,091世帯、2,197人、うち罹災世帯人数は144世帯、305人。地区別懇談会は計5回開催し、延べ34人に御参加いただいております。

薩摩瀬地区につきましては、対象5町内、発災前の世帯人数1,499世帯、2,998人、うち罹災世帯人数1,079世帯、2,281人。地区別懇談会は計5回開催し、延べ70人に御参加いただいております。

温泉下林地区につきましては、対象3町内、発災前の世帯人数748世帯、1,665人、うち罹災世帯人数508世帯、1,165人、地区別懇談会は計6回開催し、延べ140人に御参加いただいております。

中神地区につきましては、対象4町内、発災前の世帯人数759世帯、1,659人、うち罹災世帯人数98世帯、217人。地区別懇談会は計4回開催し、延べ138人に御参加いただいております。

最後に、大柿地区につきましては、対象2町内、発災前の世帯人数79世帯、172人、うち罹災世帯人数は76世帯、157人。地区別懇談会は計4回開催し、延べ167人に御参加いただいております。

なお、中神地区、大柿地区につきましては、今後も引き続き地区別懇談会を開催する予定としております。

議員御指摘ですけれども、地区別懇談会につきましては、参加しやすい曜日や時間帯の設定ですとか、各回の地区別懇談会の資料等を、開催後に市のホームページに掲載、あるいは地区別懇談会だよりも作成をしまして、広報紙の配布と併せて、重点地区の対象となる町内や仮設住宅全戸にお配りをしているほか、全体報告会も開催するなど、情報発信にも努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 本来であれば、仮設住宅や災害市営住宅、親戚・知人等の住宅等に身を寄せておられる被災者等を含め、市民全ての方々と本市の将来を、そして未来に向けた、永久に持続可能なまちづくりについて、全市民一丸となって早急に語り合っていたいものです。

続きまして、第5回目。被災市街地復興推進地域の復旧・復興がどのような計画となり、どのように進めていかれるのか、具体的に、分かりやすく、その方向性についてもお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君） それでは、お答えいたします。

議員御指摘の、被災市街地復興推進地域につきましては、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に制定されました被災市街地復興推進特別措置法に基づきまして、広範囲にわたる激甚な災害を受けた市街地について、緊急かつ健全な復興を図るために指定された地域でございまして、熊本地震の際には益城町でも適用されております。

具体的には、建築物の滅失状況や公共施設の不足状況、上位計画との整合など、復旧・復興を目指すに当たりまして、改善を図らないまま再建が進んだ場合、防災安全上の課題を残した市街地がつくられてしまうおそれがありますことから、具体的な復興の整備方針を策定するまでの間——これは具体的には発災から2年以内の間ですけれども、建築行為等に一定の制限をかけさせていただくもので、本市におきましては、現時点で青井地区としまして、上青井町、下青井町、宝来町の各一部、及び中心市街地地区としまして、九日町、紺屋町の各一部を指定させていただいております。

当該地域につきましては、日常生活の通行や緊急車両の通行に支障がある既存生活道の幅員等の課題、住宅再建の御意向がありながら、未接道敷地のため再建ができない接道要件の課題。災害時における一時避難所や防災活動等のための公園など公共空間の不足などといった従来からの課題があるところでございます。

また、当該地域は、古くから人吉球磨における経済や観光の顔と言えることから、復興に当たっては、安全・安心なまちづくりに加えまして、にぎわいを持つまちづくりの視点も不可欠であると認識をしております。また、本地域の東西を貫く国道445号につきましては、本市の重要な基幹道路として都市計画決定がなされている道路でございまして、緊急輸送道

路としても位置付けられております。

しかしながら、青井地区の一部区間は未整備のままで、今次水害の際には通行機能が著しく阻害され、全面通行止めという措置を取らざるを得ない状況に陥り、緊急輸送路としての脆弱性も再認識したところでございます。

したがって、道路機能の向上のみならず、今後の住宅等の再建に向けた考え方、観光客等の街歩きなどの観点も踏まえ、復興まちづくり計画と連動した整備を、管理者である熊本県と鋭意協議・検討しているところでございます。

先ほど述べました両地区におきましては、他の重点地区と同様に、地区別懇談会を開催するとともに、事業計画検討会、九日町・紺屋町再生会議など、様々な機会を通じて、多くの地域住民の皆様にもまちづくりに対する御意見をいただきながら、具体的な事業手法の検討を進めてまいりました。さらに、復興まちづくりの実現に向けましては、関係する権利者の皆様の今後の再建や土地利用の御意向をしっかりと把握した上で、最終的な事業計画を取りまとめていく必要があることから、事業計画案の説明並びに意向調査を目的とし、11月以降、当該地域に土地をお持ちの方を対象に、順次、戸別訪問をさせていただいているところでございます。

今後ですけれども、今月17日には青井地区、22日には中心市街地地区におきまして、2回目の事業計画検討会を開催させていただき、皆様からいただいた意向調査結果を反映させた、より具体的な計画案をお示しさせていただく予定であります。

その後、現時点での見通しでございますけれども、本年度内には最終的な事業手法を決定し、住民の皆様の合意が得られれば、実施可能な部分から、来年度以降の事業着手に向けて都市計画決定手続など具体的な動きを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 何度も繰り返しの言葉になりますが、発災から既に1年半を過ぎようとしています。早く自分自身の生活の場を確保し、事業、起業、商いと観光の場づくりの方向性を早急に示していただきたいものです。

続きまして、第6回目。現在、国交省から、中神地区及び大柿地区におきまして、球磨川水系流域治水対策の一環として、下流域の人命と財産を災害から守るための遊水地整備計画案が示されていますが、特に大柿地区におきましては、大柿地区の居住域及び農地の約6割を遊水地にする計画案が示されております。大柿地区の約6割の居住域は、相良700年以上の歴史と文化と人々の生活が延々と培われてきた地域です。下流域の人命と財産を守るためとして、この尊い地域を消滅させることが本当によいのでしょうか。

遊水地整備計画におきましても、いろいろな方法、方策を考えてもよいのではと思うのですが。例えば、遊水地内に、引き続き生活の場を求める人があるならば、地域外への移転を

推奨するのではなく、引き続き遊水地内に輪中堤をもって生活の場を持続させるとか、地区内の山林を切り開き、高台移転の場を確保するとか、下流域の人々との共存・共栄ができる整備計画にする方法はないのか。また、移転地を下原田町内とか中神段町内ではいかがですかと示されておりますが、移転先の空き地の確保はできているのでしょうか。移転の確保については、各自で求めることになっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

まず、輪中堤とは、特定の区域を洪水の氾濫から守るために、その周囲を囲むように造られた堤防のことですが、球磨川水系流域治水プロジェクトでは、令和2年7月豪雨と同規模の降雨に対しては、プロジェクト完了後の人吉区間において浸水区域はなくなると見込まれることから、同区間での輪中堤の整備計画は、現在のところございません。

今後も、移転等につきましても、住民の皆様の意見を伺いながら、国・県と連携を深め、復興まちづくり計画との調整を図りながら進めてまいりたいと存じます。

また、地区別懇談会でお示しをしました再建の場所でございますが、1つ目が、下原田にある仮設団地を公営住宅化し入居するというイメージ、2つ目が、下原田町の空き地等に宅地を整備し、自己再建をすると、2つのイメージを図化した資料を提示させていただきました。なるだけ近隣にということで、高台の下原田等を仮想し、住まいの再建先のイメージを示したもので、市として用地の確保等は行っておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 同地区内での輪中堤や引き堤整備計画がなくなったのは承知しております。しかも、遊水地整備計画内に輪中堤が存在することなども、現在の日本国内には存在しないことは承知しております。

しかし、未来性を持って、将来性を持って、国・県と整備計画の見直しを推進されてもよいのではないのでしょうか。地方創生が請われている現在です。地方自治体がこのようにしたいと声を上げれば、また、言わなければならない現在ではないのでしょうか。古来からの歴史と文化と生命と財産を持続させる、市民に寄りそった持続する自治整備を考察していただきたいものです。何も言わないで、国・県の方針のまま地方自治整備を進められるならば、本市の未来はやがて消滅するのではないのでしょうか。まずは、声を上げた施策をされてみてはいかがでしょうか。それでもできなければ、やむを得ません。

続きまして、第7回目。令和2年7月豪雨後に、財政健全化施策としてどのような取組をされてきたのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

本市の財政は、少子高齢化や人口減少など様々な要因により厳しい状況にあることから、これまでも行財政改革の一環といたしまして、事業仕分けや予算編成を通しての既存事業

の見直し、重点事業への集中と選択等による財源確保に取り組んできたものの、基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況が続いていたところでございます。

そのため、令和元年に、人吉市行財政健全化計画を策定いたしまして、令和２年度には補助事業の見直しによる補助金削減や職員の人件費の削減などを実施しております。その後、令和２年７月に豪雨災害が発生をいたしまして、これまでの事業に加え、災害からの復旧・復興に向けた事業に取り組まなければならない状況となりましたものの、行財政健全化の必要性については何ら変わらないというところでございます。

令和３年度の当初予算編成におきましては、災害復旧事業を優先とするため、単独の普通建設事業の縮減であるとか、消耗品費などの管理的な経費につきまして20%削減に取り組んでおります。また、令和４年度の予算編成につきましては、令和２年７月豪雨災害からの復旧・復興の推進と新型コロナウイルス感染症を優先課題といたしまして、さらなる事務事業の見直しを実施することとしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、災害復旧事業が増える中で、起債が一時的に増えるのは仕方がないと思われます。今後の起債償還に対する基金の積立状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

昨年の豪雨災害からの復旧・復興を進めていく上での財政運営に係る御質問であると認識をしております。今回御提案をいたしております一般会計補正予算案（第７号）の段階で地方債の今年度末の現在高でございますが、269億3,785万9,000円になる見込みでございます。発災前の令和元年度末の161億1,119万3,000円からしますと、100億円以上増えております。

今後、復興事業が本格化する中、その財源の一部として地方債に頼らざるを得ない状況からいたしますと、毎年、地方債の発行残高は増えていくことは間違いないところでございまして、この公債費償還につきましても、当然、備えが必要なことは十分理解しているところでございます。

財政調整基金と減債基金の積立の状況につきましては、令和元年度、２年度の出納閉鎖後の額でお答えをいたします。財政調整基金でございますが、令和元年度末が１億4,707万2,000円、令和２年度末が２億８万1,000円。減債基金は、令和元年度末が１億5,555万3,000円、令和２年度末が16億5,556万1,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 豪雨災害からの復旧・復興の最中であり、かつ新型コロナウイルス感

染症対策中でもあり、財政調整基金や減債基金の積立に関しましては、財政健全化施策に起因するところは大なるものがあると思います。今後とも、財政健全化施策は強く臨まれるとともに、起債削減にも強く取り組まれていかれるようお願いいたします。

続きまして、第9回目。ふるさと納税についてお尋ねします。昨日、豊永議員から、事業区分ごとのふるさと納税の活用について質問があり、回答がありましたが、ここでは令和元年度と令和2年度の寄附額と、寄附を集めるために要した経費と、寄附額から経費を除いた実質使用可能なふるさと納税額についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

まず、寄附をいただいた額でございますが、令和元年度が3億1,752万1,000円、令和2年度が12億2,129万8,228円でございます。

次に、寄附を募るために要した経費でございますが、令和元年度が1億7,001万3,209円、令和2年度が4億4,410万5,000円でございます。

それから、寄附額から経費を除いた額でございますが、令和元年度が1億4,750万7,791円、令和2年度が7億7,719万3,228円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） いつも、ふるさと納税額につきましては、集められた総額をもってふるさと納税額として毎回伺っておりますが、その中には返礼品と返礼品送付事務手続委託料が含まれており、ふるさと納税の実質使用可能額は約半分ほどになってしまうのは周知のことと思います。よって、さらに実質使用可能額を確保するためには、返礼品送付事務手続委託料の見直しを図る等、財政健全化を進めるしかありません。再考のほど、よろしく願いいたします。くれぐれも返礼品自身の価格の値下げに走られないようお願いいたします。

続きまして、10回目。都市計画税についてお尋ねします。都市計画税については、税額は少額ながら、都市計画区域に居住する土地及び家屋等の所有者に賦課されるため、都市計画区域以外の人には賦課されない現状にあります。しかも、目に見えるところでの都市計画税の活用事例がはっきり確認できないため、疑念を持ちやすい税と言えます。

そこで、都市計画税の定義と、その使途についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 皆様こんにちは。御質問にお答えいたします。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために課される目的税でございます。都市計画法による都市計画区域に所在する土地及び家屋が課税対象となるものでございます。

本市におきましては、地方税法及び人吉市都市計画税条例により、土地及び家屋の評価額から算定された課税標準額に、標準税率の0.2%を掛けて税額を決定しております。

次に、使途についてでございますが、現在実施しております街路整備事業や公園整備事業、

下水道事業などの都市計画事業に充当しており、また、これらの事業のために借入れいたしました起債償還の一部にも充当しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 続きまして、同じ都市計画税ですが、令和2年度に充当した主な事業と、令和3年度に充当予定の主な事業についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） 議員、恐れ入ります。その質問でございますが、ふるさと納税の令和2年度と3年度に充当予定の事業ということでよろしいでしょうか、お答えをさせていただきます。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、お答えをいたします。

令和2年度にふるさと納税を充当した主な事業でございますが、各種健診事業、子ども・子育て支援事業、防犯灯設置事業、復興まちづくり計画地区公民館整備事業などでございます。

次に、令和3年度に充当予定の主な事業でございますが、子ども医療費助成事業や各種健診事業、文化財災害復旧事業、プログラミング教育事業、商店街活性化事業が主な事業でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 質問順番を間違えてすみません。また、都市計画税のほうになるんですけども、都市計画税の趣旨は目的税であることは承知しておりますが、本市が都市計画税の徴収を始めたのはいつのことだったのでしょうか。本市が誕生した頃にはなく、高度経済成長期に誕生したと聞き及んでおります。都市計画税を徴収していない類似団体も少なからず存在しております。あくまでも、この都市計画税は、それぞれの自治体によって課税することができる目的税のはずです。

この税の徴収に当たっては不公平感を与えることがないように、かつ、その使途に当たっては市民に見えるように使途の現状を知らしめるか、少子高齢化社会にあり、将来にわたって個人収入の減少の時期でもあります。これら都市計画区域の見直しをされてはいかがでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時42分 散会

令和3年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和3年12月9日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和3年12月9日 午前10時 開議

- 日程第1 議第81号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第2 議第82号 令和3年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議第83号 令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第84号 令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第85号 令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第86号 令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第87号 令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第88号 人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第89号 人吉市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第90号 人吉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第91号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第92号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第93号 人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第94号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第95号 人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置条例の制定について
- 日程第16 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 一般質問
1. 宮 原 将 志 君
 2. 西 洋 子 君
 3. 池 田 芳 隆 君
- 日程第19 議第96号 令和3年度人吉市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 議第97号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 委員会付託
-

2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

3. 出席議員（17名）

1 番	松 村	太 君
2 番	徳 川 禎 郁	君
3 番	池 田 芳 隆	君
4 番	牛 塚 孝 浩	君
5 番	西	洋 子 君
6 番	宮 原 将 志	君
8 番	高 瀬 堅 一	君
9 番	宮 崎	保 君
10 番	平 田 清 吉	君
11 番	犬 童 利 夫	君
12 番	井 上 光 浩	君
13 番	豊 永 貞 夫	君
14 番	福 屋 法 晴	君
15 番	本 村 令 斗	君
16 番	田 中	哲 君
17 番	大 塚 則 男	君
18 番	西	信八郎 君

欠席議員（1名）

7 番	塩 見 寿 子	君
-----	---------	---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人	君
副 市 長	迫 田 浩 二	君
監 査 委 員	井 上 祐 太	君
教 育 長	志 波 典 明	君
総 務 部 長	小 澤 洋 之	君
企画政策部長	小 林 敏 郎	君
市 民 部 長	丸 本	縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎	君
経 済 部 長	溝 口 尚 也	君
建 設 部 長	瀬 上 雅 暁	君

復興局長	元田啓介君
総務部次長	永田勝巳君
企画政策部次長	井福浩二君
総務課長	森下弘章君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋彰君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	栞原亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

なお、7番。塩見寿子議員より欠席届が提出されております。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、終了後、議第96号、議第97号に対する議案質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

また、議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申出

○議長（西 信八郎君） ここで、16番、田中哲議員から発言の申出がございましたので、これを許可します。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） おはようございます。

昨日、私の一般質問の人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合の統合合併についての項目の質問の中で、「管理者である森本錦町長」と申し上げましたけれども、正しくは、「管理者である内山山江村長」でございました。また、「4村の議会」と申し上げましたけれども、これも正しくは「4町村の議会」でございました。訂正をお願いできればと存じます。よろしくお願いします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの発言訂正の申出につきましては、これを認めることといたしますので、御了承をお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） おはようございます。6番議員の宮原です。

通告に従いまして一般質問を行います。今回は、地方創生、都市計画、災害廃棄物の3項目について質問を行います。

それでは、まず初めに、デジタル田園都市国家構想の推進について質問をしてまいります。デジタル田園都市国家構想とは、岸田総理が新しい資本主義の実現に向けた成長戦略の最も重要な柱と位置づけ、地方からデジタルの実装を進め、都市間格差の解消と地域活性化を目指すものであります。田園都市国家構想を掲げた大平正芳元総理は、都市の持つ高い生産性、

良質な情報と田園の持つ豊かな自然、潤いのある人間関係を結合させ、健康でゆとりのある田園都市づくりの構想を進めると述べられましたが、新型コロナウイルスの感染拡大でテレワークが普及したように、デジタル技術によって、より都市と地方の距離が縮まり、つながりやすくなりました。本市もデジタル田園都市となるべく、さらにデジタル化を進め、市民の利便性の向上や地域経済の活性化を図っていく必要があります。

それでは、最初の質問ですが、このデジタル田園都市国家構想の中には、スーパーシティの早期実現が上げられています。本市においてもスーパーシティ構想へ応募をしていますが、内閣府は夏頃をめどに予定していたスーパーシティの採択を延期し、応募していた31自治体に対し、提案の再提出を求めるなどいまだ選定結果が発表されていません。

そこで、国の動向や本市の対応など、スーパーシティ構想の進捗状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） おはようございます。私のほうからお答えいたします。

政府が推進するデジタル田園都市国家構想につきましては、先月、第1回デジタル田園都市国家構想実現会議が開催されておりまして、この会議の中でも構想における今後の論点の1つとして、スーパーシティ構想の早期実現が盛り込まれていることについては把握をしているところでございます。

スーパーシティ構想の区域指定に係る現在の国の動向でございますが、去る8月6日に第1回の区域指定に関する専門調査会が開催されておりまして、この会議の結果を受け、8月24日付けで内閣府からの全ての提案自治体に対し、スーパーシティに関する規制緩和などの再提案の募集等について通知が発出をされております。

この通知の主な内容は次の2点でございます。1点目は、提案した規制改革事項について、規制所管省庁からの回答に対して、必要があれば再意見の提出を検討することといった内容でございます。この点については、提案の趣旨がうまく伝わらず、規制所管省庁からの回答に食い違いがあったものに対するもので、再検討の要請を9月3日に提出しております。

2点目は、専門調査会の議論を踏まえ、大胆な規制改革などについて再提案を検討することという内容でございます。この点については、スーパーシティ連携事業者などと協議を行いまして、10月15日に気象業務法における規制改革事項を追加した再提案を行ったところでございます。具体的には、現行法では、気象予報士を置かずに洪水の予報業務を行うことは規制されておりますが、一定の条件のもとで、気象予報士を置かなくても洪水予報を可能とするような規制緩和を求めています。

なお、現在、内閣府において各自治体からの再提案を精査中でありまして、令和3年中をめどに区域の指定を目指しているとお聞きをしているところでございます。

一方で、構想の地域指定はまだ行われておりませんが、災害時の逃げ遅れゼロを目指すための市民向け情報システムであるスマートフォン等を見ることで活用できる防災ポータルサ

イトの構築や、観光客や情報弱者にも避難情報を視覚的に伝えることを目的とした水ノ手橋を利用したライティング防災アラート事業など、災害からの復興に向けて必要性の高い事業については、一部先行して事業実施しているところでございます。

今後とも地域の安心・安全につながる事業を1つでも多く実現し、今次災害からの未来型復興を力強く推進してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 採択延期となった理由が大胆な規制改革の提案が乏しかったというふうに聞いておりますが、大事なものは、規制改革自体を目的化することではなくて、やはり実現可能なシステムを導入して市民の住民福祉の向上や利便性の向上を図ることだというふうに思っております。スーパーシティ構想の区域指定についてはまだ分かりませんが、今後はデジタル田園都市国家構想関係の交付金等も出てくると思いますので、デジタルによって市民の皆様が恩恵を感じられるような取組を今後も進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進について質問をいたします。自治体デジタル・トランスフォーメーション、このあとは自治体DXと呼ばせていただきますが、自治体DXとは、デジタル技術を活用した行政サービスの改革を進め、単にデジタル化だけでなく、デジタル技術を手段として有効活用することにより、社会の在り方をよりよい方向へ変革する取組のことを言い、簡単に言うと、デジタル技術により行政サービスを改革し、住民の利便性向上や職員の負担軽減を図ることになります。

しかし、コロナ禍においても、行政での申請や手続等の多くが、依然として対面、書面、押印だったり、紙ベースの原本確認を基本としており、デジタル化に対応できていないことから、今年9月に行政のDXを推進するデジタル庁が発足し、急ピッチで行政のデジタル化が進められようとしています。

そこで、デジタルを活用した行政サービスの改革の取組について、本市はどのように考えているのか。

また、令和2年6月議会で本市の情報化の推進に向けた方針や関連する個別施策を取りまとめることを目的とした官民データ活用推進計画を策定すべきではという質問をいただきましたが、さらに、今回の自治体DXを推進していくという観点を盛り込んだ人吉市DX推進計画を策定し、取組を進めるべきだと考えますが、本市の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

国は昨年末にデジタル・ガバメント実行計画における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめ、自治体DX推進計画として策定をしております。その自治体DX推進計画によりますと、各

自治体が取り組むべき重点取組事項として、自治体情報システムの標準化・共通化、それから、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化、自治体のA I・R P Aの利用促進、テレワークの推進、それから、セキュリティ対策の徹底、これら6つの取組事項を掲げておりまして、また、自治体D Xの取組と併せて取り組むべきその他の事項として、地域社会のデジタル化、それから、デジタル弱者への対策、このようなことが掲げられております。これらが実現してまいりますと、今後の行政サービスにおいてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性がより一層向上するとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図ることが想定できること。さらには、人口減少社会に伴い、自治体職員数が減少する未来を見据えた情報システムの標準化と共通化に伴い、職員のマンパワーといった人的資源を他の行政サービスへの最適な配分につなげることができることから、自治体D Xを推進することは非常に重要な施策であると認識しているところでございます。

そのようなことから、本市におきましても、自治体D Xを推進するための体制構築の準備を積極的に進めるとともに、今後、計画的な進捗ができるように人吉市版自治体D X推進計画の作成について、早急に検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） D X推進計画の作成については、早急に検討を進めるということでしたのでよろしく願いいたします。

それでは、今の総務部長の答弁の中に、自治体D Xを推進するための体制構築の準備を積極的に進めるとの答弁がありました。

そこで、これから自治体D Xを推進していくための組織体制についてはどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

国が求める自治体D Xを現実的に推進するためには、やはり専門的かつ全庁的なマネジメント体制の構築といった組織体制の整備が重要であるというふうに考えております。そのため、令和4年度組織機構改革におきまして、復興政策部において情報政策課を設置し、自治体D X推進部署として位置づけまして、重点取組事項に係る目標時期や国の動向を踏まえ、計画的な取組ができるよう窓口部門や現場部門といった各業務担当部門と緊密かつ横断的に連携する体制を構築してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 横断的に取り組むというような答弁がありましたけれども、情報政策課を核としながらもですね、やはり組織で取り組む必要があると思いますので、ぜひ、そのような体制づくりをお願いしたいというふうに思います。

ただですね、組織で取り組むに当たっては、職員一人一人が現状の業務の在り方自体を見直し、デジタルを活用したサービスの向上、業務の効率化を追求するといった意識改革が必要になってきます。

そこで、自治体D Xを推進していくに当たり、デジタル人材の育成が必要になると思いますが、この人材育成や人材の確保については、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

自治体D Xを推進するための人材育成案といたしましては、まずもって、職員がこれまでイメージしてきたデジタルの既成概念からセキュリティと利便性の両立も見据えた新たなデジタルファーストへの発想に切り替えることが最も重要な点だと認識をしております。そのためにも情報システムの担当と窓口及び事業担当を交互に経験できるような、そういった人事ローテーションといった人事運用上の取組を図ったり、研修会の充実を図るなど、これまで以上に取り組んでまいりたいというふうに存じます。

また、人材の確保につきましては、市区町村のC I O補佐官等の任用等に対する特別交付税措置など、外部人材の確保に対する国の財政支援がございます。自治体D Xを進めていく上で、市で確保し得ない、特に高度な知見であるとか、I C Tの特定のテーマにつきましては、一時的に助言が必要な場合は、必要に応じて外部人材の登用をはじめ、民間人材を活用し、官民連携で推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 人材育成確保についてはいろいろと検討されているみたいですが、やはりですね、これまで前例踏襲で行ってきた業務のプロセスやサービスの在り方を各業務に当たる職員がですね、やはり当事者意識を持って見直していくことが重要だというふうに思っております。このような視点を持ってですね、デジタル人材を育成していただき、行政のデジタル化の取組を進めていただきたいというふうに思います。

今までの答弁で本市が自治体D Xにしっかり取り組んでいくということは伝わりました。しかし、本市がどれだけ行政サービスのデジタル化に力を入れても、市民がそれを使えなければ意味はありません。誰一人取り残すことなく、高齢者を含む全ての市民がデジタル化された行政サービスの恩恵を受けられるようにしなければならないというふうに思っております。

そこで、デジタルデバイド対策について質問をしたいと思います。デジタルデバイドとは、インターネットなどの情報通信技術を使える人と使えない人との間に生じる格差を表す言葉であります。情報弱者と言いますけども、デジタル弱者とも言いますが、行政サービスのデジタル化を進めると同時に、やはり高齢者などのデジタルデバイド解消施策にも積極的に取り組むべきだと考えております。今後のデジタルデバイド対策についてはどのように考えて

いるのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

今後のデジタルデバイド対策でございますが、本市が未来型復興に向けてデジタル化を進めていくに当たり、誰一人取り残さないためにもインターネットやコンピューターを使える人と使えない人に生じる格差の是正でありますデジタルデバイド対策は重要であり、必要不可欠なものであると認識をしております。

国におきましても、デジタル・ガバメント実行計画における施策の1つとしてデジタルデバイド対策を掲げられており、その中で、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作ができるユーザーインターフェイス——これ利用者がコンピューターを使うときに情報を受け取ったり、入力するための仕組みでございますが、これらの設計など、利用者目線で、かつ利用者に優しい行政サービスを実現することが重要であると示されているところでございます。

この点を踏まえ、本市における防災ポータルサイトの開発におきましても試作品ができた段階から町内会長の御意見をお伺いし、その結果を反映させることで、デジタルが苦手な方でも簡単に使うことができるものとするため、鋭意取り組んでいるところでございます。

本市における今後の取組としましては、国によるデジタルデバイド対策支援策の活用を考えており、スマートフォンを所有されている高齢者の方などを対象に、Wi-Fiのつながり方やQRコードの読み取り方、アプリのダウンロードの方法の説明会を開催するなど、事業実施に向けた検討を行ってまいりたいと存じます。

本市におきましても、国がデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の中でビジョンとして示しているとおり、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化を目指し、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） デジタルデバイド対策についてもですね、様々に検討されているみたいですが、ほかの自治体での取組としては、高齢者にマイナンバーカード対応のスマートフォン所持を促すための取組として、スマートフォン購入助成制度やスマホ教室を開催したけれども、参加者がそれぞれ持っている悩みの違いなどが多くあり、全ての参加者のニーズに応えることが困難だったということもあったので、スマートフォンに関する相談が個別にできるよろず相談所というところを常設している自治体もあります。スマートフォンは、使えば便利なものでもありますし、特に災害時にはスマートフォンで様々な災害情報や避難情報が入手できますし、安否確認もできる重要なツールとなりますので、デジタルデバイド解消に向けた取組についても積極的に行っていただきたいというふうに思います。

それでは、この項目の最後の質問ですが、今回、国が掲げるデジタル田園都市国家構想については、本市も大きく手を上げ、流れに乗らなくてはならないというふうに思っております。

す。

そこで、市長は、このデジタル田園都市国家構想についてどのようなお考えをお持ちなのか。また、デジタル田園都市国家構想の取組についての意気込みをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

岸田内閣における成長戦略の重要な柱として掲げられたデジタル田園都市国家構想でありますが、これは地域の課題に対してデジタル技術を活用して解決を図り、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる社会の実現を図っていくというものでありまして、私といたしましても、この構想の実現こそが我々地方にとっても目指すべき姿であると考えております。私もこれまで2期目のマニフェストとして人吉スマートシティ構想の実現を掲げ、地域の困りごとを最新のデジタル技術を活用することで市民の皆さんが安心・安全に暮らせるまちづくりを目指し、取り組んできたところでございます。

また、スーパーシティ構想につきましても、本市の未来型復興の実現にはデジタル技術を活用した起爆剤となる取組が欠かせないという思いから国に対して提案しているところでございます。デジタル田園都市国家構想を踏まえ、これからの本市におけるデジタル化の取組を考えるに当たり重要なポイントは2点あると考えております。

1点目は、本市がデジタル化に向けて進むべき羅針盤をつくること。そして、2点目は、スモールスタート、スモールサクセス、つまり小さく始めて小さな成功事例をつくることです。このことは、先般、熊本市で開催された九州経済フォーラムにおいてデジタル庁企画官の講演の中でも述べられており、その重要性について再認識したところでございます。

最後になりますが、国によるデジタル田園都市国家構想に関連した内閣府及び各省庁からの各種支援事業が整備される予定でございますので、本市におきましても、これら支援事業を活用しつつ、未来型復興に資する取組として、市民の皆様が必要かつ求められるデジタル化を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 今、市長の答弁ですね、小さく始めて小さな成功事例をつくるのが重要だというふうに言われましたが、私もそのとおりだというふうに思っております。大きい事業を1個するよりも小さい事業をたくさんしていったって成功事例をつくっていくというのは大変重要だというふうに思います。トライアンドエラーを繰り返しながら成功事例をたくさんつくって地域の課題を解決していただきたいというふうに思います。本市のデジタル化によって市民の皆様がよい街になったなと思えるような取組をぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。本市の将来像を見据えた上で土地利用や新施設の配置、規模等についての長期的な見通しを明らかにするものとして、人吉市都市計画マスタープラ

ンが策定されています。この都市計画マスタープランの計画期間は20年であり、2003年、平成15年に計画が開始され、来年が目標年次となります。この計画期間が来年までということ、現在、都市計画マスタープランの改訂作業が進められていると思いますが、平成15年に20年後の人吉市の姿を展望しつくられた都市計画マスタープランが計画どおりにいったのか。未達成の部分はどこなのかといった評価、検証が必要であると思います。

そこで、現行の人吉市都市計画マスタープランに基づくまちづくりはどうであったのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

平成15年に策定いたしました都市計画マスタープランに基づきまして進めてきたまちづくりにつきましては、その進捗状況や検証結果についてでございますが、まず道路の整備関係につきましては、都市計画道路人吉駅蓑野線の国道267号の区間について、道路管理者である熊本県において現在整備が進んでいるというところでございます。

また、大橋の架け替え事業や人吉の外環状線に位置づけております都市計画道路下林願成寺線の整備が進んでいる状況でございます。

次に、公園関係でございますが、令和2年7月豪雨で被災してしまいましたが、大橋の架け替えに引き続き、中川原公園の整備を行い、親水公園として市民はもとより、全国から釣り客なども来訪し、観光面にも大きく寄与できたのではないかと考えております。

また、石野公園につきましても、令和元年8月に道の駅として新たな出発をし、観光、市民の憩いの場、キャンプ、遠足といった利用があつているところでございます。

河川関係では、球磨川左岸人吉橋下流部の河川改修により堤防が整備され、河川災害に対して対策が施されてきたところでございます。

都市計画マスタープランにおいて方向性を示しておりました、都市計画道路の見直しにつきましては、平成21年に実施し、長期未着手で代替機能を有する路線について廃止をいたしております。

ただいまお示しいたしましたとおり、おおむね現在の都市計画マスタープランに基づいてまちづくりを進めていくことができたのではないかと考えているところでございます。

一方で、都市計画道路相良鬼木線の国道445号につきましては、復興まちづくり計画といった関連計画と調整を図りながら、現在、整備に向けて検討が進んでいる状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） おおむね計画どおりにまちづくりが進んだということでありましたが、平成15年に開始された現在の都市計画マスタープランの策定に当たっては、熊本県総合計画や第4次人吉市総合計画などの計画を基にし、現在の都市計画マスタープランが策定されて

おります。しかし、この20年間で本市の総合計画は、現在第6次総合計画というふうに数回変わっておりますし、また、社会情勢についても大きく変化をしております。都市計画マスタープランの中においても、そういった時代の変化に対応するために5年ごとに都市計画の内容の評価を行い、必要に応じてプランの見直しを行うと記載されております。

そこで、これまでに都市計画マスタープランの見直しを行ったのか。行っていないかなければなぜ行ってこなかったのかをお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、都市計画マスタープランにおきましては、必要に応じてプランの見直しを行うと記載をされております。先ほどの答弁と重複する部分もございますが、本市といたしましては、平成15年に策定いたしました都市計画マスタープランに基づいて、おおむねまちづくりを進めてくることができたのではないかと考えております。このようなことから、これまで都市計画マスタープランの見直し作業は行ってきていないというところでございます。

しかしながら、御質問にもありましたとおり、近年では、平成28年に発生いたしました熊本地震による市庁舎機能の分散、移転、建て替え、それから、令和元年の人吉球磨スマートインターチェンジの開通など、本市の都市構造に大きな影響を及ぼす様々な社会状況の情勢の変化や様々な出来事が起こっておりますことは、御指摘のとおりであります。そのあたりを含めまして、昨年度から都市計画マスタープランの改訂作業に取り組んでいるというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 計画どおりにまちづくりが進んできたので見直しを行っていないということですが、やはり20年も経てば社会情勢も変わってきますので、せめて10年に1回ぐらいは見直しが必要じゃないかというふうに思います。ぜひ、次回の都市計画マスタープランにおいては、見直す時期等についても検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次に、現在、都市計画マスタープランの改訂作業が行われていますが、計画を策定する際は、まず、まちづくりの基本方針を定め、その後にその方針を具現化するための取組を検討されると思います。

そこで、今後20年間のまちづくりの基本的な考えや方針は定まっているのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

現段階で今後20年の都市計画におけるまちづくりの基本方針的なものが定まっているのかというところでございますが、こちらもし繰り返しになる部分もございますが、基本的にはこれまでの都市計画マスタープランに基づいてまちづくりを進めてくる中で、大きく見直しが

生じるようなことがなかったことから、基本的な方針は現行の都市計画マスタープランの都市整備の目標である、「住み続けたいなるまち、誰もが安心できるまち、活気にあふれるまち、自然と共存するまち、人吉らしさを活かしたまち、行政・市民が協働してつくり育てていくまち」といった内容を軸に考えていたところでございます。

しかしながら、令和2年7月豪雨により、市民の皆様の生命・財産をはじめ、避難路、避難場所の機能を担うべき公共施設においても甚大な被害を受けております。そのため、より一層の防災機能の強化や都市機能等の無秩序な拡散を防ぎ、コンパクトなまちづくりを目指すことなどを盛り込む必要があると考えております。そのようなことから、そういった観点から、改めて基本方針の部分を考えていく所存でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 次回の都市計画マスタープランにおいては、令和2年7月豪雨災害を受けて、防災機能の強化や復興という観点からも基本方針の部分を考えていかなければならなくなったということですが、今の部長の答弁の中で、コンパクトなまちづくりを目指すというような答弁もありました。これは復興計画の中にも未来型復興に向けた取り組みの方向性として、「公共施設の集約化を始めとしたコンパクトシティの形成」という項目があり、「公共施設の集約化をはじめ、医療、福祉、商業等の生活サービスや居住区域の計画的誘導等による都市機能の充実化といったコンパクトシティの形成を進めます。」とあります。私も人口減少や少子高齢化が進む中で、コンパクトシティの構築は必要であると思いますが、そのコンパクトシティを実現し、持続可能なまちづくりを進めるに当たっての手法の1つに、立地適正化計画というものがあります。

そこで、この立地適正化計画とはどのような内容なのか。また、都市計画マスタープランとはどのような関連があるのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

立地適正化計画につきましては、都市再生特別措置法第81条の規定に基づく、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画でございまして、都市全体を見渡しながらか今後の都市像を描き、公共施設のみではなく、住宅及び医療福祉、商業等の民間の施設も対象として、その誘導を図るための制度でございます。

この立地適正化計画においては、都市機能誘導区域、居住誘導区域という区域設定がございまして。この立地適正化計画を策定する場合は、それぞれの区域を軸としたまちづくり、そして、公共交通のネットワークづくりを行っていくということになるのではないかと考えているところでございます。

また、立地適正化計画を策定いたしますと、市や民間事業者が行う一定期間、これはおおむね5年以内となっておりますが、この一定期間内の医療、社会福祉、子育て支援等の都市

機能や居住環境の集中的な支援を行う国土交通省の都市構造再編集中支援事業という制度が活用できるということになります。

なお、立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランの性質を持つものであることから、都市再生特別措置法第82条、都市計画法の特例といたしまして、都市計画マスタープランの一部とみなすということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 立地適正化計画の制度や支援について説明いただきましたが、立地適正化計画というのは、簡単にいうと居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携によりコンパクトシティ、プラス、ネットワークを実現し、持続可能なまちづくりを目指すための手法であるというふうに思います。私は、先ほども言いましたが、人口減少や少子高齢化が進む中で、都市機能や居住区域の誘導、集約化といったコンパクトシティを構築していくことは大変重要であると思っていますし、ほかにも、防災の観点からも重要であると思っています。

例えば、今後、治水対策によって市内の浸水想定区域はなくなるというふうに言われておりますが、これから新しく家を建てようとする人に、浸水リスクが高い地域に家を建てるのではなくて、浸水リスクが少ない居住区域に誘導し、そこに家を建ててもらおうと。そうやって災害からのリスクを減らしていくという考え方が必要になってきます。

ですので、今回の都市計画マスタープランの改訂に合わせ、この立地適正化計画を策定し、国の支援を受けながらまちづくりを進めていってはどうかと考えますが、立地適正化計画の策定についての考えを市長にお伺いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、本市が今後災害に強いまち、魅力あるまちとして全国に発信していくためには、一日も早い復興と持続可能なまちづくりを強力に推進していく必要がございます。そのためには、この立地適正化計画の策定は急務であります。人吉市復興計画第1期の工程表にも立地適正化計画の策定について記載しているところでございますが、スピード感をもって一日も早く立地適正化計画を策定する所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 一日も早くこの立地適正化計画を策定するというふうに言われました。国土交通省の立地適正化計画の作成に関するQ&Aにも、立地適正化計画の一部は市町村マスタープランとみなされるものとなっているため、市町村マスタープランの改訂時期を迎えているような場合は、市町村マスタープランに立地適正化計画の内容を盛り込んで作成することが望ましいというふうにも書かれています。本市の都市計画マスタープランの改訂作業

を進められている今が、立地適正化計画を策定するいいタイミングだというふうに思います。都市計画マスタープランと立地適正化計画を同時に作成するのは、本当大変だというふうには思いますが、ぜひ、今から策定作業に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に入ります。今議会の一般質問でも取り上げられていますが、12月28日をもって人吉中核工業用地に開設された災害廃棄物仮置場が閉鎖されます。中核工業用地周辺の住民の方々の御理解と御協力、また、災害廃棄物の仮置場の運営に携わってこられた職員の皆様や関係者の御苦勞に感謝申し上げます。もうあのような災害は起こってほしくないのですが、いつ起こるか分からないのが災害であります。万が一、大規模災害が発生した場合、災害廃棄物の処理に関しても、今回の経験を生かし、迅速に対応しなければなりません。そのためにも、まずは今回の災害廃棄物処理について検証をする必要があると思います。

そこで、令和2年7月豪雨災害の災害廃棄物処理の対応について、どのような検証を行っているのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

今回の災害廃棄物処理対応を振り返っての検証についてという御質問でございますが、災害廃棄物仮置場の運営に関しましては、開設の初期段階におきまして、渋滞や臭気など、市民の皆様に混乱を招いてしまい、被災者の皆様、近隣の皆様に多大な御負担、御迷惑をおかけいたしました。しかし、その後は、モータープール、特にファストレーンの導入や廃棄物搬入の際の分別への御協力などによりまして、効率的で安定した仮置場運営を行えているものと考えております。

町なかの災害廃棄物に関しましては、熊本市、広島市、大阪市などの自治体、ボランティア団体などの支援団体の御協力もあり、令和2年8月末にはほぼ処理が終了いたしました。

また、御自身での災害廃棄物仮置場への搬入が困難な被災者の方に対しましては、令和2年8月中旬から令和3年3月まで市による災害廃棄物の回収を実施いたしました。

このように、発災後初期の混乱はあったものの、市民の皆様の御理解・御協力、また、様々な団体からの御支援によりまして災害廃棄物処理に一定のめどが立ったものと判断をしており、発災当初から目標としておりました令和3年度中の災害廃棄物処理事業の終了につきましては、おおむね達成できるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 目標としていた今年度中の災害廃棄物処理については、おおむね達成できるということでありましたが、答弁でもありましたように、今回の対応で課題となったのが、初期対応だというふうに思っております。その初期対応を含めて、今後の対策を進めていかなければならないというふうに思っていますが、今回の初期対応の課題の1つに、災

害廃棄物の仮置場の選定があると思います。計画では、第一市民運動広場と川上哲治記念球場の2か所が候補地になっていたが、中核工業用地の1か所となったこと。また、中核工業用地に加え、ほかにも仮置場を増設する、増設しないといったように、方針が二転三転し、混乱を招いてしまったことなど、災害廃棄物仮置場の設置については、様々に問題があったというふうに思います。

もちろん、想定外の災害で計画どおりにならなかったことは理解しておりますけども、今後はその想定外を想定して、災害廃棄物の仮置場の設置箇所を計画しておかなければなりません。

そこで、今後の災害対策における災害廃棄物仮置場の候補地の検討状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

今後の災害廃棄物仮置場候補地の検討状況についてでございますが、今回、災害廃棄物仮置場を設置いたしました人吉中核工業用地は、本来の設置目的であります工業用地として使用するため、候補地から除外することと考えております。

今後の候補地といたしましては、人吉市災害廃棄物処理計画において、候補地として掲げております、人吉市第一市民運動広場、川上哲治記念球場の2か所に加え、重機による分別、保管が可能なできる限り広い場所も含め、災害の種類、規模に合わせた候補地の検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 第一市民運動広場と川上哲治記念球場に加えて、ほかの場所についても検討を進めているということでしたが、今回の災害廃棄物処理の対応で仮置場の場内のレイアウトや搬入路、また、運搬ルートが決まっていなかったにもかかわらず、災害廃棄物を受け入れ始めてしまったために、大渋滞が起こってしまっております。もちろんですね、職員の方が市民の方からの災害ごみはどうすればいいんだというような声に応えたいという思いで、早く開設されたということはもう十分理解はしておりますが、今後は、その辺りもきちんと検討して仮置場の候補地を決めていかなければならないというふうに思っております。

そこで、第一市民運動広場と川上哲治記念球場の2か所を仮置場の候補地にするということですが、場内レイアウトや搬入路など、熊本県産業資源循環協会などの専門家にアドバイス等をもらいながら場所の選定を行ったのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

災害廃棄物仮置場候補地の選定に当たりましては、支援協定を締結しております、熊本県産業資源循環協会と現地確認などを行い、御意見をいただいております。

今後も同協会の御協力をいただき、連携を図りながら、候補地の選定等を進めてまいりたい

いと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） アドバイスをもって候補地を決めたということで安心しましたが、やはりですね、今回の災害の規模になると、第一市民運動広場と川上哲治記念球場では、ちょっと面積的には狭いかなというふうに感じておりますので、ほかの候補地についても専門家のアドバイスを頂きながら、検討を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、災害廃棄物の処理に関する協定について質問をいたします。今回の災害廃棄物の処理に関しては、関係機関だけでなく、多くの自治体にも協力をしていただきました。市内の至るところで他県のパッカー車が災害廃棄物を収集したり、また、仮置場では、他県の職員が交通誘導をされたりと、本当にありがたかったことを今でも覚えております。

そこで、現在、関係機関とは災害廃棄物処理に関する協定を結ばれていますが、大規模災害時には、災害廃棄物処理に対応する職員の数も限られてきますので、迅速に支援体制を整えるためにも、他自治体とも災害廃棄物処理に関する協定を締結されたらどうかと考えますが、本市の見解をお尋ねいたします。

また、熊本県産業資源循環協会などの関係機関との協定は締結されていますが、ふだんからコミュニケーションを取っておかないと、災害時に効果が発揮できないというふうに思います。災害が発生した場合に備えて、平時から協定締結団体と連携を取っておく必要があると思いますが、その点についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

まず、自治体との災害協定につきましては、災害支援全般に関することとして幾つかの自治体との応援協定を締結しておりますが、災害廃棄物処理に特化した自治体との協定は締結をしておりません。協定という形ではございませんが、災害廃棄物処理に関しましては、総務省の被災市区町村応援職員確保システムによる広島市、熊本市からの対口支援や全国都市清掃会議による政令市からの支援など、既存の制度に基づく支援をいただいております。

しかし、災害初期の混乱した時期での素早い支援体制づくりのため、応援協定に災害廃棄物処理に関する事項も可能な限り盛り込むことを関係部署と協議し、検討をしてまいりたいと存じます。

また、熊本県を通して現在協定を締結しております、熊本県産業資源循環協会などにつきましても、今回の災害対応の経験を踏まえ、平時からの協力体制強化のため、連携を図っていく考えでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君） 協定に関しては、今後しっかりと検討していただけるというふうに思

いますが、災害廃棄物処理に関しては、ほかにもボランティア団体の方にも大変御協力をいただきましたので、ボランティア団体との協定についても検討していただきたいというふうに思います。

あと、やはり協定を結んでも、日頃からコミュニケーションを取ることが大事だというふうに思います。協定を締結している団体との災害廃棄物処理に関する訓練や研修会などの取組を継続的に行っていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問ですが、今回、幾つかの問題点を上げさせていただきましたが、これらを見直し、次につなげていかななくてはなりません。そのためにも、現在、本市の大規模災害時の廃棄物対策に万全を期することを目的として策定している、人吉市災害廃棄物処理計画書においても、今回の経験をもとに見直しを行い、円滑な処理体制を構築する必要があると思います。

そこで、今回の災害における災害廃棄物対応を踏まえ、災害廃棄物処理計画の見直しを早急に行うべきだと考えますが、見直しについてのお考えをお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） お答えいたします。

災害廃棄物処理の検証に当たりまして、特に初動対応の難しさを議員からも御意見いただきましたけれども、痛感しているところでございます。災害廃棄物仮置場につきましては、これも先ほど議員から御指摘ございましたけれども、開設当初少しでも早く災害ごみを受け入れることができる災害廃棄物仮置場を設置することが最優先であるとの判断のもと、受入態勢を十分に整えず開場したことや、迂回路の検討も行わないままの状態での搬入を開始したことなど、ソフト面、ハード面ともに受入態勢の検討が不十分な状態で運営を開始した結果、渋滞が発生し、搬入車両、周辺の住民の方々に御迷惑をおかけしたところでございます。

また、仮置場以外の町なかの災害廃棄物の対応におきましても、環境省の御支援・御指導を受けてはございましたけれども、熊本市をはじめとした広島市や大阪市などの応援自体や各種団体の収集箇所のゾーニングや配置などのマネジメントなど、受入態勢への準備が不十分であったと考えているところでございます。

これらの反省を踏まえ、特に災害発生後、最初の1か月における初動体制の見直しを行うことの必要性を感じております。今後の災害廃棄物処理計画の見直しにつきましては、全国で相次ぐ自然災害を受け、環境省が全国の自治体で策定が義務づけられている災害廃棄物処理計画の検証を実施しており、また、同時に、同計画の策定及び改定支援業務に取り組まれています。災害を経験しました本市もいち早くその検証事業への参加に手を上げ、改定の支援を受けているところでございます。

このように、環境省や熊本県とも連携し、今後の災害の経験、反省を踏まえ、実効性のある計画の策定に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 6 番。宮原将志議員。

○6 番（宮原将志君） 今回の災害廃棄物処理においては、単一品目での持込車両を優先的に受け入れたファストレーン方式や分別の徹底などが評価されて、熊本モデルとか、人吉モデルと呼ばれ、全国から注目を浴びました。ですので、これから日本各地で起こる災害での災害廃棄物処理については、今回の人吉市の取り組みを参考にされるというふうに思います。

本市においても、今後、災害が起きた場合に、迅速に対応できるように計画を見直すのはもちろんであります。ほかの自治体の参考にもなるような災害廃棄物処理計画を策定していただくことをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

5 番。西洋子議員。

○5 番（西 洋子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。5 番議員、西洋子です。今回の通告は、情報弱者について、防災ラジオについて、球磨川流域復興基金についての3点です。

情報弱者についての質問から始めてまいります。最近、和製英語を含むカタカナ語が多いなと感じています。先ほどのまさに宮原議員の質問も答弁も横文字が飛び交っておりました。私はあえてアナログで質問をさせていただきます——アナログ自体がそうですね、一般的に浸透している言葉はこれはセーフということをお願いいたします。

それではですね、お役所言葉にカタカナ、それにローマ字の略語ですかね、略字と言うんですかね、それまで入ってしまって、最近、文書でもよく分からないのに、説明会だとか、そういうときの話し言葉だともう全くお手上げだという声を聞きます。スマホ片手にですね、LINEとかフェイスブックとかやってらっしゃるまあまあいけてる高齢者の方でもですね、もう年寄りはいちよきじゃもんなとぼやかれている状態が私の周りでは起こっております。

これには、ネット社会と深い関係があるのではないかと考えております。1991年8月6日、30年前になりますが、イギリス人のティム博士という方が世界初のウェブサイトを公開されたそうです。それから4年後、1995年にWindows 95が発売され、一般家庭にパソコンが広がりをはじめ、インターネットが徐々に市民権を得ていく時代になってまいります。それから10年後、2005年から2006年にかけて、今でも使われておりますが、「詳しくはウェブで」、というCMが大流行をしました。ただ、この頃にはまだインターネットの通信料が高かったのも、まあこの頃にはまだ皆さん携帯を持ち運べる電話機という使い方が多かったかと思えます。そして2013年頃、グーグル、アマゾン、フェイスブック、iPhoneなど、

数えきれないほどのサービスとビジネスが誕生し、ここでやっと誰でもがネットが気楽に使える環境ができたと言われております。

こうしたインターネットの歴史を見ると、職場への事務機としてのコンピューター導入というのはとても速かったと思いますが、インターネットそのものが広く一般に定着したのはここ10年くらいと言えるのではないのでしょうか。今年定年を迎える方たちは、そういう意味では10年間インターネットがある世界の中で生活をしてこられたと言えると思います。

そこで、ネットもカタカナも当たり前の世代とそうでない世代の境目は、60歳辺りだと考えますが、本市の60歳以下と60歳以上の人数と割合をお尋ねいたします。

○市民部長（丸本 縁君） 御質問にお答えいたします。

本市の60歳以下と61歳以上の人口についてお答えをさせていただきます。令和3年11月末日現在で、60歳以下の人口が1万7,675人、61歳以上の人口が1万3,477人となっております。全体の人口3万1,152人に占める割合は、60歳以下が56.7%、61歳以上が43.3%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 子供の数を考慮すると半々、もしくは情報を受け取るということであれば、高齢者のほうが多いのではないかなと思います。本市においては、60代と70代で30%以上を占めているというデータもございます。

市からの発信にはいろいろなものがありますが、正確であるというのは当たり前、ただ、そこに受け手にとって分かりやすいかどうかというのが重要になってくると思います。

そこでお尋ねいたしますが、多くの自治体でカタカナ語の言い換え、法令用語、専門用語の言い換えなどのマニュアルがあるようですが、本市にもありますでしょうか。また、それはあるとしたら十分に活用されているでしょうか。

そして、発信する相手ですが、どんな方に向かって発信をしているのか。そして、受け手に何割の理解を求めているのか。そもそもカタカナ語を使っているという意識があって使っていच्छるのか。役所内で使っている言葉がそのまま通じると勘違いをされていることはないでしょうか。

以上のことについてお伺いいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） 情報発信を所管します企画政策部からお答えいたします。

市からの情報発信や発出する文書において、既に十分社会に浸透しており、理解に支障がないと考えられるものや、ほかに適切な日本語への言い換えが見当たらない場合においては、カタカナ語等を使う場合がございます。後者の場合、両括弧等で言い換え語を添えるなどの、相手が理解されやすいように努めているところでございます。カタカナ語等の使い方については、総務課が実施する新規採用職員研修で、外来語等は必要に応じて言い換えるよう指導

しているほか、企画課が毎年実施する各課広報担当者会議では、国立国語研究所の「「外来語」言い換え提案」を基にした、外来語・カタカナ語言い換え例マニュアルを配付しまして、情報の内容や対象年齢によって言い換えが必要か判断するよう周知しているところですが、新規採用職員研修は、原則一度のみですし、各課広報担当者会議は分庁舎や新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、近年は書面開催のみとなっておりますので、改めて、相手に分かりやすい情報発信について、職員に周知・徹底する必要を感じております。そのようなこともあり、カタカナ語等の使用における組織としての共通認識が徹底していないこと。さらには、日々新しい言葉がメディア等で発信されるなど、時代の速度や世代間の差異等も相まって、非常に苦慮していることも事実であり、結果、住民にとって分かりづらいカタカナ語等を使用しているものと存じます。

特に、文書もそうですが、御指摘のあったように、説明会や対話の中で使ってしまう場合が多いのではないかと思います。カタカナ語等は次々に新しい言葉が生まれており、その扱いは時代により頻繁に変化していきますし、社会経済が地球規模化する、いわゆる横文字で申し訳ありません、グローバル化する中で言葉の選択というのは非常に難しい部分がございますが、最新の状況を参考にマニュアルを更新しながら職員への意識づけを強化していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 先ほども申しましたが、60歳以上は、ネット環境がないという中で人生の大半を過ごしてきております。そういうことを少し意識していただくだけでも、受け手にとっては分かりやすい言葉選びになるのではないかと思います。

ちょっとこれは余談なんですけど、今からですね、私、文書を読みますので、よく聞いてください。「昨日、いつメンに久しぶりに会ったらメンヘルヤバかったよ。だから、おしゃピクで映えようってテンアゲだったんだけど、マスクの話で大久保さん化してきたよねって萎えた。それってヤバタニエンだよ。秒でお手入れしなきゃだからフロリダするね」。お分かりになりましたか、市長、眉間にしわがよっていますが、最後の「フロリダするね」だけ言いますけど、これLINEとかでグループ内でやってて、私お風呂に入るからこのLINEから離脱するねということを、フロリダするねっていうんだそうです。これで、これ今いわゆるJK言葉って言われるものなんですけども。こういうふうですね、仲間うちでは円滑な伝達、それと友達同士のね、友情のあかしみたいなものもありますし、共通認識のために必要な言葉かもしれませんが、ほかでは通じませんよね。高齢者の方が今聞いていらっしゃるというのは、ここまでは言いませんが、これに近いことがあるということを覚えていていただきたいと思います。これの意味が知りたい方は、後ほど私のところまでお出でください。

それではですね、ダブるようですが、年齢層による理解度をどう捉えていらっしゃるのか。そう考える根拠について伺いをいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

広く市民の皆様にお伝えしなければならない広報等については、義務教育課程である中学校2年生が理解できる文書で表現するように努めております。

一方、本市で使用している外来語・カタカナ語に言い換え例マニュアルには、カタカナ語ごとにその言葉の全体——これ16歳から59歳までの理解度と、60歳以上の理解度を星印の数で示しております。これは国立国語研究所の外国語定着度調査によるものでございまして、個々のカタカナ語の年齢による分かりにくさを知る目安として示すことで、発出する文書や説明会等の対象者の年齢によって言い換えが必要であると判断しているところでございます。

例を申し上げますと、アイドリングストップという言葉がありますが、これは全体では50～75%の人が理解できるという言葉でございまして、星3つでございます。60歳以上は星2つで25～50%の方が理解ができるだろうということでございます。

もう一つ、デイサービス、これ和製英語でございますが、これは全体で星4つの75%以上の方が理解できる。60歳以上の方は、星3つでございまして、50～75%の方が理解できるデイサービスという言葉でございます。こういったことで判断をしているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、日々新しい言葉が生まれており、言葉の選択にはさらに配慮する必要があると感じておりますが、この時代のスピードの中で、高齢者の皆様には、できる限り注釈や補完する表現でお伝えし、若年層には教育的配慮や世界基準なども伝えていくことも我々の責任だろうと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 年代別の理解度というのが、そういうのがデータがあるということを理解いたしました。新聞と同じ中学2年生が基準ということですが、今の中学2年生ですよ。今、小学1年生から英語教育とタブレットを使ったIT教育ですか、始まっております。その子たちが中学2年生になる2028年の新聞が私には読めるかどうか、今から不安を抱えているところでございます。

また、よくホームページを御覧くださいという文書もありますし、案内もありますが、ホームページで情報を取れるということは、ネット環境、器具、機械ですとか、インターネットの契約とか、そういうのが整っているということが前提条件になっておりますが、ネット環境が整っている人はどれくらいいるかということを考えていらっしゃいますか。

そもそも、ホームページを見てくださいと進めるというのは、「ネット環境は既に整っているでしょ。ホームページに詳しく載せてあるから、ここには詳しくは書きませんよ」という受け止め方もできるわけです。いわゆる上から目線というやつですね。

そして、問題なのが見てくださいと進められる割には、市の公式ホームページは見にくい
です。市の公式ホームページ内で検索をすると、よそのページへ飛ばされます。もうどこを
見ていいかわからない。調べたいことに辿り着かない。実際ですね、とっても分かりやすい
自治体のホームページも存在しますので、この点についての改善もできないかということも
併せてお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君） お答えいたします。

総務省発表の令和2年通信利用動向調査の結果によりますと、全国のインターネット利用
者の割合は約83.4%であり、13歳から59歳の各年齢層で9割を超えている状況でございます。
それ以上の年齢になりますと、60代は約83%、70代は約60%、80代以上は約26%でございま
す。本市で独自のインターネット利用状況調査は行っておりませんが、都道府県別インター
ネットの利用状況を見ますと、熊本県は78.4%と、全国平均に比べるとやや低い状況にあり、
本市でも全国の例に倣って、高齢者ほど利用状況は低くなるものと推察をしております。

このようなインターネットを使える人とそうでない人の情報格差のことをデジタルデバイ
ドと言いますが、先ほどの宮原議員の御質問でもいろいろ御指摘を受けたところでございま
すが、その対策につきましては、全国的な課題であり、国におきましても、デジタル技術に
よる行政サービスの改善、すなわちデジタル・ガバメント実行計画——これも横文字で申し
訳ございませんが——における施策の1つとして、対策が掲げられておりますので、本市も
国により対策支援等の活用も含めて検討して、情報弱者のほうの対応をしてみたいとい
うふうに考えております。

次に、市のホームページにつきましては、これまでも定期的に改良を行っておりますが、
使いにくいとか、見えにくいという、見づらいという御意見等もいただいております。今後
も随時、デザインの改修や検索システムの改良などを行い、使う側にとってより使いやすい
ホームページを目指して、さらなる改良を図ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 60歳以上の方が80%を超え、70代の方が60%を超えてインターネット
の利用をしているということですが、このインターネットというのはメールとかも含まれて
いると思うんですね。一番多いのが、孫とのテレビ電話をするためにじいちゃん、ばあちゃ
ん、LINEをとりなさいと言って入れていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。そ
ういうのも入れての数字だと思います。高齢者のスマホの保有率イコールインターネットが
利用できるということでは決してないということです。そこは御承知おきだとは思いますが
けれども、あえて言わせていただきます。

高齢者にこそ使いやすいものだとは私は一応思っております。キャッシュレス、お金払わ
ずにスマホで決済ができるというのはとっても便利だと思いますし、きじこも早速昨日使っ

てまいりました。使った先が調剤薬局という、やはり高齢者の場所ではございましたが、使ってまいりました。

高齢者になりますと、新しいことに挑戦するのはおっくうでもあり、臆病でもあります。また、若い人たちのようにどんどん吸収できません。覚えることより忘れることのほうが多くなっていくんですね。それが年を重ねることだと思います。

これからますます高齢化が進みます。そして、今こうやって一応 i P h o n e というのを使いこなしている私が10年先にそれを使いこなせる能力が残っているかというのも、またここは疑問になってきます。どうぞですね、誰一人取り残さない政策ということでございますので、御理解をいただきまして、執行部の皆さんには丁寧な市民サービスをお願いしたいと思います。

それでは、情報弱者について、最後の質問です。機構改革が今度行われます。部署の統廃合は縦割り行政の解消にもなりますし、いろんなことでスムーズに事ができるんだとは思いますがけれども、はたから見ればですね、ますます分かりづらくなるということも含んでおります。今でもですね、コロナ、災害以降ですね、私はもうよく分かりません。役所への電話って結構ハードルが高いんですよ。さっき言ったみたいに、どこにかけていいか分からない。何と言っていいか分からない。それで諦めてしまう方もいらっしゃるということを聞いております。現在の電話交換ではなく、一旦、1か所で受けて、まず話を聞き、担当部署につながるという専門の電話受付の設置はできないでしょうか、このことについてお伺いいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

本市の電話交換業務につきましては、会計年度任用職員3名が開庁日に、通常は2名体制でシフトを組みまして、朝8時30分から夕方5時15分まで対応に当たっているところでございます。

電話対応につきましては、電話交換手に各課の業務内容と内線番号を記載した対応マニュアルを渡しまして、担当課が不明な場合は、一旦内容をお聞きし、中身を精査した上で担当課におつなぎする方式で、相手の立場に立ち、丁寧で分かりやすい対応を指導をしております。対応に際し、御礼のお言葉を頂戴することもあるようでございます。

また、昨年の豪雨災害時におきましては、混雑する電話応対の中で、苦情に対しても交換手が苦情の内容を聞き取り、処理に最適な担当課におつなぎするといったクッション的な役割を果たす役割をしてきた経緯もございます。

一方で、議員おっしゃいますように、年に数件、どの部署に転送してよいか分からないケースがございまして、そのような場合は、総務課、もしくは行財政改革課の職員に内容を確認し、担当課へつなぐようにしております。内容によっては、市の業務ではなく、国や県が業務の窓口となるケースもあるようでございますので、その際には、若干のお時間を頂戴し、不便さを感じられたことはあるかというふうに存じております。

それから、交換手を必要としない方法といたしまして、ダイヤルイン方式というのがございまして、これは代表電話に一旦かけ、ガイダンスに従い、内線番号を押すと担当課につながるものでございますけれども、担当課が分からない場合は、庁舎内の電話管理担当課につながる仕組みとなっております。

県下各市の状況でございますが、交換手の直接雇用、または交換業務を委託している自治体が本市を含めて6市、それから、委託または直接雇用とダイヤルイン方式の併用が5市、ダイヤルインのみが3市となっております。

ダイヤルイン方式と交換手の併用をしている市におきましては、ダイヤルインでうまく担当課につながらない場合に、庁舎内電話の管理担当課の職員が電話対応に迫られるため、別途に交換手を雇わなければならない。管理担当課を設置しない場合には、総合窓口受付業務へ電話交換業務を別途委託しなければならないなど、交換手の雇用と委託を別途必要とするといった課題もあるようでございます。

議員御指摘の担当部署につなぐ専門の電話受付を設置できないかということでございますけれども、各市で上げられている課題などを含め、費用面と利便性のメリット・デメリットを検証していく必要があるというふうに考えております。

特に来年度は新庁舎の供用開始が予定をされておまして、これまで分散していた庁舎機能も集約されることを考えますと、混乱を招かないためにも当面はこれまでどおり、現行の電話交換体制を維持しつつ、市民の方々にとってハードルが高くない、電話をかけやすい環境となるようより親切、丁寧な対応と仕組みを構築していく必要があるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 私も電話交換の方には、大変お世話になっておりますし、丁寧な対応をしていただいております。

職員数、費用の問題等あることは理解はしておりますが、既に高齢社会となっている本市において、今後も引き続き検討すべき課題だと私は考えております。

また、今すぐにできることは、現在の体制でも電話交換が総合窓口のような役割を果たしているということを、電話をかけやすいんだよということを市民の皆様にお知らせをいただくようなことをやっていただければと思います。

それでは、情報弱者についての質問を終わしまして、次に、防災ラジオについて質問をいたします。

11月に配布が始まりました。今、何件の配布状況となっているのか。また、9月の質問のときに、障害者手帳を持ってなくとも文字放送が付いたのに対応ができるということをおっしゃっていましたが、実際にそういう機器を希望した人はいらったのか、併せて

お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

防災ラジオの配布状況でございますが、3,600台を被災を受けられた世帯等に対し、配送を行ったところでございます。

その後、世界的な半導体不足により製造が遅れておりました防災ラジオが10月に納品がされたことに伴いまして、カルチャーパレスホール棟におきまして、「10月4日」から19日まで、各校区ごとの受付を行い、配布を行ったところでございます。

現在の配布状況でございますが、約6,000件の防災ラジオを配布したところでございます。昨日までの配布でございますが、11月末の世帯数1万5,301世帯に対しまして、6月に配布したものを合わせますと9,699件の配布件数となっております。

それから、文字表示付防災ラジオの配布につきましては、受付時に身体または聴覚等の障害者手帳、情報の確認を行いまして、現在、56世帯に配布を行っているところでございます。

それから、議員お尋ねの受付に確認等を行いまして、身体または聴覚の障害者手帳をお持ちではなく、文字表示付防災ラジオを希望される世帯につきましては配布を行っておりまして、現在、5世帯に配布を行ったということでございます。

今後は、防災安全課での受付を随時行ってまいりますので、家庭の状況確認等を行いながら、配布を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 約3分の1ほどの世帯にまだ未配布だということでございます。この中には世帯分離の世帯も含まれていると思いますので、この数が全部そうだとは思いませんが、未配布世帯への対応について、先日、本村議員の一般質問のほうで答弁いただいておりますが、世帯数が多い町内は、町内会長さんとか、民生委員さんだけでは手に負えないと思います。そういうときに、個人情報保護のこともありますが、自主防災組織や班長さんの協力を得て対応するということは可能でしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

本村議員の一般質問で御答弁をさせていただいておりますけれども、受取状況の集計ができ次第、町内会長様へリストをお渡しし、情報を頂きながら各世帯に防災ラジオの配布と皆様の協力のもと行ってまいりたいというふうに存じます。

取りに來られない方等の対応といたしまして、今後、各校区に伺いまして、受け取りをお願いしてまいりたいと存じます。

それから、自主防災組織や班長の対応につきましては、各町内会での対応をお願いしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5 番。西洋子議員。

○5 番（西 洋子君） 先日の本村議員への答弁の中で、市職員が配布をすることもあるような答弁があったと思いますが、誰でも代理受け取りが可能なのに、市の職員が出かけなければいけないという状況は、それこそ情報弱者であるとか、ふだんから少し孤立をされていたりする御家庭もあるのではないかなというふうにも考えられますので、そういうところも、配達だけではなく、関係部署のほうへとつないでいただければと思います。

それでは、放送内容なんですが、屋外でしゃべっているものと全く同じ内容が防災ラジオからは流れますか、お尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

この防災ラジオにつきましては、災害時及び通常時におきまして、屋外スピーカーの放送が聞こえない、聞き取りにくいという意見が多数あったことから、通常時から市民に対し、放送内容が聞こえるように導入したものでございますので、放送内容としましては、屋外スピーカー、それから防災ラジオの放送内容は同じ内容となっております。

ただし、放送の流し方につきましては、設定により、屋外スピーカーのみであるとか、防災ラジオのみの放送ができ、また、人吉市からの土砂災害警報等を発令する場合におきましては、各校区ごとに発令する必要があるため、各校区での放送もできる仕組みとなっております。

今までも通常時におきまして、屋外スピーカーから市からのお知らせ等も行っておりまして、今後はこの防災ラジオも利用いたしまして、お知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5 番。西洋子議員。

○5 番（西 洋子君） 校区ごとの放送、土砂災害等はそういうふうにするということでしたが、ダムとか球磨川の情報については、校区関係なく流していただくことを要望いたします。

それと、お知らせランプが問題となっている現実があります。それは1回1回聞くのが面倒くさい。しつこい、気がめいる、だから布団にくるみました、こたつに入れました、最後は、もう面倒くさいから電源抜いてますっていうところまでいらっしゃいます。これでは、お知らせが本末転倒となるわけですが、放送内容の変更とか、選択とか、そういうのはシステム上可能でしょうか。お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

防災ラジオでございますけれども、実際防災ラジオのほうで放送する内容を聞かないようにする、聞くようにするという、そういった切替えの機能はございませんので、放送が流れてきた場合は、その防災ラジオから放送する内容が自動的に流れるという設定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5 番。西洋子議員。

○5 番（西 洋子君） それでは、ちょっと副市長にお伺いしたいんですが、副市長はサイレンが鳴ったときってどういう感覚になられますか。

○副市長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

防災サイレンが鳴ったときということによろしいでしょうか。はい。基本的にその防災サイレンが鳴るっていう場合は、これはやっぱり緊急のサイレンでそういった音を鳴らすということでございますので、その後に、こういった状況でそのサイレンが鳴ったかということをやっぱり耳を傾けて、やはり市民の方は行動を移されると思いますので、そのサイレンの後に音声で、きちんとこういったことでサイレンを鳴らしたということ把握した上で、何て言うんですかね、やはり余裕をもってやはり行動しないと、あまりサイレンが鳴ったからと言って突然行動を起こしますと、けがをしたりいろいろありますので、やはりそういった対応を含めて、そういったサイレンの対応を心がけなければならないというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5 番。西洋子議員。

○5 番（西 洋子君） 突然でありがとうございました。

それでは、市長にお伺いいたします。市長は赤ランプを見るとどういう感覚を覚えられますか。赤いランプの点滅です。

○市長（松岡隼人君） はい、お答えいたします。

どちらかというと、その情報を出すほうですので、受ける側として考えたことがあまり最近はないというのが正直なところですが、我々としては、通常時と違うような状況ですよということをお知らせする、先のサイレンにしる、色にしる、そういう意図を持ってお知らせをしておりますので、何か通常とは違うんだぞというふうに思っただけいたら、我々の情報発信の仕方としては大きく間違っていないのではないかというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5 番。西洋子議員。

○5 番（西 洋子君） ありがとうございます。

サイレンも、赤ランプも、私たちはまずドキッとすると思うんですね。何かある、緊急だ、異常事態が発生した、そういうふうに普通感じるものだと思っておりますが、その赤ランプが、もう身近にあるんですね。いつから始終付いているんですよね。あの聞き直しするために。で、私は聞いて欲しいから赤ランプが付いているっていうのは理解はできるんですが、日常生活の中にしょっちゅう赤ランプが目に入るというのは、これは緊急性が薄れていくようなことはないかと、ちょっと懸念しているわけです。少なくとも、あれには防災ラジオと貼ってありますので、税金払ってください、税金払うのは確かに大事なことです、

そういうことで赤ランプが月末になるといつも付くというのはいかななものかと思っておりますので、これは機械の関係もありますでしょうから、メーカーさんあたりともう一度よく協議をなさって聞いていただきたいと思います。

それでは、防災ラジオの最後の質問です。9月の質問で、事業所への配布について聞いております。全戸の配布が終わったときに事業所への配布については検討するということがございました。その後はどういうふうになっておりますでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

今回、防災ラジオの配布期間中に市民の方からも事業所の防災ラジオはないのかといった問い合わせがっております。現在、導入自治体の状況につきまして情報収集しているところでございまして、事業所の分につきましては、有償、無償を含め検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） はい、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問、球磨川流域復興基金について質問をいたします。県の球磨川流域復興基金条例第1条にある、球磨川水系の流域という範囲はどこからどこまででしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

熊本県球磨川流域復興基金でございますが、熊本県が令和2年9月に基金総額を30億円として創設した基金でございまして、その交付対象団体を球磨川流域12市町村、八代市、芦北町、人吉市、球磨郡9町村とされておるところでございまして。ですので、球磨川水系の流域の範囲というのは、今申し上げた市町村とされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） はい、範囲は確認いたしました。八代市で言えば、泉町とかですね、そういうところも含まれるということだと理解をいたしました。

それでは、総額30億円のうち、令和2年度に当該市町村と本市に交付された額についてお伺いいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

球磨川流域復興基金につきましては、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金につきましても同基金事業として実施されておりますので、その事業を含めた額でお答えをいたします。

熊本県におきまして、該当市町村に令和2年度として交付された額につきましては、基金の事業の令和2年7月豪雨被害被災者等支援交付金と球磨川水系防災・減災ソフト対策等補

助金の合計額といたしまして1億8,657万7,000円でございます。

なお、本市における交付額でございますが、両事業の合計額といたしまして3,218万5,000円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） それでは、本市においていろんな事業メニューがございますが、令和2年度には4つの事業だったかと思いますが、今年度の分も含めまして、今まで要望したものについて、要望したとおりの交付が行われているのかどうかをお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

現在、県におきまして豪雨災害に関連し、26の事業が基金事業として示されております。基金事業と申しましても、その性質上、県の補助事業でございまして、当然それぞれの事業メニューの中で対象とする経費等が定められているところでございます。

本市でも復旧・復興、被災者支援を担当する所管課におきまして、県の担当課と調整を図り、それぞれの交付基準に沿って申請等を行っておりまして、現在のところ事業が推進できているところでございます。

また、熊本県におきましては、復興基金の設置目的の中に被災市町村の復旧・復興のニーズへの対応と既存の国・県の制度等で対応が困難なケースへの対応も含まれておりまして、今後、本市の復興及び被災者支援を進める上で御相談ができるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 基金の受入れ方というか、使い方なんですけど、熊本地震のもまだ続いております。細く長くというのと、太く短くと、今たくさん使ってほしい、そういうふうな要望も聞かれるところでございます。時がたつてまいりますと、課題は当然変わっていくと思いますが、今後、基金事業として継続して要求していくことはできるのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

熊本県におかれましては、基金総額30億円を活用し、引き続き、流域12市町村の復旧・復興、被災者支援を進めていただくものと理解をしております。その中では、当然、復旧・復興の過程により、事業の目的が達成できたものは廃止をされ、新たなニーズにより事業化が必要なものにつきましては、事業の創設、追加などがされていくものと思っております。

本市が豪雨災害からの復旧・復興を進める上で重要な点の1つといたしまして、積極的に国・県に御相談申し上げ、御支援・御協力を仰ぐということが挙げられます。熊本県におかれましても、令和2年7月豪雨に伴う被災市町村及び被災者の支援を県の重要課題とされておりますことから、しっかりと連携を取りまして、今後、復旧・復興事業を進めてまいりた

いと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 5番。西洋子議員。

○5番（西 洋子君） 被災された方にとっての復興は災害前の生活を取り戻すことができることだと思います。行政が言う復興とはまた少し性質が違うのかなとも思っております。これから必要に応じたメニューが増えていくものと期待しております。被災者の皆様に一日も早い穏やかな暮らしが戻りますように、国・県の制度を1つでも多く、少しでも早く獲得していただきますようお願いいたします。

また、先ほど副市長と市長にサイレンと赤いランプのことで突然の質問いたしました、お二人とも発信するほうの立場でのお答えをされました。で、市長はあまり受けるほうは最近考えてないとおっしゃいましたが、何でも発信する側ではなく、いつでも受け取るほうの側に立った感覚を持っていないと一方通行になることもあると思いますので、その辺はどうぞ御注意いただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申出

○議長（西 信八郎君） ここで執行部から発言の申出がありますので、これを許可します。

○総務部長（小澤洋之君） 貴重な時間をいただき申し訳ございません。

私が午前中の一般質問で答弁いたしました内容で1か所訂正をお願いしたいと存じます。本日、午前の西洋子議員の2項目め、防災ラジオについての配布状況についての質問に対しまして、カルチャーパレスホール棟における配布の開始日を「10月4日」と申し上げましたが、正しくは「11月4日」でございます。訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳ございません。

○議長（西 信八郎君） ただいまの発言の訂正につきましては、許可することといたします。

一般質問

○議長（西 信八郎君） それでは、一般質問を続けます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の池田芳隆でございます。

12月議会最後の一般質問ということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。今回は、きじうまコインの活用と今後について、18歳成人に向けての学校での取り組みについて、成績評価の2学期制について、スクールカウンセラーの現状について、機構改革についての以上5項目について質問を行います。

まずは、きじうまコインについてお尋ねいたします。広報ひとよしの11月号で、市では令和2年7月豪雨復興、新型コロナウイルス感染症経済対策事業として、きじうまコインの運用を12月から開始します。このコインは、きじ馬スタンプ協同組合、人吉市、人吉商工会議所が連携して取り組む電子地域通貨です。市内の加盟店での買い物に利用することができ、お得なデジタルプレミアム商品券としてきじうまコインの初回チャージの最大5,000円分、先着5,000名様のコインがもらえる特典もあります。詳しくは広報ひとよし12月号に掲載しますという記事があり、広報ひとよし12月号の最終ページに申込み方法等について詳細が記載されています。この記事の表題には、地域への想いを形にした電子地域通貨きじうまコイン（きじこ）を開始しますと書かれています。実際に12月6日からこのきじうまコインのアプリのダウンロードが始まっておりますので、この事業というのが始まったのかなと感じたところでございます。

ここで質問でございます。地域通貨の導入地域と実績ですね、どういうものがあるか御教示をお願いいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

デジタル地域通貨を導入する地域は全国的にも増加をしておりますが、導入事例としまして、著名な地域で申し上げますと、岐阜県高山市のさるぼぼコイン、千葉県木更津市のアクアコイン、東京都世田谷区のせたがやP a y、また、九州では長崎県の南島原市のM I N Aコインなどがございます。

先行事例の実績でございますが、2017年に開始されましたさるぼぼコインは、ダウンロードの件数が約5万件、加盟店が約1,800件、通算の流通額は約50億円ということでございます。また、翌年2018年に開始されましたアクアコイン、これは木更津のアクアコインでございますが、これはダウンロード件数が約2万5,000件、加盟店が約900件、通算の流通額が約7億円と、次に、2021年、本年でございますけど、開始されましたせたがやP a yは、ダウンロード件数が約4万件、加盟店約1,300件、通算の流通額が約10億円、同じく、本年2021年に開始されましたM I N Aコインは、ダウンロード数が1万8,000件、加盟店約400件、通算流通額は約7億円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 4地域ほど先進事例ということで御紹介いただきました。実際に地方自治体が独自でスタートさせていくというのはかなり難しい問題があるかと思っております。ですので、先進事例を真似をして、いいところは取って進めていくということはもう大変大切なことだと思っております。ただ人によってはですね、二番煎じだからどうのこうのという違うところで言われる方もいらっしゃるんですけども、やはりよい先進事例に従い、人吉市にあった事業に昇華していただいて推進していくことが大切だと思っております。

この4つほど出されましたけども、この中でですね、特に人吉市が合うかなということで、どこかのモデルを自治体としてされていると思いますけど、モデル自治体についてお伝えください。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

モデルとした地域についてのお尋ねでございますが、特徴それぞれございまして、まず運営体制につきましては、商店街組織がコインの発行主体となっております東京都世田谷区のせたがやP a yを、それと取組事例や今後目指す姿としましては、行政主導と金融機関との連携で進められております千葉県木更津市のアクアコインでございます。せたがやP a yにつきましては、金融機関がコイン発行主体ではないケースでございまして、本市と類似したケースでございまして、商店街組織が中心となり、金融機関との連携により運用されておまして、地元商店街の活性化に関わる新たな実践としてのチャレンジをされておるところでございます。アクアコインにつきましては、地場の信用金庫が主体でございますけども、木更津市、自治体が連携をされまして、地域コミュニティーや健康増進といった行政の施策推進策として行政ポイントを発行されるなど、金融機関と行政が連携した取組でございまして、今後の展開も含めて参考とさせていただいている取組となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 何を行うにもメリット・デメリットがあると思っています。言われたとおりに、金融機関を通さないコインであったりとか、金融機関が通ったコインなどあるということでございますけども、この事業を実施するに当たり、人吉市民にとって、人吉市にとってどのようになるかというのがちょっと気になるところでございます。まず、最初のスタートの問題として、アプリをダウンロードしてチャージした端末ですね。結局、携帯1台について5,000円を付与するのか。例えば、お一人で2台持っていいらっしゃる方はどちらもチャージすればその人には5,000円、5,000円でお金をもらうことができる。また、家族ですね、多人数の家族、3人、4人、5人いらっしゃるれば、その世帯には、例えば、5人いらっしゃるら2万5,000円チャージすることによって2万5,000円のお金が付与されることになる。あと、食べ飲み商品券ですかね、この場合は、1世帯当たりには上限を設定されて1万円、1万5,000円分を配布される。あくまでもこれ世帯設定という形があっていました。今回

の場合には、もう世帯設定というのが存在するのか。さっき言ったように、1人5,000円だったら世帯人数全部にお金が付与されているのか。アプリをインストールする端末を持たない人にメリットというのは、今回、正直存在しない。午前中の一般質問の中でも言われましたとおり、情報端末ですね、ああいうものというのがどれだけ広がっているかといったときに、じゃあそういう人たちに入っていくのか。

あと人吉市は昨年だったですかね、P a y P a yを事業者さんたちに電子通貨を入れるよにということでお話があつて、幾つかの事業者、飲食店も含め、P a y P a yが入っているところがほとんどなのかなというのを見ているところでございます。入っているのにかかわらず、今度新たにきじうまコインを導入することで、そういうところの負担、新たな機器の導入であつたり、そういう負担というのは発生してこないのか。

あと、今回、5,000ポイントの5,000件、2,500万円というお金が発生しています。これの財源というのもですね、ちょっと疑問がございまして、お金がないお金がないと言われながらもこういうお金の支出があつていると。いろいろ私の中で問題点とかですね、設定が出てきておりましたので、メリット・デメリットを含めたところで御回答をお願いいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

最初にメリット、それとデメリットと申しますか、今後の課題について、この概要につきまして述べさせていただきます。

まず、メリットでございますが、P a y P a y、L I N E P a yをはじめとして、全国的に展開をされておりますデジタル通貨は、当然のことながら全国の登録店舗で利用できるものでありまして、非常に便利なものでございますけれども、きじうまコインにつきましては、現金をチャージした時点で人吉市内でしか現時点では利用できないコインに変換をされることで、域内の経済の循環の一助になると存じておるところでございます。

また、加盟店の加盟基準を原則本社・本店が人吉球磨管内にある事業所に限定させていただいておりますので、使用されたコインが地域に滞留する効果から、お金の域内循環と域外流出を抑える一定の効果を期待しているところでございます。

なお、今年度、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策は全国各地で実施をされましたが、デジタル地域通貨を導入している地域におきましては、デジタル版のプレミアム商品券を発行することで、時間とコストを要する紙によるプレミアム商品券と比較して、低コストで、かつ、スピーディーに経済対策を実施されており、今後、本市でもきじうまコインを活用した同様の施策が実施可能となるというところでございます。

また、これは今後の期待を込めてでございますが、地域への思いを形にした電子マネーとして、地場企業を応援する気持ちの醸成や創業者の支援、企業創業者の支援ですね、あるいは、利用される様々な場面で地域への思いを感じながら利用されるものとなって欲しいと願っているところでございます。

一方、今後の課題でございますが、先ほどと逆でございます、利用される地域や店舗が限られておりますので、域外では利用できないということは、利用者にとってはちょっと不便かなというところはあろうかと思います。

また、P a y P a yやL I N E P a yをはじめとした大手が展開しているデジタル通貨につきましても、銀行口座やクレジットカードへひもづけがされている部分が多ございますので、逐次、チャージが不要となる機能があると。自動チャージするとかですね、チャージしやすいというところがございます。さらに、様々なポイント付与機能も充実しておりますので、各種特典なども展開されておりますが、きじうまコインにつきましても、現時点においては、これらの機能がございません。

そのほか、先行事例で紹介しました、さるぼぼコイン、アクアコイン、M I N Aコインについては、金融機関がコインの発行主体となっておりますので、利用者間、あるいは事業者間の送金などをこのコインで行えると。二次流通ができるということや、銀行口座と直接ひもづけることができるなど、為替取引や資金移動業の資格を持っている金融機関であるがゆえにできるサービス機能がありまして、金融機関がコイン発行主体ではない本市のきじうまコインにつきましても、現時点ではサービスの質が劣る面があるのは事実でございますが、これは今後、向上、改善させるべき課題というふうに認識をしているところでございます。

最後になりましたが、先ほど財源について触れていただきましたけれども、きじうまコインを使ったプレミアム商品券事業についてでございますが、これはプレミアム部分の財源2,500万円につきましても、新型コロナウイルス感染症対策と位置づけまして、全額国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを財源とさせていただいております。

次に、プレミアム分を付与する仕組みでございますけれども、これはダウンロードしてチャージする際に、議員もおっしゃいましたように、端末機1台につき5,000円を付与するものでございまして、複数台お持ちの方、あるいは御家族で複数台所有される方などは確かに有利な仕様になっていることは否めず、スマートフォンをお持ちでない方は利用できないといった面はあるのは事実でございます。また、世帯当たりの上限設定等は設けておりませんので、そういった意味では、御利用できない方もおられるかもしれませんが、これは今回の取組が事業者様のほうにお金が行くという経済対策を主眼に置いた取組としているためでございますので、何とぞ御理解をいただければと思っております。

次に、加えますけれども、きじうまコイン導入に関わる事業者様の負担でございますけれども、導入経費はかかりませんが、運用経費としまして、いわゆる決済をしていただく場合、コインを日本円に変えていただく場合は1.5%の手数料を頂く仕様となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） ありがとうございます。

実際にこのきじうまコインが導入されるまでですね、実はこれ前年度の事業として一番最初に始まっているはずですよ。今年の2月ですね、プロポーザルということで事業所が決まって、実際、現在まで半年ほどかかったというところもございます。今後、人吉市がどういうふうに進んでいくかということをお尋ねしようと思うんですけども、実際、始まったということで、今からここに議場内にいらっしゃる皆さんにも、ダウンロードしていただいて活性化していただくためにというのはお願いすべきことなんでしょうけども、実際、今度は利用できる店舗、人吉市として今始めましたよと。ただ、始めましたよだけでは難しいと思いますので、実際に12月6日からダウンロードが始まりましたけども、利用できる店舗数、店舗数で結構ですので、分かれば業種も教えていただければ。最低でもどれぐらいのお店で使えるということを教えていただければ助かります。お願いいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

本日現在約40店舗でございます、まずは100店舗を目指して頑張りたいと思っていますところでございます。業種につきましては、市内の域内資本であります2つのスーパーはじめ、飲食店の一部、あるいは小売店の一部、調剤薬局、今、ちょっと西議員のお話にありましたけども、薬局の一部、その他事業所で利用できるというふうな状況でございます。

以上でございます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 今回、新型コロナウイルス感染症対策の事業としてのきじうまコインの導入と、12月から開始しますと。地域に思いを形にした電子地域通貨きじうまコイン（きじこ）を開始しますということなんですが、今回の通貨というのは、あくまでも言われてますけど、実を言うと、市長が今期当選されたときですね、最初からイメージされてた1つのマニフェストの1つですね。それとして、今回の通貨というのは始まっているのかなとは思ってはいます。私はそういうふうには受け取っています。

私は、基本的には現在のままのきじうまコイン（きじこ）は反対です。今のままでは。スーパージティ構想の中での流通云々という話が出てましたので、それを含めて大きな意味ではやはり大事なことなんでしょうと思いますけども、今のままでは、要は1つは、今回の2,500万円というお金が動きますけども、じゃあそのポイントがなくなったら、次というのはどうなるのという話が1つ。

もう一つは、やはり利用できる場所がいかに少ない。結局、チャージをしても、結局これ期間は1年間がチャージしたときの期限だったと、購入してから1年間が使えるという期限ですね。そういう時間的制約のある中、お金を使っていただく。実際に、ちょっと見てみたら、この地域通貨というのは2000年代ですね、今から20年ほど前に全体的にはやったというところで、当時はマックスで3,000件ぐらい地域通貨というのはあったそうです。

ただ、それが成功事例というのが、実際にかなり少なくて、今回紹介されなかったんですけど、アトムコインですかね、高田馬場かな、あちらのほうでやっているのがあるんですけど、これ一時期全国展開まで伸びたんですけども、最終的にはもう終息していつているという状態もあっている。ですので、このままでやっていかれるのであるならば、かなりの問題があるのかなと思っております。実際にコロナ対策でと言われて2,500万円使われていますけども、ほかに2,500万円に対して使い方っていうのがあったのではないかとというのが正直なところですね。実際、言いましたとおり、プレミアムコイン、このデジタル通貨との違いというのは、選択権が市民にない。普通のこの前の食べ飲み応援券というのは、買う買わないは本人の意志で買えるんですけども、今回のデジタル通貨というのは、自分の意志じゃないんですよね。端末があるかないかですよね。端末があるかないかで、しかもそれで買う買わないというところがあるので、ここに市民の中での格差というのが存在するのかなと思っております。

あと、モデルとしたところでいろいろ言われてますけども、せたがやや金融機関を入れないということですけども、総人口90万人ですかね、世田谷区全体で見ると、その規模のレベル。木更津アクアコインですかね、これ13万人、南島原市は4万3,000人、半分近くの方がダウンロードされてるので、これはすごいなと思ったところでした。あと、さるぼぼコインですね、高山市という表現されてますが、実質3、広域連携の3自治体でやっていらっしゃる。10万人です。今の状態で、できたとは多分言われなと思いますけども、やはりこれは市民がまたって言わないように、逆に、わあ、人吉はいい貨幣通貨を導入したと言われるように、これはもう頑張っていたきたいというか、みんなで盛り上げてやらないと、やってきた担当職員の時間とお金の無駄だと僕は思います。ですので、これはもう常日頃からやはり、各課、市全体でやっていただきたいということを推進していただくようお願いしたいと思います。本当これはもう最後は私からのお願いというか、やるんだったらきちんと、人吉の事業は全部中途半端と言われないうに、最後まできちんとやり遂げていただいて、全国から視察が来るようなものをしていただきたいと思います。これはもう答弁を求めませんので、頑張りましょう。よろしくお願いいたします。

では、次の質問にまいりたいと思います。18歳成人に向けての学校における取組についてお尋ねをしたいと思っております。

18歳成人という言い方は、実際はちょっと違うみたいで、本来は、成年年齢が18歳、成人ではなくて、成年年齢が18歳という言い方がよろしいそうです。2018年、平成30年6月に民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部改正をする法律が成立しました。改正法は、2022年4月1日から施行されます。

法務省のホームページのQ&Aの中に、消費者被害の拡大を懸念されますが、どのような対策を取るのですかという設問に対して、答えとして、民法では、未成年者が親の同意を得

ずに契約した場合に、原則して契約を取り消すことができると言われています。これ未成年者取消権ですね。未成年者取消権は、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしてきました。成年年齢を18歳に引き下げ場合には、18歳、19歳の方は未成年年齢取消権を行使することができなくなるため、悪質商法等による消費者被害が懸念されていますと。政府としては、小中高校等における消費者教育の充実、契約の重要性であったり、消費者の権利と責任などを若者に多い消費者被害を救済するための改正であったり、あと全国共通の3桁の電話番号ですね、消費者ホットライン、188、いややというものを周知するなどやりますということで、政府のほうは言っていますと。ただ、今後も、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催して、政府全体で環境整備に取り組んでいきたいと考えていますと記載されています。この中に、政府として小中高等学校における消費者教育の充実についてと書いてありますが、消費者教育に限らず、18歳成人についての取組、どのような取組をされているのかお尋ねしたいと思います。

○教育長（志波典明君） 議員の皆様、こんにちは。では、お答えをいたします。

今、御質問にございました小中学校での取組についてお答えをいたします。

現在、市内の小学校におきましては、10歳を迎えた4学年で10年後に成人を迎えることと関連させて、これから高学年となるこの時期に、その自覚と責任を高めるために、感謝の気持ちや将来の夢などを発表する2分の1成人式を行っているところがほとんどでございます。

また、中学校におきましては、将来の目標や決意などを明らかにすることで大人になる自覚を高めていくことを目的として数え年で15歳にあたる第2学年の生徒を対象に、1人の人として志を立て、人生の指針と強い意志を表明し、前向きに自己の将来を設計しようとする力を培うための立志式を毎年度行っております。

また、授業においても取り組んでございます。授業での取組につきましては、小学校高学年の家庭科におきまして、買い物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さと計画的な使い方などを理解する売買契約の基礎の学習を行います。また、社会科では、選挙権や裁判員制度の学習、税務署の方々をゲストティーチャーとしてお招きし、租税教室などに取り組んでいるところでございます。

中学校では、技術・家庭科におきまして、クレジットの三者間契約の仕組みと消費者契約のトラブル事例をもとに、被害に遭わないようにするための学習や社会科の公民的分野では、満18歳以上の選挙権をはじめ、権利、義務、責任といった内容の学習を行い、成年年齢の引下げを見据え、自立した1人の大人として責任を果たすことの重要性について考える授業が各学校におきまして様々に取り組まれているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 本当、2018年に決まって、来年の4月1日からはというところになり

ます。2018年のとき、今の高校3年生は中学3年生だったんですよね。実をいうと、もうそのときからやっていかなきゃいけないというのがもう今の時代になっているんですけど、もうそれを言っても切りがありませんので、来年4月1日から一応そういう形、18歳が成人ですよというのが法律になるんですけども、今後、今からの子供たち、まさに今から大人になっていくという子供たちに対して、市としてというか、教育委員会としてどのような取組を行っていくと考えていらっしゃるでしょうか。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

今回の民法改正は、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると考えられ、成年の定義が見直されることは議員御承知のとおりでございます。

また、平成24年12月13日に施行されました、消費者教育の推進に関する法律では、学校における消費者教育の推進がうたわれており、消費者教育の重要性が高まっていることは十分に認識しております。

教育委員会といたしましては、現在行われております各学校の取組を継続するとともに、今後は、限られた授業時間を有効に活用するためにも各教科との関連を図り、何を学んだかだけではなくて、何ができるかを重視した教科横断的、体系的な取組を取り入れていただき、消費者教育や参政権の重要性について、市内校長会に御理解を求めてまいりたいと存じます。

併せまして、本市で作成しております人吉市消費者教育推進計画に基づき、人吉市消費生活センターとの連携をさらに強化して、出前講座や国の消費者教育アドバイザー制度、熊本県金融広報委員会による講師派遣制度など、外部人材の活用につきましても継続して周知してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 高校でもですね、なかなか取組まれないことを早め早めに御検討いただいて誠にありがとうございます。

先ほど言いましたとおり、2018年の6月20日に公布されているんですけども、改正自体はもう140年ぶりの民法改正ですよね。最初の頃は、選挙権の問題であつたりとか、いろんなことが話題になったので、マスコミさんなんかも取り上げられたんですけども、実際に今この話題をするというのは、ほぼ僕聞いたことがないんですよ。実際、高校生、学校の高校の先生とお話しても、今までどおりの単なる就職、4月から就職、進学に向けての勉強会はやるけども、特段、18歳が成人になるんだよということに対しての動きというのはないことを聞いております。

今の18歳ですね、高校3年生はもう4月1日から成年です。大人扱いです。19歳の方ですね、今年の3月卒業された方も4月1日で大人の扱いです。ちょっと大人の扱いでというこ

とで勘違いされる場合があるんですけども、飲酒、喫煙、公営券の購入、勝馬投票券とか、勝舟投票券、俗に言う競輪、競馬、舟ですね。これは20歳からというんですね。法律が4月1日から変わりますので、そこをごっちゃにになってしまう。特に、情報をきちんと知らされていない、大人だから大丈夫だみたいな話になってしまうと、これは違うんですよと言わなきゃいけない。特に、一番しなきゃいけないのは、今の高校2年生ですね。高校生の間に成年になってしまうということなんです。勘違いを起こして、酒を飲んでちょっとお休みをもらう人が出てきたりとかですね、出てきたら大変なことになるんですけども、法律というのはですね、私、うんと思っているのが弱者の盾ではないんですよ。知っている人の盾なんです。ずるいんですよ、知らないと人は損するというのが、僕は法律だと思っています。これ悲しい現実なんですけども。ですので、本当18歳で大人になるっていうのをですね、市長にお願いしたいんですけども、広報ひとよしですね、ああいうものを活用していただいて、市民の多くに、18歳で大人なんだよということを知らしめていただきたい。そうしていかないと、ただでさえ大人ということでいろんな部分でトラブルが発生してくると思いますので、そこは十分私たち大人が注意していかなければならない、知らしめていく部分だろうと思いますので、必ず、広報ひとよしでの告知、周知徹底をお願いしたいと思っております。

次に、成績評価の2学期制についてお尋ねをしたいと思います。去年は、児童・生徒と接する時間も短く、評価、通知表を、2学期制にされたとお伺いいたしました。実際に去年はコロナ禍でということなんですけども、ちょっとネットで見ますと、実際にもう成績評価の2学期制というのが取り入れられている自治体、学校があると分かりました。

お尋ねですけども、現在、県内、管内において成績評価の2学期制を実施しているところというのはございますでしょうか。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

各小中学校の学期を3学期制とするか2学期制とするかにつきましては、それぞれの市町村教育委員会が学校運営管理規則において定めております。

また、通知表の作成、発行につきましては、各学校の校長の責任のもとに行われていることとなっております。したがって、学期制と通知表の回数は必ずしも一致するわけではございません。ですから、今回は成績評価に関する質問でございますので、議員言われましたように、通知表の年2回の発行についてということで説明をさせていただきます。

本市小中学校におきましては、議員御指摘のとおり、昨年度はコロナ禍の影響で5月末まで臨時休業が続いたこと、及び7月豪雨災害の影響によりまして、通知表の発行を年2回としましたが、本年度は従来の3回に戻しております。

なお、本年度、人吉球磨管内においては、通知表を年2回発行としている学校はございません。

県内においては、熊本市以外の小中学校につきましては、熊本県の資料によりますと、本年度2学期制が109校、2学期制の試行に取り組んでいる学校が12校となっております。このことから、2学期制と試行を合わせた少なくとも121校が通知表の年2回発行に取り組んでいると考えられます。この121校は熊本市以外の約34%の小中学校にあたります。

熊本市におきましては、本年度、3学期制のまま全ての小学校及び多くの中学校で通知表の発行は年2回とされておるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 先般、もう私もこの年でございますので、学校の校長先生をやっている同級生というのたくさんおります。学校の先生とですね、要は成績評価の2学期制を導入する話し合ったんですけども、こうやっぱりかなりメリットと、制度自体にですね、メリット・デメリットというのを判断するものがあるということで、先生からもお話を聞いたんですけども、そういうものが分かっている部分で結構ですので、メリット・デメリットがございましたらば御教示いただければ助かります。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

まず、メリットについてでございます。評価テスト、成績処理、事務処理の回数を見直すことによって授業時数の確保とともに、学習内容の確実な定着を図ることが期待できます。また、日々変化する児童・生徒の成長や変容を長い期間で捉え、細やかなデータの蓄積による精度の高い評価を保護者の皆様にお伝えすることができます。さらに、長期休業期間中に評価に係る事務整理の時間を十分に確保でき、そのことで先生方と児童・生徒が向き合う時間の確保が一層期待できると考えられます。

次に、デメリットといたしましては、保護者が子供の学習状況や生活状況等を知る機会が減ることが上げられます。このことにつきましては、近年、家庭訪問の在り方についての検討が加速し、年度初めの家庭訪問を簡素化または実施せず、その代わりといたしまして、夏休み期間中に教育相談を実施する学校も増えてきております。そのような機会を捉えて児童・生徒の状況を保護者の皆様にお伝えしていくことにより、通知表の発行回数の減少を補うことも可能と考えております。

本市におきましては、先ほど申し上げました、年2回の発行のメリットが多くあることから、実は市内の校長会でも検討が進められており、来年度は3学期制のままで通知表の年2回発行に試験的に取り組む方向で準備を進めておるところでございます。いずれにしましても、評価の前に指導があり、評価の後にも指導がある。このことに意識を高く持ち、評価の質を高めることは、指導の質を高めることであるということを認識し、日頃から児童・生徒の学習状況等を保護者に伝えていくことに積極的に取り組んでいただくよう、市内校長会議等をお願いしていく所存です。

さらに、各学校の管理職、教務主任等をメンバーとするプロジェクトチームを編成して、通知表の年2回発行により期待される成果と課題等の検証を行い、また、保護者の皆様の御意見等を伺いながら取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 新年度から試行とはいえですね、2学期制、勘違いしちゃいけないのは、3学期はあるけども通知表は2回だよということですよ。ということを勘違いしないようにということになると。私的には、個人的にはとっても賛成なことですね。2回でされることで、要は、そんないきなり変わるものではないので、1学期と3学期がですね。確かに、でも子供たち伸びますので、1学期にきちんと一度評価していただいて、それを踏まえた上で後半部分を評価していただくということになるのかと思っております。

ただ、制度が変わるときには、やはり保護者のほうが混乱をする場合がありますので、そこはもうPTAのほうにですね、きちんと御相談いただきまして、御説明いただいて対応していただければと思います。

先生方も子供たちと触れる期間がかなり増えてくると思いますので、よりよい指導ができるのかなと思っておりますので、大変期待をしているところでございます。

次の質問にまいります。スクールカウンセラーの現状についてお伺いをしたいと思います。

6月の一般質問でいじめに対するスクールカウンセラーの状況ということで一度お尋ねはしているんですけども、ちょうど被災から2回目の受験シーズンですね、今度の2つ目の正月を経てまた受験シーズンになってまいります。まだまだ仮設住宅に住まれてたり、本来の家から通えていない子供たち、児童・生徒がたくさんいると思いますけども、被災に対する心理状況であったりとかですね、今は小学校からお受験等々があつて、中学校に限らずですね、受験、進学をする子供などがたくさんいるかと思えますけど、そのスクールカウンセラーへの相談状況というものを教えていただければと思います。

加えて、これだけに特化してしまうと難しい部分があるかもしれませんので、全体的な御回答で構いませんので、スクールカウンセラーがどういうふうに関現在活用されているかというのを御回答をお願いいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

はじめに、本市のスクールカウンセラーの配置状況について御説明をいたします。スクールカウンセラーの配置につきましては、県の事業として実施されておまして、本年度は第一中学校及び第二中学校にスクールカウンセラーが配置されております。人吉東小学校、東間小学校、そして西瀬小学校、中原小学校につきましては、対象校として、中学校に配置されたスクールカウンセラーが定期的に訪問し、活動をいただいているところでございます。その他の小中学校につきましては、必要に応じて教育事務所に配置されているスクールカウ

ンセラーを活用することとなっております。

活用状況につきましては、詳細が確認できております昨年度の状況を御説明いたしますと、スクールカウンセラーによる相談やカウンセリングを受けた児童・生徒数は188人でございます。相談内容につきましては、多岐にわたりますが、議員が心配されておられるように、心身の健康であるとか、学業や進路についての悩みを抱えている児童・生徒もございます。スクールカウンセラーには、児童・生徒に寄り添い、きめ細やかな対応をいただいているところでございます。現在、学校においては、スクールカウンセラーとともに、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、課題解決を支援するスクールソーシャルワーカー、SSWと言いますけれども、その方々にも大きな役割を担っていただいております。

教育委員会といたしましても、可能な限り相談体制の充実を図っているところでございます。しかしながら、支援が必要な児童・生徒は増加傾向にあることから、県には引き続き、スクールカウンセラーの手厚い配置を求めてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 皆さんも御存じのとおり、先月末ですけども、愛知県で中学校3年生の男子生徒が同級生を刃物で刺殺するという事件が起きております。子供の心の中の闇というのを見つけるというのは本当大変なことなのかなと思います。でも、本当、子供を助けるというのは、やはり今からの未来の子供を助けていくというのは大人の責任だと思いますので、学校の先生方、本当大変だと思いますけども、連携をされて、日頃から注視されて、1人でも多くそういう子が落ちないように、心の闇の中に落ちないように見守っていければなと思います。実際188人の相談があっていると、年間で。これもうはっきり言うなら、もう2日にいっぺんは誰かが悩んでいるというのが調査で出てる。これはあくまでも相談に行った件数なので、これが実際にじゃあどこまで闇の中に存在するのかといった場合に、本当想像を絶する数字だと思います。我々大人がきちんと日頃から見守りをして、心身ともに健康な子供を育てるように、やはり一致団結してやっていかなければなと思いますので、教育委員会においても頑張ってくださいと思います。よろしく願いしたいと思います。

では、最後の質問にまいります。機構改革によりですね、新たな編制について説明が全協の中でございました。その際、編制のみで各課の事務分掌、所掌事務についてまでの説明はございませんでした。予算編成をやるということではお尋ねをしたんですけども、所掌事務等々がはっきりしないと職員も予算等の計画が立てづらいと考えます。実際に考えますと、もう4月1日、新しい部署になって、5月1日から新しい庁舎で動いて、5月1日から動き出す。そういうふうになっておると思いますけども、いつ、事務内容の確定をして、職員のほうに通知されていくのか、スケジュール等あればお示ししてください。

○総務部長（小澤洋之君） お答えいたします。

復興に向けた施策を着実に遂行していくため、令和4年4月1日付けで市の行政組織機構を再編する準備を進めております。各部署が所管します事務につきましても、機構の再編に伴いまして見直しを進めており、新たな体制における各係の分掌事務について調査を行ったところでございます。

今回の調査結果を速やかに整理、必要に応じ、各部署との調整を行った上で年明けのなるべく早いうちに職員への周知を進めるとともに、当初予算への反映、新庁舎への移転に際した動揺を最小限とするため、準備を進めてまいりたいと存じます。

また、一時的に現在の分庁舎での新体制を行いつつ、新庁舎での体制へ移行するということになりますことから、市民サービスへの影響を抑えるためにも、市広報、市ホームページ、考えられる限り多くの媒体を通じまして、新たな窓口の情報などをお知らせしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 3番。池田芳隆議員。

○3番（池田芳隆君） 関係者がきちんと情報を共有して運営をしていただくようお願いしたいと思います。

事務分掌につきましては、多分、行政経営会議の中で決められていくと思うんですけども、決して仕事の押し合いだけはしないでください。ちゃんと皆さんで話し合ってバランスがよいようなものをつくっていただいて、職員がスムーズにやっていくものをお願いしたいと思います。来年は2022年、本当に人吉市にとっての大変ターニングポイントとなってくると思っております。庁舎はできる、災害復興の準備をしなければならない。本当に大事な1年となりますので、ここはですね、一緒に頑張っていければと思います。

最後に1点、すみません、これ感謝の言葉という形でお伝えさせていただこうと思います。本日の熊日新聞に載ってたんですけども、仮設入居期限が1年延長されるというのが閣議決定されるということが載っております。もちろん、条件付きでの1年延長ということだと思うんですけども、これはもう市長はじめ、執行部の皆さんが一生懸命、国・県に対して延長をしなければだめですということを言っていたおかげだと思っております。実際、正月過ぎたらすぐ出て行かなければならないのかという不安を抱える市民が多く、実際、慌てて家を建てる契約をしたが、いまだに進んでいないという悪質商法に騙されていると。心にもゆとりがないとそういうものに騙されてしまいますので、この閣議決定、1年延長というのは大変有り難いものだと思っております。市長としてこういう市民のために言ってくること、どんどん国に申し上げていただいて、明るい来年が迎えられるようにと思います。

長くなりました。これで一般質問を終わります。お疲れさまでございます。

○議長（西 信八郎君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第19 議第96号及び日程第20 議第97号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第19、議第96号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第8号）並びに、日程第20、議第97号工事請負契約の締結についてを議題といたします。質疑を行います。

まず、議第96号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第96号についての質疑を終了いたします。

次に、議第97号について、質疑はありませんか。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 議第97号工事請負契約の締結についての議案質疑をさせていただきます。

本議案は、令和2年7月豪雨災害により中神地区農地の災害復旧工事請負契約において、当初予定していた工事請負契約金額が1億2,628万円から、今回の変更契約においては1億5,000万円を超え、2億6,229万2,678円となる事実が発生し、議会の議決が必要となったため、議案提出されたものと受け取っております。本工事請負契約締結に当たっては、復旧工事を早期に終息したいとの考え、かつ、また議会の議決を必要としない工事見積り額を入札時提示されたため、初期災害復旧工事請負契約が締結されたものと推察しますが、契約の方法は指名競争入札によるものと聞き及んでおります。工事請負の入札は、このように当初工事金額が、言っては失礼ですけども、曖昧な状態で締結されるのでしょうか、疑念を感じ得ません。本災害復旧工事は、皆様もよく理解できるように、自然災害により農地に堆積した土砂を取り除く工事ですが、民家に堆積した土砂については公費で除去していただいていた。

そこで、本提出議案で工事請負金額が当初入札時の約2倍の金額となる場合、農地所有者の分担金は、当初契約時とこの変更契約時、1反当たり幾らぐらいの額になるのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

受益者分担金については、変更契約後の確定した工事費をもとにそれぞれの筆について工事費を計算し、受益者負担率は2.6%となっておりますので、その分担金の計算を行い、受益者の皆様にお示しするところでございます。

したがって、今回お尋ねの分担金につきましては、一筆一筆違いますので概算でございしますが、現在、簡易査定の工事費で計算しますと、現在の契約でございしますが、1反当たり約9,000円となっておりますが、今回、変更契約後は、1反当たり約1万9,000円となりまして、約2倍に増えているところでございます。なお、それぞれの筆によりまして工事の内容、数量が全く異なるために、今申し上げました金額につきましては、今回、変更契約に関わる工事の平均ということで御理解いただければと思います。筆により分担金の差異が出

るところでございますので、大まかな数字の把握にとどめていただければと思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西 信八郎君） 10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君） 以上で議案質疑を終了いたします。

○議長（西 信八郎君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、議第97号についての質疑を終了いたします。

日程第21 委員会付託

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第21、委員会付託を行います。

お諮りをいたします。議第81号から陳第12号までの19件を一括して各委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（北島清宏君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和3年12月第6回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第82号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第96号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第8号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、4ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会への付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第81号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号））	厚生
議第82号	令和3年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	各委〔別記1〕
議第83号	令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第84号	令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第85号	令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第86号	令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第87号	令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第88号	人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第89号	人吉市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第90号	人吉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第91号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第92号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第93号	人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第94号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第95号	人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置条例の制定について	経建
議第96号	令和3年度人吉市一般会計補正予算（第8号）	各委〔別記2〕
議第97号	工事請負契約の締結について	経建
陳第11号	陳情書	総文
陳第12号	有効求人倍率が高い職種への新規採用者に対する自治体からの奨励金支給制度の制定に関する陳情書	経建

[別記 1]

議第82号 令和3年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第5条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 8款 土木費（4項 都市計画費の一部） 9款 消防費 10款 教育費 12款 公債費 13款 諸支出金 14款 予備費 第3条 繰越明許費の補正（9款 消防費） 第4条 債務負担行為の補正（1款 議会費、2款 総務費（2項 徴税費を除く）及び10款 教育費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 第4条 債務負担行為の補正（2款 総務費（2項 徴税費）及び4款 衛生費）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費（1項 土木管理費、2項 道路橋梁費、3項 住宅費及び4項 都市計画費の一部） 11款 災害復旧費 第2条 継続費の補正（8款 土木費） 第3条 繰越明許費の補正（8款 土木費及び11款 災害復旧費） 第4条 債務負担行為の補正（7款 商工費及び8款 土木費）

[別記 2]

議第96号 令和3年度人吉市一般会計補正予算（第8号）		
○予算委員会	第1条	歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第1条	歳出予算の補正 14款 予備費
○厚生委員会	第1条	歳出予算の補正 3款 民生費
○経済建設委員会	第1条	歳出予算の補正 6款 農林水産業費

[提出陳情件名]

陳第11号 陳情書

陳第12号 有効求人倍率が高い職種への新規採用者に対する自治体からの奨励金支給制度
の制定に関する陳情書

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時30分 散会

令和3年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和3年12月21日 火曜日

1. 議事日程第5号

令和3年12月21日 午前10時 開議

日程第1	議第81号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号））	厚生
日程第2	議第88号	人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第3	議第89号	人吉市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4	議第90号	人吉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5	議第91号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第6	議第92号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第7	議第93号	人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第8	議第94号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第9	議第95号	人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置条例の制定について	
日程第10	議第97号	工事請負契約の締結について	
日程第11	議第82号	令和3年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	各委
日程第12	議第96号	令和3年度人吉市一般会計補正予算（第8号）	各委
日程第13	議第83号	令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
日程第14	議第84号	令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
日程第15	議第85号	令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第16	議第86号	令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第17	議第87号	令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第18	諮第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第19	諮第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第20	治水・防災に関する特別委員会委員長の報告		

日程第21 復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告

日程第22 人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第23 人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第24 議員派遣について

日程第25 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第98号 令和3年度人吉市一般会計補正予算（第9号）

・追加日程

意見第8号 人吉下球磨消防組合本部・上球磨消防組合本部の広域化に関する意見書

3. 出席議員（17名）

1番	松村太君
2番	徳川禎郁君
3番	池田芳隆君
4番	牛塚孝浩君
5番	西洋子君
6番	宮原将志君
8番	高瀬堅一君
9番	宮崎保君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中哲君
17番	大塚則男君
18番	西信八郎君

欠席議員（1名）

7番	塩見寿子君
----	-------

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
監 査 委 員	井 上 祐 太 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	小 澤 洋 之 君
企画政策部長	小 林 敏 郎 君
市 民 部 長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
建 設 部 長	瀬 上 雅 暁 君
復 興 局 長	元 田 啓 介 君
総 務 部 次 長	永 田 勝 巳 君
企画政策部次長	井 福 浩 二 君
総 務 課 長	森 下 弘 章 君
水 道 局 長	久 本 禎 二 君
教 育 部 長	椎 屋 彰 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	北 島 清 宏 君
次 長	栞 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
書 記	青 木 康 徳 君

午前10時 開議

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

なお、7番、塩見寿子議員より欠席届が提出されております。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決いたします。

日程第1 議第81号

○議長（西 信八郎君） まず、日程第1、議第81号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

厚生委員会に付託されました、日程第1、議第81号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号））の歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

執行部から冒頭に、10月28日に専決処分した本件について、現場の工事進捗状況の把握や説明資料作成に時間を要し、議会への報告、説明が遅くなったことへのおわびと、今後については迅速かつ丁寧な説明に努めてまいりたいとの決意が述べられた後、審査に入りました。

資本的収入及び支出のうち、支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目構築物費、1節一般改良工事3,762万1,000円の増額については、自然災害に備えたシラス対策を行い、貯水槽建設予定地の保全強化を図るため、浸食により拡大したクラックへのソイルセメントの充填、のり面の下部については、植生マットから吹付法砕工に変更したことによるものです。

委員から、今回の工事については現地を見たが、非常に緊急性があり、難航する工事だったということは理解するが、専決処分を行う場合は、委員会協議会、全員協議会で説明して専決処分を行っていただきたいとの意見が出され、委員会としても、このような事例の場合は、速やかに議会に報告をしていただきたい旨の提言を行いました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第81号について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第81号は、承認することに決しました。

日程第2 議第88号から日程第5 議第91号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第2、議第88号から日程第5、議第91号までの4件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） おはようございます。

総務文教委員会に付託されました日程第2、議第88号から日程第5、議第91号の4件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第2、議第88号人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年4月1日に実施される組織機構改革に伴い、部局等の統合再編を行うため、条例の一部を改正するものです。なお、本条例を改正することにより、関連する条例改正が17本あっております。

条例改正の主な内容は、第2条第2号を「企画政策部」から「復興政策部」に、同条第6号を「建設部」から「復興建設部」に改め、同条第7号「復興局」を削除するものです。

審査の過程において委員から、復興に関連した部が複数あるが、復興が一段落したらその部はなくすのかとの質疑に、状況を見て随時改編をしていくとの答弁。議論の経過や新しい組織の課題はとの質疑に、2年前から新庁舎移転に向け、組織機構検討プロジェクトチームを立ち上げた。令和2年7月豪雨を受け、復旧・復興という視点も追加して検討を行ってきた。課題として子育て関連の課を統合する等の意見もあったが、時期尚早として見送った。組織は状況に応じて改編する必要があることから、組織機構検討プロジェクトチームも継続させ、随時見直しをしていくとの答弁。業務が多様化する中で、組織改革により部や課の数が減り、職員の職務や権限が集中するのではないか、ポストが減ることで降格はないのかとの質疑には、審議員、専門員などの専任課長や、専任課長補佐、専任主幹などの配置により対応していきたい。職員の負担増にならないよう、管理職員の研修や職員研修を実施していきたい。また、職員のメンタルダウン対策として、臨床心理士を配置予定である。降格はないとの答弁がっております。

また、委員から意見として、業務の引継ぎや新庁舎への引っ越し等、多岐にわたる業務があるが、慎重に対応していただきたい。市民が窓口で迷わないよう、広報等を十分に行っ

てほしい。若い職員の意見も取り入れて、今後も組織の検討を進めてもらいたい。部署間の連携が取れるよう職員研修を行い、市民サービスの向上に努めてほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第3、議第89号人吉市監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、本市の代表監査委員を「常勤」から「非常勤」へ移行することに伴い、条例を改正するものです。

執行部から、県下14市の状況（熊本市、八代市以外の11市が非常勤の監査委員を設置）及び本市が抱える厳しい財政事情、行財政健全化のための対策強化等を鑑みて、本市の監査の質の低下を招かないように、現在の常勤監査委員を常勤に近い形で非常勤に移行することに至ったとの説明がありました。

また、報酬額については、監査委員の使命や責務等を鑑みると、再任用職員給料表の7級（高度な知識経験を必要とする業務を所掌する部長の職務）と同等の職位と判断し、非常勤監査委員の勤務体系については、月によって繁忙期が様々であるが、年間を通して平均すると、週4日程度、1日当たり7時間程度の勤務を想定している。

したがって、非常勤監査委員の月額報酬は、7級の35万6,800円に5分の4（年平均週4日）を乗じて得た額28万5,400円が妥当な金額であると考えているとの説明がありました。

審査の過程において委員から、非常勤になることにより、監査委員の職責も薄くなるということはないのかとの質疑に、監査は勤務形態に関係なく、法律や条例に基づき実施するため、監査業務に関してはこれまでと変わることはないとの答弁。非常勤になることにより、市政への関与がこれまでに比べ薄くなるということは具体的にはどういうことなのかとの質疑に、監査以外の業務、例えば災害対策本部会議、コロナ対策本部会議、市議会本会議、辞令交付式等の出席については、今後検討を行う予定であるとの答弁。監査委員の職責からすると、報酬額が低すぎるのではないのかとの質疑に、これまでに市職員退職者と同程度の年齢の方が選任されていることが多かったため、再任用職員の7級、高度な知識経験を必要とする部長級の報酬額を基に、勤務時間等を考慮して算出しており、妥当な額であると考えている。また、他市と比較しても特段高い、安いはないとの答弁。非常勤にすることで、監査委員の任期が1年更新となる等の、任期に変更はあるのかとの質疑に、任期はこれまでどおり1期4年間で、変更はないとの答弁があっております。

また、委員から、非常勤で監査業務を行っていくということなので、監査委員事務局の体制充実を図ってもらいたいとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第4、議第90号人吉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、本則に、現在8つの特別会計の設置を規定している後に人吉市公共用地先行取得事業会計を設置するため、改正を行うものです。

設置の目的は、今後、被災市街地復興推進地域における整備を推進する上で用地等の先行取得が必要となることから、その仕組みを設けるため、特別会計を設置するものです。

また、条例の施行については、令和４年度から先行取得に係る事業を開始する計画であることから、令和４年４月１日となっています。

委員から、本市にこれまでに公共用地先行取得事業会計は設置したことはあるのかとの質疑に、今回が初めてである。これまで土地取得が必要な場合は、土地開発公社を置いて処理をしてきたとの答弁。熊本地震等で土地区画整理事業を実施している他市の状況はとの質疑に、熊本市は熊本地震以前から特別会計を設置していた。益城町は熊本地震以前から土地開発公社があり、特別会計は設置していないとの答弁があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第５、議第91号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律により、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。それでは、採決いたします。議第88号から議第91号までの４件について、総務文教委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第88号、議第89号、議第90号、議第91号は、原案可決確定いたしました。

日程第６ 議第92号及び日程第７ 議第93号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第６、議第92号、日程第７、議第93号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第６、議第92号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定及び日程第７、議第93号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、議第92号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険税の改正部分が令和４年１月１日から施行されることに伴い、条例の一部を改

正するものです。

改正概要は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険制度において、子供の均等割額保険税の減額措置を新設するものです。

内容は、1番目に、国民健康保険税の未就学児の被保険者均等割額の5割を軽減するもので、対象としては、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の未就学児です。なお、この制度は、令和4年度の国民健康保険税から適用されます。2番目に、低所得世帯軽減の適用がある場合は、軽減後の均等割額をさらに5割軽減するものです。7割軽減対象の未就学児については、軽減後の残りの3割を5割軽減した8.5割の軽減。5割軽減世帯は、同じく7.5割の軽減。2割軽減世帯は、6割の軽減。それ以外の世帯は、5割の軽減となるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、議第93号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定については、健康保険法施行令等の一部改正、及び傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

まず、出産育児一時金ですが、令和4年1月1日から、産科医療補償制度の掛金を4,000円引き下げることになり、健康保険法施行令等の改正に合わせて、現行1万6,000円を1万2,000円へ引き下げるものです。これにより、本来であれば出産育児一時金の総額が4,000円下がるところですが、少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金の総額42万円を維持すべきとの観点から、本市におきましても、現行40万4,000円から40万8,000円に引き上げて、総額を42万円に据え置くものです。

また、傷病手当金の適用期間を「令和3年12月31日」から「令和4年3月31日」に改めるものは、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間延長に合わせて期間を延長するものです。本市としては、引き続き動向を注視し、国の財政支援に合わせて、適用期間の改正を行うことにしたいとの意向説明がありました。

委員から、金額を引き下げる理由をさらに説明してほしいとの質疑に対し、医療機関を経由して1万6,000円を支払うことにより、分娩のときに重度の脳性麻痺となられた方に準備一時金600万円、補償分2,400万円、総額3,000万円相当が支給される産科医療補償制度については、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営しているが、掛金を令和4年1月1日から4,000円引き下げて運営ができるということであったため、保険の代金を4,000円引き下げるようになった。それに合わせて、総額の42万円の支給は変えないという方向で、出産育児一時金の実質4,000円引き上げる提案を行っているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と

呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第92号、議第93号について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第92号、議第93号は、原案可決確定いたしました。

日程第8 議第94号から日程第10 議第97号まで

○議長（西 信八郎君） 次に日程第8、議第94号から日程第10、議第97号までの3件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第8、議第94号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議第97号工事請負契約の締結についてまでの3件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第8、議第94号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、条例の改正の目的でございますが、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館内に整備をしているレンタルキッチン及び宿泊施設の運営を開始するに当たり、その使用料等を規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

執行部から、レンタルキッチンは、1階西側に配置した貸出し用キッチンで、使用料は、空調使用料を含んだ金額である。また、宿泊施設は、1階東側に配置した簡易宿泊施設で、セミダブル4部屋、ツイン1部屋、ドミトリー1部屋の合計6部屋であるとの説明があっております。

審査の過程において委員からの、レンタルキッチンということであるが、利用するものは何かとの質疑に対し、冷蔵庫、炊飯器、オーブンレンジなどである。また、商売でも使えるようにとのコンセプトを上げており、真空包装機や食品乾燥機など、業務用に使えるものもある。また、調理の様子を撮影してネットにアップできるように、撮影用の器具も備える予定であるとの答弁があっております。熱源はガスなのか、IHなのか、キッチンは何人まで作業可能なのかとの質疑に、熱源はガス及びIHである。定員は定める予定はないが、広さとして10名以下を想定しているとの答弁があっております。

委員から、多くの方に利用していただけるように周知していただいて、利用率が上がるようにしていただきたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第9、議第95号人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置条例の制定について、審査の結果の主なものを報告いたします。

本条例の制定の目的でございますが、災害公営住宅等整備事業者の選定等に関して審議する附属機関を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

執行部から、委員会の所掌事務などについて説明がありました。

審査の過程において委員から、本委員会の構成についての質疑に対し、学識経験者1名、副市長1名、熊本県の建築住宅局長1名、市長が必要と認める者1名の計4名以内であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第10、議第97号工事請負契約の締結について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、執行部から、今回の契約の目的、契約の方法、契約金額、契約の相手方、それから提案理由の説明がありました。

審査の過程で委員から、指名競争入札には何社参加したのか。また、ほかの農地災害でこういう事案は発生しなかったのかとの質疑に対しまして、入札に参加したのは14社である。他の工事でも工事費の変動があっているが、今回は工事費が多額であったので、議決を要する案件になったとの答弁がっております。なぜ契約金額が上がったのかとの質疑に、捨て土の運搬距離を、査定では2キロメートルで計算していたが、実際は14キロメートルであったためである。処分費も当初は計上していなかったが、実際は発生した。また、表土も流出しているので、その分を購入する必要があったためである。今回は災害の規模が大きく、簡易査定で国の査定を受けているので、その際の基準である土砂運搬経費については、2キロメートル、土厚は20センチメートルで発注している。結果的に土量は減ってはいるが、運搬距離と処分費が増えているとの答弁がっております。運搬費の1キロメートル当たりの金額を示してほしいとの質疑に対し、いずれも、1立方メートル当たりで、運搬距離が2キロメートルのときが566円、5キロメートルのときが928円、10キロメートルのときが1,600円、14キロメートルのときが1,958円であるとの答弁がっております。簡易査定をされたのは分かるが、運搬費、処分費は最初から分かっていたのではないのか。丁寧な説明がされていなかったのではないのか。簡易査定のとときに、農家の方には負担する金額が上がることは説明してあったのか。また、今後、農家の方の理解は得られるのかとの質疑に対し、文書でも、また説明会においても概算の金額を示して、工事発注後、変更が生じることはあると伝えている。ただ、細かいところまでは説明ができていないのが実情である。今回の件は、受益者の方には丁寧に説明していく必要があると認識しているとの答弁がっております。農家の方がやめますということになれば、契約はどうなるのかとの質疑に、確約書を頂いているので、請求はさせていただくことになる。ただ、支払いについては御相談に応じたいと考えて

いるとの答弁がっております。

委員から、農家の方に対し、丁寧な、納得いただけるような説明をしていただきたい。
また、国や県からの補助金についても調べていただきたいとの意見がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第94号から議第97号までの3件について、経済建設委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第94号、議第95号、議第97号は、原案可決確定いたしました。

日程第11 議第82号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第11、議第82号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第11、議第82号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳入全款及び第5条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に11億6,795万3,000円を追加し、歳入予算の総額を315億868万2,000円とするものです。

主なものとして、15款国庫支出金1億9,397万2,000円の増額補正は、道路橋梁及び河川災害復旧事業の事業費詳細設計の完了と事業費の変更に伴う負担金の増額や、新型コロナウイルスワクチン3回目の接種対策費国庫負担金の増額等です。

審査の過程において委員から、くま川鉄道災害復旧資金貸付事業債、球磨川流域復興基金交付金、人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付金元利収入、立木補償費などについて質疑がっております。

また、執行部から、土地建物貸付収入、土地売却収入及び立木補償費について、資料の提供と説明がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ

者あり)

6 番。宮原将志議員。

○6 番（宮原将志君）（登壇） 日程第11、議第82号令和 3 年度人吉市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

繰越明許費補正の追加の、9 款、1 項消防費、内水排除ポンプ設置工事は、今回予算計上を行っている工事で、コロナ禍により資材等の供給の遅れにより製造等に不測の日数が見込まれ、年度内での完了が難しいことから、全事業費を繰り越すものです。

債務負担行為補正の追加、学校給食配送等委託料ほか 9 件は、今年度内に令和 4 年度分の入札準備から実施、契約までを行うために追加するものです。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の増額補正の主なものは、地域おこし協力隊員の起業を支援する補助金やくま川鉄道株式会社に対する貸付金、公共下水道事業、水道事業に対する繰出金などです。

審査の過程において委員から、くま川鉄道災害復旧資金貸付金は、熊本県市町村振興資金の復旧資金を借り入れ、くま川鉄道株式会社に貸し付けるとのことだが、熊本県市町村振興資金の償還期限はとの質疑に、要項上では20年。本市では、くま川鉄道株式会社に対する国の補助金が工事等の完了後の支払いになることから、事業費の支払いに対する資金調達のため貸付けを行う。毎年度、くま川鉄道株式会社の事業に応じた資金不足額を本市が借り入れ、災害復旧に係る資金不足が解消されるまで貸し付けるとの答弁がっております。

7 目企画費の増額補正の主なものは、12 節委託料の、来年 3 月 27 日に予定している市制施行 80 周年記念式典に係る会場設営費用です。

委員から、市政施行 80 周年記念式典と新市庁舎落成式はどのように実施する予定なのかとの質疑に対し、本来であれば令和 4 年 2 月 11 日に市政施行 80 周年を迎えるが、新市庁舎落成式と日程も近く、来賓も重複するため、同時に 2 つの式典を合同で開催する予定。3 月 27 日に、場所は新市庁舎の 1 階ロビーを予定しており、復旧・復興のさなかであることから盛大にとは考えていないが、関係者をお招きして百数十人規模で実施したいと考えているとの答弁がっております。

8 款土木費、4 項都市計画費、1 目都市計画総務費 1,100 万 2,000 円の増額補正のうち、8 節旅費と 12 節委託料は、復興局所管の予算となっております。8 節旅費は、被災市街地復興推進地域の地権者のうち、熊本県外にお住まいの方に対し直接訪問を行い、事業手法の説明及び今後の土地の利活用の方針等ヒアリング調査を行うための普通旅費、12 節委託料は、現在実施している被災市街地復興推進事業調査検討業務委託料について、土地区画整理事業や地区計画などの事業実施に向けた基本条件の整理や概算事業費の検討を行う費用を増額するものです。

委員から、8節普通旅費は、県外に在住している地権者を訪問するための旅費とのことだが、何件くらいを想定しているのか。地権者が不明なケースはないのかとの質疑に、青井地区と中心市街地地区の県外の地権者は68名おり、事前のアンケート調査で訪問調査を希望された約40名程度を訪問する予定である。数名の地権者が不明であるため、追跡調査を行うと同時に、法的整理を含め、どのような形で整理できるかを調査しているとの答弁。被災市街地復興推進事業調査検討業務委託料の業務内容と委託期間はとの質疑に対しては、被災市街地復興推進地域の土地区画整理事業を実施する場合の、エリア、事業手法、事業費等の調査や、土地区画整理事業以外の事業を行う場合の事業手法や、おおむねの事業費等を年度内に検討してもらう予定であるとの答弁がっております。

9款、1項消防費、4目水防費の増額補正は、14節工事請負費で、老神町及び出水川における内水排除ポンプを設置するための工事費です。

委員からの、老神内水排除ポンプ設置工事、出水川内水排除ポンプ設置工事は、いずれも老朽化によるものとのことだが、その工事内容は。また、災害後ポンプの能力を上げることは検討しなかったのかとの質疑に対しては、工事内容はポンプとステンレス配送管を設置するもので、ポンプについては、国土交通省の移動式のポンプ車などを必要に応じて増設してもらうことを想定してポンプ能力を決定したとの答弁がっております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の補正の主なものは、17節備品購入費の新型コロナウイルス感染症対策事業において、各学校に購入し配置したA I体温検知カメラの入札残375万円の減額と、今回、同事業で新たに購入する教師用パソコン充電保管庫、各小学校1台、第一中学校2台、第二中学校及び第三中学校各1台の計10台分の増額です。

審査の過程において委員から、教師用パソコン充電保管庫とはどのようなものか。生徒用は既に配備されているのかとの質疑があり、生徒用のタブレットと充電保管庫は既に配備できている。今回は、9月補正で購入した教職員用のタブレットの充電保管庫で、一度に充電すると電力使用量が大きくなるので、順番に効率よく、経済的に充電できるものとなっているとの答弁がっております。

2項小学校費と3項中学校費の増額補正の主なものは、10節需用費で、電気料の不足が見込まれるための増額です。

委員から、小学校費と中学校費いずれも電気料が増額補正されているが、その要因はとの質疑に対し、令和2年7月豪雨で避難所として使用していた際のエアコンの使用等によりデマンド値が上がり、基本料金が高くなったためであるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8 番。高瀬堅一議員。

○8 番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第11、議第82号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為の補正についての指定ごみ袋販売委託料は、令和4年4月1日から業務を開始する必要性があり、入札により業者が決定し、業務開始に至るまで、生産ラインの変更や保管・配送の準備等の対応に日数を要するため、期間を令和3年度から令和6年度とし、限度額を1億860万8,000円と設定するものです。さらに、健康管理システムリース料は、入札によりリース料が確定したもので、限度額を変更するものです。

委員から、健康管理システムの入札状況はとの質疑に対し、健康管理システムリブレースに関しては、プロポーザル方式で公募をして、その時点で2者の応募があった。2者のうち、プレゼンテーション前に1者から辞退があったため、1者でプレゼンテーションを行い、この1者と随意契約を行ったとの答弁がありました。

次に歳出ですが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1節報酬の増額補正は、被災された世帯への民間賃貸物件紹介を担当する、住まい再建支援員会計年度任用職員2人分に係るものです。

委員から、報酬は3月31日までかとの質疑に対し、1月1日から3月31日までの報酬との答弁がありました。また、民間の家を扱うということになるが、雇用される職員に宅建の資格は必要ないのかとの質疑に対し、あっせんをすることではなく、不動産業者の物件の紹介をするだけであるため、宅建の資格は必要ないとの確認をしているとの答弁がありました。

12節委託料の増額は、令和4年度児童手当制度改正に伴うシステム改修に係るものです。2目心身障害者福祉費、19節扶助費8,911万3,000円の増額は、日常生活用具給付費、障害児通所支援事業給付費、自立支援給付費における事業量の増に伴うものです。3目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金、社会福祉法人補助金（利用者負担減免分）の増額は、社会福祉法人が負担したサービス利用料の減免に対し、負担額の一部を補助するものです。

委員から、老人福祉費の社会福祉法人補助金は、どこへの補助かとの質疑に対し、社会福祉法人への補助である。補助金については、介護事業所を利用される場合は自己負担があり、その自己負担の原則4分の1を社会福祉法人が免除し、その免除した分の2分の1を事業所が払い、他の2分の1を公費で補助するということになるとの答弁がありました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金の増額は、補助金で、全て最終見込みによる補正です。

委員から、児童福祉費の財源等内訳を見たとき、一般財源からの繰り出しが多くなっている。今後の補助金についての考え方で、第6次人吉市総合計画の事務事業見直しに伴い、この中から少し減らしていかなければいけないということも出てくるのかとの質疑に対し、

児童福祉に係る経費については、事務事業の見直しを求められているものもある。例えば、軽度障害児保育事業補助金は市の単独で行っているものであり、慎重に協議・検討を行っているとの答弁がありました。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、12 節委託料3,478万6,000円の増額は、3 回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用です。5 目環境衛生費、18 節負担金、補助及び交付金の増額は、申請件数の増加に伴い予算が不足している生ごみ処理容器・処理機設置事業補助金、及び、生活用水確保のための水道施設整備に要する経費に対する人吉市飲料水供給施設等整備補助金です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 日程第11、議第82号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、継続費の補正、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算の補正ですが、6 款農林水産業費、1 項農業費の補正の主なものは、3 目農業振興費、18 節負担金、補助及び交付金の交付金で、農業次世代人材投資事業交付金の増額は、次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農して農業を開始する認定新規就農者に対し、年間150万円（夫婦の場合は225万円）を最長5年間交付するもので、交付金の変更交付決定によるものでございます。対象者は、個人経営が、年度内の認定見込み2名を含む9名、夫婦型経営が2夫婦でございます。

2 項林業費の補正の主なものは、27 節繰出金で、公有林整備事業債500万円を藍田財産区特別会計へ繰り出し、新植、作業道開設などの事業の一部とするものでございます。

7 款商工費、1 項商工費の補正の主なものでございますが、1 目商工総務費、12 節委託料の増額は、古都人吉応援団寄附金の増に伴う返礼品代や、送料を含むふるさと納税業務委託料でございます。2 目商工業振興費、18 節負担金、補助及び交付金1,143万円のうち、新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給補助金の増額は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上げが減少した事業者の資金繰り支援を目的とした融資制度等により融資を受けた場合において、利子の一部を助成し、事業の支援をするものでございます。

仮設商店街にぎわい創出支援事業補助金の増額は、球磨川流域復興基金を活用し、仮設商店街モゾカタウンにおけるにぎわい創出のためのイベント補助をするものでございます。

審査の過程において委員から、仮設商店街にぎわい創出支援事業補助金は、イベント回数には関係なく100万円で事業を行うということかとの質疑に対しまして、イベント回数に

関係なく、来年2月23日が1周年記念ということで、式典や市内の各種団体の皆様による演舞などのプログラムや、タレントによる歌謡ショーなどをモゾカタウンのほうで検討されているとの答弁がっております。

3目観光費、18節負担金、補助及び交付金、日本遺産人吉球磨構成文化財活用事業補助金の減額補正は、昨年を引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年度に予定しておくんちまつりでの神幸行列やスポーツイベント等の開催を中止され、神事のみで開催であったことから、今年度の補助金申請取下げにより減額するものでございます。

8款土木費、1項土木管理費の補正の主なものは、1目土木総務費、18節負担金、補助及び交付金で、人吉市被災宅地復旧支援事業補助金交付要項に基づき、令和2年7月豪雨災害による被災者の生活環境の早期の復旧・復興を図るため、被害を受けた宅地の復旧に要する費用に対し、補助金を交付するものでございます。

2項道路橋梁費の補正の主なものは、2目道路維持費、14節工事請負費の増額で、社会資本整備総合交付金事業で実施する、道路維持補修工事、「下林南願成寺線（鍛冶屋町工区）外6路線」に対する工事請負費の増でございます。なお、鍛冶屋町工区につきましては、現地視察を行っております。

3目道路新設改良費、12節委託料の増額は、社会資本整備総合交付金事業で実施する田野高原線の測量設計委託料の増などでございます。18節負担金、補助及び交付金の増額は、県営事業負担金で、単県急傾斜地崩壊対策事業（井ノ口町の擁壁工）と単県側溝整備事業（願成寺町の国道445号）に係る県への事業負担金でございます。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費の補正の主なものでございますが、12節委託料の増額は、今年度発生しました豪雨により被災した鹿目地区の頭首工災害復旧事業に係る地質調査及び詳細設計業務委託料でございます。3項公共土木施設災害復旧費の補正の主なものでございますが、12節委託料の増額は、令和2年7月豪雨の災害復旧事業の大橋橋梁付属物災害復旧業務委託料で、工事請負費から委託料へ組替えを行い、事業を九州電力送配電株式会社へ委託するものであり、事業については繰越しを行い、実施するものでございます。なお、本件につきましては、現地視察を行っております。

次に、継続費の補正であります。8款土木費、3項住宅費、災害公営住宅整備事業につきましては、令和2年7月豪雨災害により住宅を滅失し、自力再建ができず住まいに困窮している、市内で居住している世帯に対し、再建手段の1つとして住宅を整備するもので、事業期間は3か年を計画しております。整備手法は、より迅速に被災者へ住宅を供給するために建物買取り型を採用することとし、プロポーザル方式による事業者からの提案を審査、選定し、事業者の決定後は、設計・施工に関わる協定を締結。その後、設計と同時期に、計画敷地内にある既存建物等の解体工事を発注し、設計完了後に売買契約を締結し、本体建設

工事へ進めることから、令和3年度から3か年の事業として、総額31億8,650万円の継続費を設定するものでございます。

住宅の建設戸数は120戸。配置、棟数につきましては、事業者提案。構造は鉄筋コンクリート造、集合住宅でエレベーター付き。間取りは、4タイプ。熱源はオール電化であるとの説明がっております。

審査の過程において委員から、災害公営住宅の1階部分は、ピロティーか、盛土かとの質疑に対し、令和2年7月豪雨の際、現地では90センチメートルほど浸水している。今度は1メートルの盛土をして、今次水位の規模はしのげる。住居の戸数を優先するということと、かさ上げをして、今次水位の規模は避けられるということを判断して、1階も居室とする。ただ、事業者の方からピロティーという提案があるかもしれないが、今のところ、1階も居室として考えているとの答弁がっております。3LDKの場合は、5人以上となっているが、5人以上いないと申し込めないのかとの質疑に、人数と家族構成等が想定される戸数の中に入れば、そういった方も入れられるかと思う。3LDKの戸数が、今のところ、聞き取りの中では数戸の希望がっておりますので、その方たちへは対応していきたい。仮申込みの家族構成を見て、御相談させていただきたいとの答弁がっております。さらに委員から、申込者は基本的に全員入居できるのか、税金滞納などの入居条件は適用されるのかとの質疑に対し、抽選は考えていない。基本、申込者の方を全て希望がかなうようにしたいと思う。入居条件はある。滞納等については御相談させていただきたいとの答弁がっております。

次に、繰越明許費の補正でございますが、8款土木費、11款災害復旧費ともに、他の事業等との調整や、また県との協議に不測の日数を要し、適正工期が取れないということから、事業を繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきまして、まち・ひと・しごと総合交流館清掃委託料、公園維持管理委託料でございますが、令和4年4月1日からの業務委託を実施するために、期間を令和3年度から令和4年度とし、限度額を設定するものでございます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第82号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第82号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西 信八郎君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（西 信八郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第12 議第96号

○議長（西 信八郎君） 次に日程第12、議第96号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。徳川禎郁議員。

○2番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第12、議第96号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳入全款につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に2億6,093万3,000円を追加し、歳入予算の総額を317億6,961万5,000円とするものです。

国・県の補助事業の申請・内示等による補正であります。

主なものとして、15款国庫支出金のうち、2億5,142万8,000円の増額補正は、子育て世帯等臨時特別支援事業費に対する補助金です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 日程第12、議第96号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

14款、1項、1目予備費が、271万6,000円減額となっております。内容については、健康福祉部所管の子育て世帯への臨時特別給付金及び経済部所管の強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金の増額補正による歳入歳出予算の調整に伴い、減額をするものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8 番。高瀬堅一議員。

○8 番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第12、議第96号令和 3 年度人吉市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童支援費 2 億5,142万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するために、18歳以下の子供への臨時特別給付金を支給する事業の 1 人当たり 5 万円、18歳以下の子供4,975人への現金給付及び事務費・通知用封筒代等に係るものです。

委員から質疑があり、スポーツや勉強で住所を市外に移している場合はどのような取扱いになるのかに対し、申請書を提出していただいた上での審査となり、その申請書の中で、養育をされている方が本市在住で、お子さんがいるということと養育をしている事実が確認できれば、受給対象者である保護者へ支給するということになるとの答弁。また、申請が必要な方というのは、事前にこちらのほうから通知をするのかの質疑に対し、可能な限り、受給の対象になるお知らせを出したいと思っているが、なかなか不明なケースも想定されるので、ホームページ等、各種媒体を活用して周知したいとの答弁があり、委員長として、周知漏れがないように万全を期していただきたい旨の注意喚起を行いました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 日程第12、議第96号令和 3 年度人吉市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果を御報告いたします。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金でございます。これは、令和 2 年 7 月豪雨災害により被害を受けた農業用施設・機械等の再建・修繕等に係る事業費の一部を補助するもので、追加申請 2 件分。内容は、農業用倉庫の再建が 1 件、水井戸（育苗用）の再建が 1 件で、補助率は、国50%、県20%、市20%の合計90%でございます。

審査の過程において委員から、倉庫の 1 件は、何件か申請があった中での 1 件なのか、1 件しかなかったのかとの質疑に、これまで令和 2 年度に申請があつて、令和 3 年度も 6 月 18 日を申請期限としていたが、10 月に入ってから、農家の方から申請ができないかとの相談があり、国・県に相談をしたところである。今回この補正に関しては繰越しが一切できないということで、工期も短いので、今回緊急的に追加補正を上げさせていただいた。農業用倉

庫は、ほかにも令和2年度と令和3年度の申請分には同じようなものもある。今回は1件だけであるとの答弁がっております。補助金額の上限はあるのかとの質疑に、今回の交付金は、それぞれ補助率が変わっている。農業用施設、機械修繕、再建などについては、国・県・市合わせて9割以内の補助。営農施設の補強の場合は、国が3割以内、県が2割以内、市町村が2割以内、合計7割以内。施設の撤去及び流入した土砂の撤去の場合は、国が3割以内、県が2.5割以内、市町村が2.5割以内の合計8割以内という補助率である。金額の上限はないとの答弁がっております。さらに委員から、この事業は終わりということなのかとの質疑に、令和2年度の国の予算を活用して、令和2年度、令和3年度と申請を受け付けてきた。今回の申請に関しては、工期が3月末までに必ず実績報告まで含めて終わらないといけないので、緊急的に入れさせていただいたところである。今から、仮に御相談があったとしても、残りの期間を考えると、実質これが最後ではないかと考えているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第96号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第96号は、原案可決確定いたしました。

日程第13 議第83号から日程第17 議第87号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第13、議第83号から日程第17、議第87号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。高瀬堅一議員。

○8番（高瀬堅一君）（登壇） 厚生委員会に付託されました、日程第13、議第83号令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第17、議第87号令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。案件が5件でありますので、少々時間を要しますが、よろしく願いいたします。

まず、議第83号令和3年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,572万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ44億3,016万円とするものです。

債務負担行為補正の、廃止の国保事務処理標準システム導入委託料は、熊本県国民健康保険団体連合会が運営する熊本県クラウドシステムを利用する予定で、当初予算にて議会で承認しておりますが、デジタル庁発足とともにデジタル政策推進の方針が示され、法令等により市町村が行うこととされている国民健康保険を含む17の業務について、国が設定する事務処理標準システムであるガバメント・クラウドへ、令和7年度までに全国の市町村が移行することとされたことにより、県クラウドの契約期間内に再びガバメント・クラウドに移行することとなるため、熊本県を含め全市町村で検討を行った結果、既に県クラウドの導入作業を始めていた5市町を除き、県クラウドには移行しないこととなったため廃止するものです。

委員からの質疑があり、国保事務処理標準システム導入委託料で、既に県クラウドの導入作業を始めていた5市町はどこかに対し、令和3年度に既に導入しているところが、荒尾市、益城町、錦町、美里町の4市町。令和4年度導入に向けて、既に動いているところが菊陽町との答弁。さらに、情報をよく集めて取り組んでいただきたいとの質疑に対し、入らないと決めた市町村からも、この5市町に対する財源補填はしっかりやってほしいと県へ要望し、予定以上の財政負担はないように配慮していただくことになっているとの答弁がありました。

歳入の、1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税8,813万5,000円の減額は、主に、令和2年7月豪雨災害に伴う減免などによる減額です。

歳出の、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,677万6,000円の減額は、主に、12節委託料及び18節負担金、補助及び交付金に計上の、国保事務処理標準システム導入に係る経費の減によるものです。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、22節償還金、利子及び割引料の増額は、令和2年度に交付を受けた国庫支出金精算金及び県支出金精算金で、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免に係る災害臨時特例補助金等によるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第84号令和3年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,117万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,413万2,000円とするものです。

歳入の、1款、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分4,357万4,000円の減額は、令和2年7月豪雨災害に伴う減免などによるものです。2目普通徴収保険料、1節現年度分229万6,000円の増額は、災害に伴う減免等により減額となっているものの、減免等に伴い特別徴収から普通徴収へと切り替えられたことなどにより増額となったものです。

歳出の、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金4,127万8,000円の減額は、保険料の減額に合わせて、後期高齢者医療広域連合への納付金を減額するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第85号令和3年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,495万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,328万4,000円とするものです。

歳出では、2款保険給付費、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費710万円の減額や、3目高額医療合算介護サービス費700万円の増額等が行われております。

歳入では、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料8,050万2,000円の減額、2節現年度分普通徴収保険料1,545万7,000円の増額補正は、令和2年7月豪雨による介護保険料減免に伴い、特別徴収から普通徴収への切替えによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第86号令和3年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一般会計からの繰入れ及び、職員に係る共済負担金の増額に伴うものです。

収益的収入及び支出の、収入、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金370万9,000円の増額は、熊本県の第5回、第6回の時短要請により減収となった水道料金を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として一般会計から繰入れを行うものです。

支出の1款水道事業費用、1項営業費用の増額は、職員10人分の共済組合負担金の改定による増額。2目配水及び給水費の増額は、職員2人分の増額と、再任用職員1人がフルタイム勤務になったことから社会保険料から共済組合負担金に変わるため、その不足分を今回の改定の時期に合わせて増額するものです。

委員から質疑があり、職員がフルタイム勤務になったと説明があったが、どのような要件でフルタイム勤務になったのかに対し、災害後、非常に手続きが多いことと、職員1名を下水道課に異動しており職員が少ない状況であったため、月曜日から金曜日、普通の職員と同様の勤務とし、職員不足を緩和したと答弁。水道局の事業に対し、マンパワー不足ではないのかとの質疑に対し、再任用職員が来年65歳で定年になるなど、確かにマンパワーは少なくなっていると答弁。

さらに意見として、水道事業は人吉市全体のことが分からないとやっていけない。過去にはベテランの職人が技術の継承を行ってきた。人員縮小により、今はできていないのではないか。今後、若い方への継承する環境づくりが必要となってくると思うとの意見がありま

した。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第87号令和3年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る一般会計からの繰入金、歳出では、ストックマネジメント計画に伴う委託料の増額が主なものです。

収益的収入及び支出の、収入、1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金747万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る一般会計からの繰入金です。

資本的収入及び支出の、収入、1款資本的収入、1項企業債、1目建設改良等企業債3億9,400万円の増額は、災害復旧債から3億2,560万円を組み替え、6,840万円の増額は人吉浄水苑汚泥処理設備改築更新工事に伴うものです。組替えの理由は、人吉浄水苑等の耐水化工事に伴うもので、災害復旧事業の査定対象だったものの、起債メニュー的には災害復旧債に当たらないとのことで、財務融資資金ではなく、地方公共団体金融機構資金からの借入れを活用することとなったためです。

支出では、ストックマネジメント計画に伴う人吉浄水苑汚泥処理設備改築更新工事による増額補正等が上がっております。

委員から質疑があり、当初は既存の公共下水道事業計画に基づく汚泥収支計画で設計を行っていたが、直近の汚泥処理設備運転状況に基づく汚泥収支で再設計したとの説明があった。再設計をしたのはいつだったのか。また、変更があったということであれば、変更した部分分かる資料を提示して説明をすべきではないのかに対し、当初、認可の内容では、重力式と機械式を両方とも使うが、重力式は機械式に比べると能力的に劣るため、その分を一度に機械濃縮に投入してできるように設計変更した。そのことにより機械の設備で処理する汚泥量が増えるということとなり、その先にある脱水設備の能力もアップするということになったのが理由。また、新しく機械設備を導入することにより、1割から2割ほどの汚泥減量を目指しているとの答弁がありました。さらに、マイナスになる設備投資ではないということは分かっている。この増額補正は、人吉市にとってプラスになるということを市民に分かるように説明、周知してほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第83号から議第87号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第83号、議第84号、議第85号、議第86号、議第87号は、原案可決確定いたしました。

日程第18 諮第1号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第18、諮第1号を議題とします。

採決いたします。諮第1号については、原案のとおり推薦同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮第1号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第19 諮第2号

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第19、諮第2号を議題とします。

採決いたします。諮第2号については、原案のとおり推薦に同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮第2号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第20 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第20、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 日程第20、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。令和3年10月21日木曜日に、第7回となります本特別委員会を開催しました。審議事項は、国土交通省八代河川国道事務所の方々にお越しいただき、中川原公園形状変更に伴う流況解析等の結果報告について説明をいただき、審議を行いました。

審議に入る前に、松岡市長より、中川原公園の復旧の方針の説明がありました。その中で市長から、これまでもまちづくり座談会などにおいて「撤去しないでほしい」という意見と「撤去してほしい」という意見の相反する意見を多くの方からいただいていることに対し、科学的な検証をもって判断すべきと考えていたということ。国へ、洪水時の中川原公園が、

治水上どのような影響を与えているのか、どのような復旧がいいのかなどを検討するために、4つの中川原公園の形状案の科学的な検証をしていただくよう依頼したこと。国においては、その依頼を引き受けていただき、コンサルに二次元流況解析と、熊本大学大本特任教授に監修いただき、200分の1のサイズで中川原公園を中心にした球磨川を熊大構内の実験場に再現して、4パターンを水理模型実験による現象確認をしていただいたこと。また、市長自ら、熊大に出向いて二次元解析の結果の説明を受け、模型実験装置で4案それぞれの水の流れ方、水位の変化などを確認したこと。そして、検証結果を受けて、中川原公園を治水、観光、歴史、公園の在り方を総合的に考えた結果、中川原公園の復旧は、被災前の公園地盤高から約2メートル地盤を下げる案で復旧計画を進めることを決断したことについて説明を受け、その後、審議に入りました。

1番項の、中川原公園形状変更に伴う流況解析等の結果報告についての説明では、八代河川国道事務所調査課長の酒匂様より、資料に基づき説明をいただいております。比較検討に当たっては、第1案・原型復旧、第2案・スリム化（施設の廃止・樹木伐採）、第3案・スリム化（施設の廃止・樹木伐採・公園盤下げ）、第4案・公園廃止の4つの案で行われました。

また、①面的な流況解析シミュレーションと、②水理模型実験の2つの手法で、水理模型実験は、200分の1のスケールで中川原公園と球磨川を再現して行われております。

説明の中で、第1案から第4案まで、期待できる効果や冠水する頻度等々、詳細な説明をいただきました。

治水上の影響の結果では、水位の低減効果、流速の緩和に対しては、第3案、第4案が治水上有意な結果となったこと。そして、公園利用の観点では、第3案は、地盤は下げるが、年に1回程度、冠水するか、しないかという状況。第4案は公園として利用がないということであるため、公園利用の観点では第3案のほうが有利なのではないかとのことであり、結果としては、第3案が治水上効果があり、かつ公園利用が継続できるのではないかということが確認できたとの説明がありました。

委員から、胸川の水が出たときの影響は検討したのかとの質疑に、令和2年7月豪雨もかなり大きな流量であり、その点を踏まえた解析を行っているが、胸川の流量は、本川に比べたら小さい影響であるため、ほぼ影響はないということで確認しているとの答弁がっております。また、委員から、公園の上を流れることによって公園自体の高さが低くなり、公園自体が自然となくなっていくという心配はないのかとの質疑に対し、公園周りには護岸といった設備もあり、もともと支川が流入するような箇所ですら自然と中州が形成されてきたということかと思うので、そういった歴史的な経緯や護岸等の措置といったところで、懸念する点は対処できると思っているとの答弁がっております。そのほかにも、委員から多くの質疑が出され、それぞれに詳細な答弁をいただき、第7回の特別委員会を閉会しております。

次に、令和3年11月15日月曜日に、第8回となります本特別委員会を開催しました。審議事項は、視察研修について、委員派遣について審議を行いました。

事務局から、資料に基づき、南阿蘇村の立野ダム、阿蘇市の内牧遊水地及び小倉遊水地に係る視察行程の説明があり、その後委員派遣を行い、12月1日に視察することを決定いたしました。

次に、令和3年12月15日水曜日に、第9回となります本特別委員会を開催いたしました。審議事項は、視察研修のまとめについて審議を行いました。

委員から、立野ダムにおける堆砂については、全てきれいに流れていくという説明を受けたが、本当に全てが出ていくということは考えにくいのではないかと思う。もっと国交省の説明に関して、本当にどうなのかというところを考えていく必要があるのではないかとの意見がっております。

また、人吉市の上流部における遊水地計画について、上流部でどのようなになっているのかの説明を本特別委員会にいただきたいとの意見もっております。

以上、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第21 復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第21、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮原将志議員。

○6番（宮原将志君）（登壇） 日程第21、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長報告をいたします。

9月29日に第4回、10月21日に第5回、11月15日に第6回、12月15日に第7回を開催しておりますので、順次審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。また、12月1日に、上益城郡益城町において災害公営住宅及び土地地区画整理事業についての視察研修を実施しております。

まず、第4回復興のまちづくりに関する特別委員会は、令和3年9月29日水曜日に開催いたしました。審議事項は、9月に開催した地区別懇談会について審議を行いました。

執行部から、9月15日から18日までに重点地区の8地区で開催された地区別懇談会で配布された資料をもとに、各地区の整備方針などの説明を受けました。

その説明に対し、委員から、災害公営住宅を町なかに建てることを検討しているのかという質疑があり、執行部から、資料はあくまでもまだイメージなので、どこにどう造るのか

確定はしていないとの答弁がっております。

次に、第5回復興のまちづくりに関する特別委員会は、令和3年10月21日木曜日に開催いたしました。審議事項は、人吉市復興まちづくり計画について審議を行いました。

10月末の策定に向けての最終調整を進めていた復興まちづくり計画の10月21日時点での案について、執行部から説明を受けました。計画策定の趣旨、位置付け、復興まちづくりの基本的な考え方や基本方針。また、それらを踏まえた地区別懇談会での内容をもとにした地区ごとの具体的な取組方針など、6章立てで構成されている復興まちづくり計画について、各章ごとに内容の説明がありました。

その後、委員から、土地の買上げや土地の再利用等についてや、まちづくりの計画の重点措置の中で地権者の意見徴取について、大柿、中神の遊水地計画の進捗状況などについて質疑がありました。

また、委員から、被災市街地復興推進地域の土地所有者の方には進捗状況などの意見交換などは個別にやっていただきたいという意見や、11月に入って戸別訪問される際には、職員の方には統一された資料を持って対応していただきたいなどの意見が出されました。

次に、第6回復興のまちづくりに関する特別委員会は、令和3年11月15日月曜日に開催いたしました。審議事項は、視察研修について、委員派遣について審査を行い、令和3年12月1日水曜日に、令和2年7月豪雨からの復旧・復興を推進するに当たり、災害公営住宅及び土地区画整理事業の先進地である上益城郡益城町の視察を実施することとし、派遣委員は、復興のまちづくりに関する特別委員会委員全員とすることにいたしました。

次に、第7回復興のまちづくりに関する特別委員会は、令和3年12月15日水曜日に開催いたしました。審議事項は、視察研修のまとめで、委員から、土地区画整理事業について、仮換地の進捗率が現在68.8%しか進んでいないということだった。かなり同意がもらえていない状況が推測できる。いろいろな条件で同意ができなくて、大変な状況に置かれている方もおられると思う。私たちはそういうところにも心を配っていく必要があると感じたという意見。災害復興住宅の建設に関しては、住民の意向に添って、なるべく希望の校区ごとに災害復興住宅を整備されて、元の居住区にお住まいいただけるような努力をされていた。本市においても、災害復興住宅の場所については住民の意向を酌み取って対応されたいとの意見がありました。

また、益城町は、まちづくり株式会社をつくって復興に取り組んでいるとのことだったが、本市でも同様のことを検討しているのかとの質疑があり、執行部から、具体的にどうするかというのはこれからであるが、復興は行政だけでなし得るものではない。特に町なかについては、民間の投資が重要である。枠組みをつくることが本市の役割であると考えている。中心市街地については、商工会議所と一緒に、民間の方とどのように共同していけるかを、専門家の意見も参考にしながら検討していきたいとの答弁がありました。

また、執行部からの意見として、地震と水害という災害の種類は異なるが、復興という点からは参考とすべき点が多くある。益城町は600戸を超える災害復興住宅を整備しており、建設、形態、運営についても様々な手法を取られていた。本市においては、災害復興住宅だけでなく、復興事業については多様な手法を検討しながら進めていきたい。行政が勝手に進めていくというのではなく、住民の意向を十分に聞き、しっかりと対応していくという視点を大切にしていきたいとの意見が出されました。

以上、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第22 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第22、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第22、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和3年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、11月26日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、24番、松野富雄議員（球磨村）と25番田代利一議員（球磨村）が指名されました。日程第2、会期の決定については、11月26日開会、11月27日から12月23日までを休会とし、12月24日までとすることに決定しました。

日程第3、行政報告があり、理事会代表理事から8月の令和3年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号から日程第5、認定第2号までの一般会計及び特別会計2件の令和2年度歳入歳出決算認定については、令和2年度決算特別委員会委員長、11番、吉田眞二議員（錦町）から審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、委員長報告のとおり、全員異議なく原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、議案第11号令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第12号令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）、日程第8、議案第13号財産の処分についての3議案を一括し、執行部の提案理由の説明後、日程第7、議案第12号を除く2議案について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、日程第6、議案第11号、日程第8、議案第13号の2議案については、原案のとおり可決され、1日目は散会となりました。

以上、報告を終わります。

日程第23 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第23、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。牛塚孝浩議員。

○4番（牛塚孝浩君）（登壇） それでは、日程第23、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。令和3年10月29日午後3時より、第4回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開催されました。

日程第1、会期の決定については、10月29日、1日間と決定し、日程第2、会議録署名議員の指名において、3番、人吉市選出の私、牛塚孝浩と、4番、同じく人吉市選出の本村令斗議員が指名されました。

日程第3、発議第1号人吉下球磨消防組合議会特別委員会条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、発議第2号人吉下球磨消防組合議会会議規則の全部を改正する規則の制定については関連性があることから、一括で審議。日程第5、発議第3号消防庁舎建設に関する特別委員会の設置について審議され、全会一致で原案どおり可決されました。

その後、暫時休憩となり、第1回目の消防庁舎建設に関する特別委員会が開催され、人吉市選出の私、牛塚孝浩が委員長に、錦町選出の竹田農利人議員が副委員長に選任されました。

特別委員会終了後、臨時会を再開し、特別委員会委員長と副委員長の選任を報告し、終了となりました。

次に、第5回人吉下球磨消防組合議会定例会が、令和3年11月26日金曜日、午後3時より、人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開催されました。

日程第1、会期の決定については、11月26日、1日間と決定をし、日程第2、会議録署名議員の指名において、5番、山江村選出の立道徹議員、6番、錦町選出の竹田農利人議員が指名されました。

日程第3、議案第1号令和2年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、会計管理者より決算内容と成果について説明があり、引き続き、組合選出の高瀬久人監査委員より監査結果と意見書の説明があり、全員異議なく、これを認定いたしました。

日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について審議、日程第5、議案第3号令和3年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ2,453万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,743万3,000円とするものです。議案第2号、第3号に対して、全会一致で原案どおり可決されました。

日程第6、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長より、目的と調査内容について報告が

あり、質疑なく閉会となりました。

以上、報告を終わります。

日程第24 議員派遣について

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第24、議員派遣についてを議題とします。

本件につきましては、議員を派遣する際には会議規則第123条の規定により、議会の議決を要するものであります。

お諮りをいたします。ただいまお手元に配付してありますように、松村太議員ほか16名を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） それでは、日程の追加についてお諮りします。

議第98号令和3年度人吉市一般会計補正予算（第9号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第98号

○議長（西 信八郎君） 執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。

ただいま、追加提案いたしました予算案件につきまして、概要を御説明いたします。

議第98号令和3年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）は、国の新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、18歳以下の子供がいる世帯に対し、子供1人当たり10万円を一括給付するための給付金の補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ2億4,908万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ320億1,869万9,000円とするものです。

以上、提案しております予算案件につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇） 皆様、こんにちは。

それでは、議第98号令和3年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。まず、歳入について御説明をいたします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2億4,908万4,000円の増額補正は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の増でございます。

次に、歳出でございます。7ページをお願いいたします。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童支援費2億4,908万4,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、国から自治体の判断で現金一括給付も可能との指針が示されましたことから、本市におきましても速やかに事業を推進するため、補正予算（第8号）の先行給付の5万円に、残り5万円を加えまして10万円を一括給付するための給付金のほか、事務的経費でございます。

以上で、議第98号令和3年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）についての補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西 信八郎君） これより質疑を行います。本件について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

お諮りをします。本件については委員会付託を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

それでは、採決します。議第98号について、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第98号は原案のとおり可決確定いたしました。

日程第25 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第25、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出がっております。各委員長の申出に対し、質疑はあ

りませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

(令和 3 年12月第 6 回人吉市議会定例会)

○予算委員会

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
陳第 1 1 号	陳情書	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第12号	有効求人倍率が高い職種への新規採用者に対する自治体からの奨励金支給制度の制定に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

意見第8号人吉下球磨消防組合本部・上球磨消防組合本部の広域化に関する意見書（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 意見第8号

○議長（西 信八郎君） 提出者の説明を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中 哲君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書の朗読によって代えさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第8号

人吉下球磨消防組合本部・上球磨消防組合本部の広域化に関する意見書（案）

近年の災害は、火災・救急などの災害に加え大規模な地震や局地的な豪雨など多岐にわたり、その被害は甚大で、住民生活に大きな影響を及ぼしています。

特に昨年7月4日に発生した未曾有の大災害である令和2年7月豪雨は、死者・行方不明者69人となり、多くの尊い命を奪うことになりました。

大災害から市民の生命、財産を守る消防の担う役割の大きさが改めて見直されたところであり、今後、消防体制の充実、強化を図るためには、消防本部の規模拡大が不可欠です。

国では、消防本部の規模を拡大するための指針として、平成18年に「消防組織法の一部を改正する法律」を公布・施行、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を告示しました。

この指針では消防本部の規模は、一般的に大きいほど火災などの災害に対応する能力が強化され、また組織の管理や財政上の観点からも望ましいとされ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模などから考えると、管轄する人口については、おおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしています。

これを受けて熊本県では平成20年5月、県内の消防本部（当時13消防本部）を、管轄する人口30万人を目途に4ブロック（城北、中央、城南、天草）に分けて広域化を推進し、将来的には県下一消防本部体制を目指す「熊本県消防広域化推進計画」を策定しました。

天草を除く各ブロックでは、市町村長等で構成する消防広域化協議会が設置され、協議を

行ってきましたが、城北、城南ブロックでは協議会を解散し、中央ブロックでは熊本市と高遊原南消防組合（益城町、西原村）が広域化したのみで、4ブロックの広域化に向けた動きは終了しました。

また、人吉球磨地域においては平成25年7月、人吉球磨地域消防力強化検討会（10市町村、2消防本部、熊本県で構成）が設置され、2消防本部間で「救急相互応援協定」の可能性を検討するも協定締結に至っておりません。

この間、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」は平成25年、平成30年にも改正され、広域化の期限が令和6年4月1日に延長されています。平成25年4月の改正では、管轄人口の目標である30万人に必ずしもこだわらないこと、小規模消防本部や広域化の機運が高い地域等を重点的に支援していくことが示されました。

さらに、熊本県は令和元年9月、「熊本県消防力強化推進計画」を改定しました。この計画においても広域化により、現場到着時間の短縮や現場活動要員の増強等が図られるとし、また一本部体制への過程で、一部の消防本部で自主的に広域化の検討が進んだ場合、過渡的な体制として再編や統合を支援する方針も盛り込まれています。

この人吉球磨圏域は、高齢化を背景とした救急需要の増大や大規模災害への対応は喫緊の課題です。市民の生命、財産を守るために消防力の強化は必須であり、令和2年7月豪雨を受けた今こそ、二つの消防本部の広域化を推進することを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月21日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

人吉下球磨消防組合管理者

森本 完一 様

意見第8号

人吉下球磨消防組合本部・上球磨消防組合本部の広域化に関する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月21日

人吉市議会議員 西 信八郎 様

提出者 人吉市議会議員

大 塚 則 男 福 屋 法 晴

井 上 光 浩 犬 童 利 夫

牛 塚 孝 浩 豊 永 貞 夫

宮 原 将 志 高 瀬 堅 一

平 田 清 吉 池 田 芳 隆
徳 川 禎 郁 宮 崎 保
西 洋 子 松 村 太
田 中 哲

以上でございます。

○議長（西 信八郎君） これより質疑を行います。本件について、質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

お諮りをします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

意見第8号について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、意見第8号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

それでは、これをもって、令和3年12月第6回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後0時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 西 信八郎

人吉市議会議員 高 瀬 堅 一

人吉市議会議員 宮 崎 保